

# 出雲市地域防災計画

## 附属資料

平成 27 年(2015) 6 月

出雲市

# 出雲市地域防災計画附属資料編目次

## 第1 防災組織関係

1. 出雲市防災会議条例	1
2. 出雲市災害対策本部条例	3
3. 出雲市災害対策本部規程	4
4. 出雲市新型インフルエンザ対策条例	6
5. 出雲市防災会議委員	7

## 第2 防災施設・資材・器材関係

1. 消防施設・資材・器材	8
2. 水防施設	9
3. 地区災害対策本部へ配備している資器材（防災安全課）	10
4. 陸上自衛隊出雲駐屯地が保管している資器材	11

## 第3 通信情報関係

1. 市防災行政無線局	12
2. デジタル式防災行政無線通話装置設置個所及び電話番号一覧	17
3. 市広報車	18
4. 一般無線局	18

## 第4 避難所関係

1. 指定緊急避難場所兼ねて指定避難所	20
2. 地震災害時における指定緊急避難場所	25

## 第5 食糧調達関係

1. 米穀即時調達	30
2. 米飯即時調達可能数量	30
3. パン製造業者	30
4. 飲料水・副食・調味料等の即時調達可能数量	31

## 第6 生活必需物資関係

1. 生活必需物資調達先	34
--------------	----

## 第7 食料品・生活必需物資供給基準

1. 食料品	36
2. 主食等	36

3. 生活必需品	-----	36
<b>第8 医療関係</b>		
1. 病院	-----	37
2. 医院・診療所	-----	38
<b>第9 防疫及び清掃関係</b>		
1. 市所有防疫及び清掃器材	-----	43
2. 薬品の即時調達可能業者	-----	43
3. 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿・浄化槽汚泥）	-----	45
4. 一般廃棄物収集運搬許可業者（ごみ）	-----	45
<b>第10 給水関係</b>		
1. 市営水道	-----	47
2. 給水車・器材	-----	50
<b>第11 障害物除去機械</b>		
1. 建設業者保有機械	-----	51
<b>第12 輸送関係</b>		
1. ヘリポート予定地	-----	54
2. 市有自動車等台数	-----	55
3. ハイヤー事業者及び車両台数	-----	56
4. 主要貨物自動車運送事業者及び車両台数	-----	56
5. 漁港・港湾及び漁船	-----	57
<b>第13 自主防災組織</b>		
1. 地区災害対策本部組織	-----	58
2. 地域防災組織	-----	59
<b>第14 避難行動要支援者対策関係</b>		
1. 避難行動要支援者関連社会福祉施設（水害）	-----	62
2. 避難行動要支援者関連社会福祉施設（土砂災害）	-----	65
<b>第15 水防関係</b>		
1. 重要水防区域	-----	66
2. 危険な箇所	-----	68

3. 土砂災害警戒区域（急傾斜地・土石流・地すべり）	80
4. 雨量観測局	81
5. 水位観測局	83

## 第16 協定関係

1. 災害時の相互応援に関する協定	84
2. 風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書	86
3. 災害情報放送の実施に関する協定書	88
4. 災害時における相互協力に関する協定書	90
5. 災害時における備蓄非常食料品に関する協定書	92
6. 島根県防災ヘリコプター応援協定	94
7. 災害時における相互援助協定	96
8. メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	98
9. 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い確認書	100
10. 災害時における宿泊施設の使用に関する協定（通称：災害キューナンホテル）	102
11. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書	104
12. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書	105
13. 災害情報放送の実施に関する協定書	106
14. 災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書	108
15. 災害時における物資の調達に関する協定書	110
16. 災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書	112
17. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	114
18. 災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書	116
19. 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定	118
20. 災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書	121
21. 災害時における情報交換に関する協定書	123
22. 災害時における相互応援協定書	124
23. 緊急時における緊急情報放送に関する協定書	126
24. 緊急事態における隊友会の協力に関する協定書	128
25. 災害時における消防水等の供給支援に関する協定書	130
26. 防災対策協力に関する協定書	132
27. 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	133
28. 大規模災害時における相互応援に関する協定	135
29. 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	137
30. 災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書	140
31. 災害時における飲料水等の提供に関する協定書	142
32. 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書	144

## 第17 その他

1. 被害状況報告様式(災害通報票)	-----	146
2. 速報票様式	-----	147
3. 緊急通行車両	-----	151
4. り災証明	-----	154
5. 災害年報	-----	155

# 第1 防災組織関係

## 1. 出雲市防災会議条例

(平成 17 年出雲市条例第 310 号)

改正 平成 23 年 9 月 30 日条例第 112 号・平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、出雲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出雲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 出雲市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 島根県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、80 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 112 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 出雲市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 309 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、出雲市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(支部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に支部を置くことができる。

2 支部に属すべき本部員(以下「支部員」という。)は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部員がこれに当たる。

4 支部長は、支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

### 3. 出雲市災害対策本部規程

平成 17 年 3 月 22 日  
告示第 197 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、出雲市災害対策本部条例(平成 17 年出雲市条例第 309 号)に基づき、災害対策本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部の設置)

第 2 条 災害対策本部に次の部を置き、それぞれ業務を処理する。

総務部

- (1) 災害対策の総括に関する事。
- (2) 出雲市防災会議委員との連絡調整に関する事。
- (3) 国、県、その他防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 各部との連絡調整に関する事。
- (5) 災害対策本部会議に関する事。
- (6) 災害対策連絡会議に関する事。
- (7) 強制権発動に関する事。
- (8) 指揮指令の伝達に関する事。
- (9) 地区担当者に関する事。
- (10) 情報収集に関する事。
- (11) 広報活動に関する事。
- (12) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (13) 記者発表に関する事。
- (14) 支部との連絡調整に関する事。
- (15) 交通各社との連絡調整に関する事。
- (16) 非常警備及び災害に伴う犯罪防止に関する事。
- (17) 職員の非常招集に関する事。
- (18) 応援要員の確保、配置に関する事。
- (19) 避難場所の指示に関する事。
- (20) 避難者の誘導に関する事。
- (21) 他の部に属さない事。

調査経理部

- (1) 被害状況の調査、報告に関する事。
- (2) 災害対策費の経理に関する事。
- (3) 市有財産の被害状況の取りまとめに関する事。
- (4) 市有自動車の配車に関する事。
- (5) 民間自動車の借上げに関する事。
- (6) 災害対策本部等で使用する物品の調達に関する事。
- (7) 避難所等への物資の搬送に関する事。

厚生部

- (1) 医療救護に関する事。
- (2) 医療用資材及び要員の調達に関する事。
- (3) 臨時救護所の管理運営に関する事。
- (4) 県の指示を受けて実施する感染症に関する事。
- (5) 医療救護関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 避難所の管理運営に関する事。
- (7) 日本赤十字社島根県支部との連絡調整に関する事。
- (8) 避難所等における生活必需品及び食糧の調達、配給等に関する事。
- (9) 義援金の収受、配分に関する事。
- (10) 支援物資の受入れ、仕分けに関する事。
- (11) 災害救助法発動に伴う委託業務の管理に関する事。
- (12) 福祉施設の災害対策に関する事。
- (13) 災害ボランティアに関する事。

環境部

- (1) 清掃整理に関する事。
- (2) 防疫に関する事。
- (3) 埋(火)葬に関する事。

建設部

- (1) 道路、河川、橋りょう等の応急措置及び被害調査に関する事。

- (2) 応急対策用資機材等の調達及び輸送に関する事。
- (3) 関係官公署との連絡調整に関する事。
- (4) 市有建物の被害調査及び応急措置に関する事。
- (5) 応急仮設住宅に関する事。
- (6) 公園及び街路樹の被害調査及び応急措置に関する事。

産業部

- (1) 農林業関係の被害調査及び応急措置に関する事。
- (2) 水産関係の被害調査及び応急措置に関する事。
- (3) 商工業施設の被害調査に関する事。

文化部

- (1) 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関する事。
- (2) 文化施設及び文化財の被害調査及び応急措置に関する事。
- (3) 体育施設の被害調査及び応急措置に関する事。
- (4) 観光施設の被害調査及び応急措置に関する事。

教育部

- (1) 教育施設の被害調査及び応急措置に関する事。
- (2) 園児、児童、生徒の避難等に関する事。
- (3) 災害時の応急教育に関する事。

水道部

- (1) 上下水道設備の被害調査及び応急措置に関する事。
- (2) 飲料水の確保、調達に関する事。
- (3) 被害地区への飲料水の供給に関する事。
- (4) 上下水道用資機材及び要員の調達に関する事。
- (5) 関係機関との連絡、調整に関する事。

消防部

- (1) 消(水)防に関する事。
- (2) 消(水)防機関との連絡、調整に関する事。
- (3) 人命救助に関する事。
- (4) 各種警報及び気象通報に関する事。

医療部

- (1) 総合医療センターにおける災害対応医療に関する事。

災害対策本部支部

- (1) 災害対策本部支部の災害対策に関する事。
- (2) 災害対策本部との連絡調整に関する事。

現地災害対策本部

- (1) 現地の実情把握と災害対策業務への協力

(構成)

第3条 災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 1人  
副本部長 2人  
本部付 若干人  
部長 若干人  
副部長 若干人  
班長 若干人  
部員 若干人

2 災害対策本部は、別表のとおり編成する。

(活用計画)

第4条 部長は、毎年度の活用計画を作成し、本部長に提出しなければならない。

附 則  
この規程は、平成17年3月22日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成18年5月22日から施行する。

## 4. 出雲市新型インフルエンザ対策本部条例

平成25年4月13日  
条例第 23 号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、出雲市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議、出雲市国民保護協議会 委員名簿

(平成27年4月1日現在)

区分	職名	委員
会長	出雲市長	長岡 秀人
専門委員	陸上自衛隊出雲駐屯地駐屯地司令	伊達 俊之
指定地方行政機関	境海上保安部 部長	宮尾 努
	国土交通省出雲河川事務所 事務所長	舛田 直樹
	松江国道事務所出雲維持出張所 出張所長	青戸 治之
	松江地方気象台 次長	須藤 賢一
行政機関	島根県東部県民センター 出雲事務所 事務所長	半田 耕
	島根県出雲県土整備事務所 所長	永井 克彦
	島根県東部農林振興センター 出雲事務所 事務所長	渡邊 和正
	出雲保健所 所長	中川 昭生
	島根県出雲空港管理事務所 所長	神田 文明
警察	出雲警察署 警察署長	伊藤 敏成
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便株式会社 出雲郵便局 局長	長瀬 欣也
	JR西日本 出雲市駅 駅長	陰山 健二
	NTT西日本 島根支店 支店長	江崎 順一
	中国電力株式会社 出雲営業所 所長	渡部 誠司
	中国電力株式会社 出雲電力所 所長	森 繁樹
	中国電力島根原子力発電所 所長	北野 立夫
	出雲医師会 会長	堀江 卓史
	一畑電車株式会社 取締役運輸部長	谷口 学
	出雲ガス株式会社 代表取締役社長	森山 健一
	出雲ケーブルビジョン株式会社 代表取締役	今岡 余一良
	ひらたCATV株式会社 代表取締役社長	石原 俊太郎
	出雲市議会 議長	長廻 利行
	出雲市議会 総務委員長	保科 孝充
	出雲市議会 建設水道委員長	板垣 成二

区分	職名	委員
公共の団体	株式会社工フエムいずも 代表取締役	菊地 栄美子
	出雲市防災安全協会 会長	新藤 正人
	出雲地域自治協会 連絡協議会 会長	大塚 宗
	平田地域自治協会連合会 会長	稲田 伸夫
	佐田自治協会 会長	伊藤 國昭
	多伎町連合自治会 会長	柳楽 徹
	湖陵町区会連合会 会長	森山 陽治
	大社地域自治協会連合会 会長	入江 紀久男
	斐川地域自治協会連合会 会長	遠藤 泰夫
	出雲市連合婦人会 会長	村上 友代
	出雲市女性防火・防災クラブ連合会 会長	川谷 純子
消防団	出雲市消防団 団長	河原 基
	出雲市消防団 副団長	福間 義春
	出雲市消防団 副団長	亀滝 和利
	出雲市消防団 副団長	常松 茂美
	出雲市消防団 副団長	石飛 孝夫
	出雲市消防団 副団長	三原 敬一
	出雲市消防団 副団長	足立 勝司
教育	出雲市教育委員会 教育長	槇野 信幸
消防	出雲市消防本部 消防長	森山 靖夫
出雲市	出雲市 副市長	伊藤 功
	出雲市 副市長	野口 武人
	出雲市 総合政策部長	高田 茂明
	出雲市 行政改革部長	児玉 俊雄
	出雲市 総務部長	板倉 勝巳
	出雲市 財政部長	吾郷 一郎
	出雲市 市民文化部長	曾田 俊彦
	出雲市 健康福祉部長	佐藤 茂
	出雲市 経済環境部長	小瀧 昭宏
	出雲市 農林水産部長	坂根 真治
	出雲市 都市建設部長	板倉 優
	出雲市 教育委員会 教育部長	杉谷 学
	出雲市 上下水道局長	林 誠治
	出雲市立総合医療センター病院事業管理者	栗 稔弘
	出雲市 平田支所長	荒木 尚司
	出雲市 佐田支所長	竹下 達己
	出雲市 多伎支所長	山西 哲郎
	出雲市 湖陵支所長	岸 保
	出雲市 大社支所長	加村 健悟
	出雲市 斐川支所長	錦織 稔

## 第2 防災施設・資材・器材関係

(警防課:防災安全課:地区災害対策本部)

### 1. 消防施設・資材・器材

#### 1. 出雲市消防本部

種 別	数	種 別	数
消防職員数	215人	救助工作車	4台
無線施設数 (アナログ)	基地 9局	救急自動車	14台
	固定 9局	消防指令車	7台
	移動 150局	広報査察車	5台
無線施設数 (デジタル)	基地 3局	水防防災車	2台
	移動 116局	小型同動力ポンプ	7台
普通ポンプ自動車	8台	緊急自動二輪車(赤バイ)	3台
水槽付ポンプ自動車	6台	資機材運搬車	3台
はしご付消防自動車(35m)	1台	燃料補給車	1台
化学消防ポンプ自動車	1台		

#### 2. 出雲市消防団

地 域	消防団員 (人)	防火水槽 (箇所)	消火栓 (箇所)	コミュニテ ィ消防セン ター	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	普 通 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ
団本部	44	—	—	—	—	—	4台
出 雲	487	386 (40 m <sup>3</sup> 以上 229) (40 m <sup>3</sup> 未満 157)	908	37施設	36台	1台	
平 田	421	319 (40 m <sup>3</sup> 以上 58) (40 m <sup>3</sup> 未満 261)	375	6施設	30台		3台
佐 田	160	98 (40 m <sup>3</sup> 以上 40) (40 m <sup>3</sup> 未満 58)	93	13施設	12台		
多 伎	98	51 (40 m <sup>3</sup> 以上 38) (40 m <sup>3</sup> 未満 13)	124		8台		
湖 陵	110	88 (40 m <sup>3</sup> 以上 74) (40 m <sup>3</sup> 未満 14)	82		10台		
大 社	230	130 (40 m <sup>3</sup> 以上 59) (40 m <sup>3</sup> 未満 71)	345	5施設	22台		

斐川	252	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">48</td> </tr> <tr> <td>40 m<sup>3</sup>以上</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>40 m<sup>3</sup>未満</td> <td>4</td> </tr> </table>	48		40 m <sup>3</sup> 以上	44	40 m <sup>3</sup> 未満	4	634	23 施設	22 台	2 台	
48													
40 m <sup>3</sup> 以上	44												
40 m <sup>3</sup> 未満	4												
合計	1802	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">1120</td> </tr> <tr> <td>40 m<sup>3</sup>以上</td> <td>542</td> </tr> <tr> <td>40 m<sup>3</sup>未満</td> <td>578</td> </tr> </table>	1120		40 m <sup>3</sup> 以上	542	40 m <sup>3</sup> 未満	578	2563	84 施設	140 台	3 台	7 台
1120													
40 m <sup>3</sup> 以上	542												
40 m <sup>3</sup> 未満	578												

## 2. 水防施設(防災安全課)

### 斐伊川水系

所在地	上島町	大津町	武志町	西林木町	西代町	西代町	灘分町
水防倉庫名	上津	大津	川跡	北山	平田	西代防災 備蓄倉庫	灘分防災 倉庫

所在地	阿宮	下阿宮	剣先	井上	原鹿	湖岸	中央
水防倉庫名	上阿宮	阿宮	出西	鳥井	原鹿	黒目	荘原

### 神戸川水系

所在地	佐田町	佐田町	乙立町	馬木町	上塩冶町	古志町	高松町
水防倉庫名	八幡原	須佐	乙立	朝山 馬木	塩冶	古志	高松

所在地	下古志町	東神西町	荒茅町	西園町	稗原町	大社町	湖陵町
水防倉庫名	神門	神西	長浜	妙見	稗原	遥堪	湖陵

### その他

所在地	今市町	小山町	平野町	多伎町	多伎町	予備
水防倉庫名	今市	四絡	高浜	多伎 シーサイド	田儀	出雲 体育館

### 3. 地区災害対策本部へ配備している資機材(防災安全課)

特設公衆電話及び非常用小型発電機

地区災害対策本部 (コミュニティセンター)	特設公衆電話回線数 及び配備電話機台数	非常用小型発電機 900W
今市地区災害対策本部	2	
大津地区災害対策本部	2	
塩冶地区災害対策本部	3	
古志地区災害対策本部	1	
高松地区災害対策本部	3	
四絡地区災害対策本部	3	
高浜地区災害対策本部	1	
川跡地区災害対策本部	2	
鳶巣地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
上津地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
稗原地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
朝山地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
乙立地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
神門地区災害対策本部	2	
神西地区災害対策本部	1	
長浜地区災害対策本部	2	
平田地区災害対策本部	2	
灘分地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
国富地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
西田地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
鰐淵地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
久多美地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
檜山地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
東地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
北浜地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
佐香地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
伊野地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
須佐地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
窪田地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
多伎地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
湖陵地区災害対策本部	2	1台：平成25年度配備済
大社地区災害対策本部	2	
荒木地区災害対策本部	2	
遥堪地区災害対策本部	1	

地区災害対策本部 (コミュニティセンター)	特設公衆電話回線数及び 配備電話機台数	非常用小型発電機 900W
日御碕地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
鶴鷲地区災害対策本部	1	1台：平成25年度配備済
荘原地区災害対策本部	2	1台：平成26年度配備済
出西地区災害対策本部	2	1台：平成26年度配備済
阿宮地区災害対策本部	1	1台：平成26年度配備済
伊波野地区災害対策本部	2	
直江地区災害対策本部	1	
久木地区災害対策本部	1	
出東地区災害対策本部	1	

#### 4. 陸上自衛隊出雲駐屯地が保管している資器材 (H25 4/1 県地域防災計画より)

区 分	品 名	数 量	備 考
空中消火資材	空中消火用水納	3台	700 ㍓
	空中消火用混合機	1台	ポンプ噴射水利用
	貯水槽	1台	ナイロンターポリン製 2500 ㍓
	動力ポンプ	1台	最大出力 34PS
	消防ホース	3本	1本 65mm×20m
	給水ホース	3本	1本 75mm×6m
	消火剤(フォレックス)	55缶	15kg
その他の器材	チェンソー	18台	SP411
	チェンソー日立機	2台	
	チェンソー用オイル	3	
	ジェットシューター	10個	18 ㍓
	手曲鋸	201丁	刃渡り 30cm
	腰なた	204丁	刃渡り 18cm
	造林鎌	25丁	両刃ナギ型
	ロープ	5本	12mm/20cm
	組立布水槽	2組	1000 ㍓
	ガソリン缶	24缶	

### 第3 通信情報関係

#### 1. 市防災行政無線局

##### アナログ式

識別信号	種別	免許番号	免許の有効期限
ぼうさいいずも	基地局	中基 5807 号	H28.5.31
いずも 1	移動局	中移 57744 号	H28.5.31
いずも 5 1	移動局	中移 57745 号	H28.5.31
いずも 5 2	移動局	中移 57746 号	H28.5.31
いずも 5 3	移動局	中移 57747 号	H28.5.31
いずも 5 4	移動局	中移 57748 号	H28.5.31
いずも 5 5	移動局	中移 57749 号	H28.5.31
いずも 5 6	移動局	中移 57750 号	H28.5.31
いずも 5 7	移動局	中移 57751 号	H28.5.31
いずも 5 8	移動局	中移 58975 号	H28.5.31
いずも 5 9	移動局	中移 58976 号	H28.5.31
いずも 6 0	移動局	中移 575169 号	H28.5.31
いずも 6 1	移動局	中移 575170 号	H28.5.31
いずも 6 2	移動局	中移 575171 号	H28.5.31
いずも 6 3	移動局	中移 575201 号	H32.5.31
いずも 6 4	移動局	中移 575202 号	H32.5.31
いずも 6 5	移動局	中移 575203 号	H32.5.31
いずも 6 6	移動局	中移 10006848 号	H28.5.31
いずも 6 7	移動局	中移 10006849 号	H28.5.31
いずも 6 8	移動局	中移 10006850 号	H28.5.31
いずも 6 9	移動局	中移 10014166 号	H28.5.31
いずも 7 0	移動局	中移 10014167 号	H28.5.31
いずも 7 1	移動局	中移 10014168 号	H28.5.31
いずも 7 2	移動局	中移 10024873 号	H28.5.31
いずも 7 3	移動局	中移 10024874 号	H28.5.31
いずも 7 4	移動局	中移 10024875 号	H28.5.31
いずも 7 5	移動局	中移 10028950 号	H32.5.31
いずも 7 6	移動局	中移 10028951 号	H32.5.31
いずも 7 7	移動局	中移 10028952 号	H32.5.31
いずも 7 8	移動局	中移 10030952 号	H28.5.31
いずも 7 9	移動局	中移 10030953 号	H28.5.31
いずも 8 0	移動局	中移 10030954 号	H28.5.31
いずも 8 1	移動局	中移 10033807 号	H28.5.31
いずも 8 2	移動局	中移 10033808 号	H28.5.31
いずも 8 3	移動局	中移 10033809 号	H28.5.31
いずも 8 4	移動局	中移 10036680 号	H28.5.31
いずも 8 5	移動局	中移 10036681 号	H28.5.31
いずも 8 6	移動局	中移 10036682 号	H28.5.31
いずも 8 7	移動局	中移 10040959 号	H28.5.31
いずも 8 8	移動局	中移 10040960 号	H28.5.31

識別信号	種 別	免許番号	免許の有効期限
いずも89	移動局	中移 10040961 号	H28.5.31
いずも90	移動局	中移 10046580 号	H28.5.31
いずも91	移動局	中移 10046581 号	H28.5.31
いずも92	移動局	中移 10046582 号	H28.5.31
いずも93	移動局	中移 10050959 号	H28.5.31
いずも94	移動局	中移 10050960 号	H28.5.31
いずも95	移動局	中移 10050961 号	H28.5.31
いずも96	移動局	中移 10053033 号	H28.5.31
いずも97	移動局	中移 10053034 号	H28.5.31
いずも98	移動局	中移 10053035 号	H28.5.31
いずも99	移動局	中移 10055629 号	H28.5.31
いずも 100	移動局	中移 10055630 号	H28.5.31
いずも 101	移動局	中移 10055631 号	H28.5.31
いずも 102	移動局	中移 10057348 号	H28.5.31
いずも 103	移動局	中移 10057349 号	H28.5.31
いずも 104	移動局	中移 10057350 号	H28.5.31
いずも 105	移動局	中移 10058130 号	H28.5.31
いずも 106	移動局	中移 10058131 号	H28.5.31
いずも 107	移動局	中移 10058132 号	H28.5.31
いずも 108	移動局	中移 10066790 号	H28.5.31
いずも 109	移動局	中移 10066791 号	H28.5.31
いずも 110	移動局	中移 10066792 号	H28.5.31
いずも 111	移動局	中移 10066793 号	H28.5.31
いずも 112	移動局	中移 10066794 号	H28.5.31
いずも 113	移動局	中移 10066795 号	H28.5.31
ぼうさいさだ	基地局	中基 5858 号	H28.5.31
さだ101	移動局	中移第 58453 号	H28.5.31
さだ103	移動局	中移第 58490 号	H28.5.31
さだ201	移動局	中移第 58455 号	H28.5.31
さだ202	移動局	中移第 58456 号	H28.5.31
さだ203	移動局	中移第 58457 号	H28.5.31
ぼうさいたき	基地局	中基第 5874	H28.5.31
ぼうさいたき201	移動局	中移 58680	H28.5.31
ぼうさいたき202	移動局	中移 58681	H28.5.31
ぼうさいたき203	移動局	中移 58682	H28.5.31
ぼうさいたき204	移動局	中移 58683	H28.5.31
ぼうさいたき205	移動局	中移 58684	H28.5.31
ぼうさいたき206	移動局	中移 58685	H28.5.31
ぼうさいたき11	移動局	中移 58686	H28.5.31
ぼうさいたき12	移動局	中移 58687	H28.5.31
ぼうさいたき13	移動局	中移 58688	H28.5.31
ぼうさいたき14	移動局	中移 58689	H28.5.31
ぼうさいたき15	移動局	中移 58690	H28.5.31
ぼうさいたき16	移動局	中移 58691	H28.5.31

識別信号	種別	免許番号	免許の有効期限
ぼうさいたき101	移動局	中移 58692	H28.5.31
ぼうさいたき102	移動局	中移 58693	H28.5.31
ぼうさいたき103	移動局	中移 58694	H28.5.31
ぼうさいたき104	移動局	中移 575066	H28.5.31
ぼうさいたき110	移動局	中移 575072	H28.5.31
ぼうさいこりょうちょう	固定局	中第 38649号	H29.11.30
(同報系屋外子局)	固定局	中第 38650号～ 中第 38661号	H29.11.30

## デジタル式

識別信号	種別	免許番号	免許の有効期限
ぼうさいいずもしくろやま	中継局	中第 36207号	H29.11.30
ぼうさいいずもしあかだに	中継局	中固第 37473号	H29.11.30
ぼうさいいずもし	固定局	中固第 13908号	H29.11.30
ぼうさいいずもしよしの	再送信子局	中固第 13909号	H29.11.30
ぼうさいいずもしだいせん	簡易中継局	中固第 13910号	H29.11.30
ぼうさいいずもしいづち	簡易中継局	中固第 13911号	H29.11.30
ぼうさいいずもしみやのべ	簡易中継局	中固第 13912号	H29.11.30
ぼうさいいずもしみつばふんかせんたー	再送信子局	中固第 13913号	H29.11.30
ぼうさいいずもしおだ	簡易中継局	中固第 13914号	H29.11.30
ぼうさいいずもしさだししょ	固定局	中固第 13915号	H29.11.30
ぼうさいいずもしごう	固定局	中固第 13916号	H29.11.30
ぼうさいいずもしさだ	固定局	中固第 13917号	H29.11.30
ぼうさいいずもしおおろ	固定局	中固第 13918号	H29.11.30
ぼうさいいずもしすさしょう	固定局	中固第 13919号	H29.11.30
ぼうさいいずもしはらだ	固定局	中固第 13920号	H29.11.30
ぼうさいいずもしにしやまなか	固定局	中固第 13921号	H29.11.30
ぼうさいいずもしくぼたこみせん	固定局	中固第 13922号	H29.11.30
ぼうさいいずもしけづ	固定局	中固第 13923号	H29.11.30
ぼうさいいずもしにしき	固定局	中固第 13924号	H29.11.30
ぼうさいいずもしにえ	固定局	中固第 13925号	H29.11.30
ぼうさいいずもしさつめ	固定局	中固第 13926号	H29.11.30
ぼうさいいずもしはしなみ	固定局	中固第 13927号	H29.11.30
ぼうさいいずもしたきししょ	固定局	中固第 13928号	H29.11.30
ぼうさいいずもしつかのおだにかいかん	固定局	中固第 13929号	H29.11.30
ぼうさいいずもしおくたぎかいかん	固定局	中固第 13930号	H29.11.30
ぼうさいいずもしずなかいかん	固定局	中固第 13931号	H29.11.30
ぼうさいいずもしつるみかいかん	固定局	中固第 14097号	H29.11.30
ぼうさいいずもしふなつ	固定局	中固第 14215号	H29.11.30
ぼうさいいずもしうわさ	固定局	中固第 14216号	H29.11.30
ぼうさいいずもしかみあさやま	固定局	中固第 14217号	H29.11.30
ぼうさいいずもしけんだばら	固定局	中固第 14218号	H29.11.30
ぼうさいいずもしさんぶちゅうおう	固定局	中固第 14219号	H29.11.30

ほうさいいずもしもりさか	固定局	中固第 14220 号	H29.11.30
ほうさいいずもしみみく	固定局	中固第 14221 号	H29.11.30
ほうさいいずもしにしだに	固定局	中固第 14222 号	H29.11.30
ほうさいいずもしまき	固定局	中固第 14223 号	H29.11.30
ほうさいいずもしたちくえ	固定局	中固第 14224 号	H29.11.30
ほうさいいずもしかみつこみせん	固定局	中固第 14225 号	H29.11.30
ほうさいいずもしひえばらこみせん	固定局	中固第 14226 号	H29.11.30
ほうさいいずもしあさやまこみせん	固定局	中固第 14227 号	H29.11.30
ほうさいいずもしおったちこみせん	固定局	中固第 14228 号	H29.11.30
ほうさいいずもしこりょうししょ	固定局	中固第 14229 号	H29.11.30

## 斐川地域

### アナログ式

識別信号	種別	免許番号	免許の有効期限
ほうさいひかわちょう	固定局	中固第 4937 号	H29.11.30
こうほうひかわちょう	固定局	中固第 4963 号	H29.11.30
ほうさいひかわちょうぶつきょうざん	固定局	中固第 4938 号	H29.11.30
こうほうひかわちょうぶつきょうざん	固定局	中固第 4964 号	H29.11.30
ふくしせんたー※	固定局	中固第 4939 号	H29.11.30
しょうばらこうみんかん※	固定局	中固第 4940 号	H29.11.30
しょうばらしょうがっこう※	固定局	中固第 4941 号	H29.11.30
たけべとうざいこうえん※	固定局	中固第 4942 号	H29.11.30
いちぶんだんさんぶかくのうこ※	固定局	中固第 4943 号	H29.11.30
あぐこうみんかん※	固定局	中固第 4944 号	H29.11.30
しゅっさいこうみんかん※	固定局	中固第 4945 号	H29.11.30
はらぐみこうみんかん※	固定局	中固第 4946 号	H29.11.30
かみあぐだいいちけんしゅうかんみなみ※	固定局	中固第 4947 号	H29.11.30
ひむろちくけんしゅうかん※	固定局	中固第 4948 号	H29.11.30
にしのしょうがっこう※	固定局	中固第 4949 号	H29.11.30
いわのこうみんかん※	固定局	中固第 4950 号	H29.11.30
あくていーひかわ※	固定局	中固第 4951 号	H29.11.30
にぶんだんごぶかくのうこ※	固定局	中固第 4952 号	H29.11.30
ひかわにしちゅうがっこう※	固定局	中固第 4953 号	H29.11.30
なおえこうみんかん※	固定局	中固第 4954 号	H29.11.30
ひさぎこうみんかん※	固定局	中固第 4955 号	H29.11.30
いまざいけのうぎょうほーる※	固定局	中固第 4956 号	H29.11.30
いばらけんしゅうせんたー※	固定局	中固第 4957 号	H29.11.30
しゅっとうこうしょうがっこう※	固定局	中固第 4958 号	H29.11.30
しゅっとうこうみんかん※	固定局	中固第 4959 号	H29.11.30
みずほこうみんかん※	固定局	中固第 4960 号	H29.11.30
なかすかみぐみこうみんかん※	固定局	中固第 4961 号	H29.11.30
どてまちこうみんかん※	固定局	中固第 4962 号	H29.11.30

斐川地域

アナログ式

※印は屋外拡声子局

識別信号	種別	免許番号	免許の有効期限
ぼうさいひかわ	基地局	中基第 502374 号	H28.5.31
ひかわ1	移動局	中移第 10003551 号	H28.5.31
ひかわ2	移動局	中移第 10009131 号	H28.5.31
ひかわ3	移動局	中移第 10009132 号	H28.5.31
ひかわ4	移動局	中移第 10003553 号	H28.5.31
ひかわ5	移動局	中移第 10003554 号	H28.5.31
ひかわ6	移動局	中移第 10003555 号	H28.5.31
ひかわ7	移動局	中移第 10003556 号	H28.5.31
ひかわ8	移動局	中移第 10009133 号	H28.5.31
ひかわ101	移動局	中移第 10026716 号	H28.5.31
ひかわ102	移動局	中移第 10026717 号	H28.5.31
ひかわ103	移動局	中移第 10026718 号	H28.5.31
ひかわ104	移動局	中移第 10026719 号	H28.5.31
ひかわ105	移動局	中移第 10026720 号	H28.5.31
ひかわ106	移動局	中移第 10026721 号	H28.5.31
ひかわ201	移動局	中移第 10026722 号	H28.5.31
ひかわ202	移動局	中移第 10026723 号	H28.5.31
ひかわ203	移動局	中移第 10026724 号	H28.5.31
ひかわ204	移動局	中移第 10026725 号	H28.5.31
ひかわ205	移動局	中移第 10026726 号	H28.5.31
ひかわ206	移動局	中移第 10026727 号	H28.5.31
ひかわ207	移動局	中移第 10026728 号	H28.5.31
ひかわ208	移動局	中移第 10026729 号	H28.5.31
ひかわ301	移動局	中移第 10026730 号	H28.5.31
ひかわ302	移動局	中移第 10026731 号	H28.5.31
ひかわ303	移動局	中移第 10026732 号	H28.5.31
ひかわ304	移動局	中移第 10026733 号	H28.5.31
ひかわ305	移動局	中移第 10026734 号	H28.5.31
ひかわ401	移動局	中移第 10026735 号	H28.5.31
ひかわ402	移動局	中移第 10026736 号	H28.5.31
ひかわ403	移動局	中移第 10026737 号	H28.5.31
ひかわ404	移動局	中移第 10026738 号	H28.5.31
ひかわ405	移動局	中移第 10026739 号	H28.5.31

## 2. デジタル式防災行政無線 通話装置設置箇所及び電話番号一覧

地域	設置箇所	電話番号	備考
出雲南部地域	上津コミュニティセンター	90-3101	
	船津（舟津町915-1付近）	90-3102	
	西谷（西谷町631付近）	90-3105	
	稗原コミュニティセンター	90-3106	
	朝山コミュニティセンター	90-9109	
	乙立コミュニティセンター	90-3110	
	上朝山（上朝山町978付近）	90-3113	
見田原（見田原公会堂付近）	90-3114		
佐田地域	佐田支所	90-3201	
	郷（あさかぜ会館付近）	90-3202	
	佐田（潮の井ふれあいセンター付近）	90-3203	
	大呂（大呂交流会館）	90-3204	
	須佐小学校	90-3205	
	原田（原田地区公民館）	90-3206	
	吉野（吉野公民館）	90-3207	
	西山中（西山中なかよし会館）	90-3209	
	窪田コミュニティセンター	90-3210	
	錦（やすらぎ会館）	90-3212	
	毛津（ふれあい会館）	90-3213	
	仁江（窪田中央会館）	90-3214	
	橋波（ふるさと館）	90-3216	
	佐津目（下佐津目公民館）	90-3217	
多伎地域	三葉文化センター	90-3302	
	頭名会館	90-3307	
	多伎支所	90-3309	
	中郷産業文化センター	90-3313	
	奥田儀会館	90-3314	
湖陵地域	湖陵支所	90-3408	
	三部中央（三部児童公園付近）	90-3409	

### 3. 市広報車

所 属	台 数	備 考
本庁・管財契約課	1台	やまびこ号
	2台	マグネット取りつけ式 No.43、No.61
本庁・上下水道局	10台	
平田支所・地域振興課	2台	マグネット取りつけ式
平田上下水道事務所	3台	
佐田支所・市民サービス課	1台	No.105号
多伎支所・市民サービス課	1台	No.3-13号
湖陵支所・市民サービス課	1台	No.4-1号
河南上下水道事務所	1台	
大社支所・市民サービス課	1台	No.5-5号
斐川支所・地域振興課	1台	No.C10号

### 4. 一般無線局

所 属	所在地・電話番号・責任者	通信系統	種 別	
出雲警察署	出雲市塩冶有原町2丁目19番地 0853-24-0110 出雲警察署長	県内一円	固定局	
			移動局	
日本テレコム(株)	米子市大谷町53-4 日本テレコム(株) 山陰支店長	全国一円 出雲市 米子市	固定局	
JR出雲市駅	出雲市駅北町13 0853-21-3219 出雲市駅長	出雲市駅 周辺	移動局	
国土交通省松江 国道事務所 出雲維持出張所	出雲市大津新崎町3丁目43番地 0853-21-0536 出雲維持出張所長	全国一円	固定局	
			県内一般 国道周辺	固定局
				移動局
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5丁目1番地 0853-21-1850 出雲河川事務所長	全国一円 出雲維持 平田・本庁	固定局	
		斐伊川流域	固定局	
中国電力 出雲電力所	出雲市渡橋町1127-1 0853-21-5135 中国電力出雲電力所	出 雲 邑 智 浜 原	固定局	

所 属	所在地・電話番号・責任者	通信系統	種 別
中国電力 出雲制御中継所 (常時無人)	出雲市知井宮町 1756-7 0852-54-0505 中国電力松江制御所長	出 雲 邑 智 浜 原	固定局
中国電力 出雲営業所	出雲市小山町 225 0853-21-3240 中国電力出雲営業所長	出雲周辺	基地局
			固定局
			移動局
出雲市消防本部	出雲市渡橋町 253-1 0853-21-2119 消防長	出雲周辺	基地局
			固定局
			移動局
出雲市上下水道局	出雲市姫原町 536-1 0853-21-3511 上下水道局長	出雲周辺	基地局
			移動局
出雲ガス	出雲市今市町 1151 0853-21-0267	出雲周辺	基地局
			移動局

## 第4. 避難所関係

《指定緊急避難場所兼ねて指定避難所》

災害適用性判定凡例

○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設  
■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)	
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定		
今市	出雲高等学校(第1体育館)	今市町1800	671	○	○	○	○	15.6	
	出雲高等学校(第2体育館)	今市町1800	873	○	○	○	○	15.4	
	今市小学校(体育館)	今市町北本町1丁目1	586	○	▼要安全確認	○	○	7.6	
	JALまね 出雲地区本部	今市町95	120	○	▼要安全確認	○	○	7.1	
	サン・アビリティーズいずも	今市町北本町3丁目1-20	716	○	▼要安全確認	○	○	7.4	
	今市コミュニティセンター	今市町本町1578-2	196	○	▼要安全確認	○	○	9.8	
	出雲市役所(本庁舎)	今市町70	1,059	○	▼要安全確認	○	○	7.7	
	出雲科学館	今市町1900-2	350	○	○	○	○	13.4	
	ビッグハート出雲	駅南町1丁目5	538	○	▼要安全確認	○	○	9.7	
	パルメイト出雲	今市町2065	206	○	▼要安全確認	○	○	8.2	
大津	出雲医療看護専門学校	今市町1151-1	180	○	▼要安全確認	○	○	9.0	
	第一中学校(武道場、アリーナ)	大津町2214	896	○	○	○	○	12.6	
	出雲商業高等学校(体育館)	大津町2525	873	○	○	○	○	35.7	
	大津コミュニティセンター	大津町1727-5	297	○	▼要安全確認	○	○	10.8	
	出雲弥生の森博物館	大津町2760	109	○	○	○	○	31.7	
	大津小学校(体育館)	大津町370-1	424	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	9.6	
	出雲中央図書館	大津町1134	110	○	▼要安全確認	○	○	8.0	
	島根県出雲合同庁舎	大津町1139	453	○	▼要安全確認	○	○	7.0	
	塩冶	出雲市民会館	塩冶有原町2丁目15	880	○	○	○	○	7.0
		出雲工業高等学校(体育館)	上塩冶町420	1,170	○	○	○	○	17.7
第二中学校(武道場、アリーナ)		塩冶町1501	951	○	▼要安全確認	○	○	7.0	
塩冶小学校(第1体育館)		塩冶町709	352	○	○	○	○	7.7	
塩冶小学校(第2体育館)		塩冶町709	486	○	○	○	○	7.6	
出雲市隣保館		上塩冶町2657-1	88	○	○	○	○	9.0	
塩冶幼稚園		塩冶町900	267	○	○	○	○	7.5	
塩冶コミュニティセンター		塩冶町803-2	248	○	○	○	○	7.6	
島根大学医学部(大学会館)		塩冶町89-1	280	○	○	○	○	9.1	
ニューウェルシティ出雲		塩冶有原町2-16-1	524	○	○	○	○	7.1	
古志	古志幼稚園	古志町1949	206	○	○	○	○	10.0	
	古志コミュニティセンター	古志町1122-6	153	○	○	○	○	9.6	
	古志スポーツセンター	古志町1955	621	○	○	○	○	11.2	
高松	高松小学校(体育館)	松寄下町724	522	○	○	○	○	4.0	
	高松コミュニティセンター	松寄下町703-1	218	○	○	○	○	4.8	
	出雲農林高等学校(体育館)	下横町950	1,137	○	○	○	○	3.1	
	浜山中学校(体育館)	松寄下町1674	804	○	○	○	○	3.6	
四絡	四絡小学校(体育館)	大塚町821-3	309	○	▼要安全確認	○	○	5.0	
	四絡コミュニティセンター	小山町650-21	188	○	▼要安全確認	○	○	5.0	
	出雲ドーム	矢野町999	8,053	○	▼要安全確認	○	○	4.6	
	第三中学校(体育館)	大塚町1184	400	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	5.0	
	おおつか保育園	大塚町790-1	166	○	▼要安全確認	○	○	5.0	
高浜	高浜小学校(体育館)	里方町108	429	○	▼要安全確認	○	○	3.8	
	高浜コミュニティセンター	平野町1183	208	○	▼要安全確認	○	○	3.8	
川跡	川跡幼稚園	稲岡町24-1	245	○	○	○	○	5.4	
	川跡コミュニティセンター	荻杼町211	331	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	6.4	
	さんびーの出雲	中野美保南2丁目15	438	○	▼要安全確認	○	○	6.1	
	北陽小学校(体育館)	稲岡町10	309	■要安全確認	○	○	○	5.8	

※教育施設については、状況に応じて体育館以外の他の施設も使用する。

#### 第4. 避難所関係

◀指定緊急避難場所兼ねて指定避難所▶

災害適用性判定凡例

○・・・適用性あり ▼・・・浸水想定区域内施設 ◆・・・土砂災害警戒区域内施設  
■・・・耐震設計基準外 ▲・・・津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
鳶 巣	出雲北陵高等学校(体育館)	西林木町3	493	○	▼要安全確認	○	○	5.3
	鳶巣コミュニティセンター	東林木町890-4	600	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	5.7
	県立大学出雲キャンパス	西林木町151	375	○	▼要安全確認	○	○	6.4
上 津	上津小学校(体育館)	上島町869	465	○	▼要安全確認	○	○	21.0
	上津コミュニティセンター	上島町1031	127	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	21.7
稗 原	稗原小学校(体育館)	稗原町2825	457	○	○	◆要安全確認	○	60.0
	稗原コミュニティセンター	稗原町2859	142	○	○	◆要安全確認	○	60.0
	稗原交流センター	稗原町2799-1	102	○	○	○	○	57.8
朝 山	朝山小学校(体育館)	所原町185	305	○	○	○	○	16.8
	朝山コミュニティセンター	所原町185	149	○	○	○	○	17.0
	南中学校(体育館)	朝山町978	598	○	○	○	○	16.1
	みどりの郷出雲	所原町2715-1	109	○	○	○	○	22.5
乙 立	乙立小学校(体育館)	乙立町1028-4	272	○	○	○	○	33.8
	乙立コミュニティセンター	乙立町3163	101	○	○	◆要安全確認	○	35.4
神 門	神戸川小学校(体育館)	下古志町808	587	○	○	○	○	7.9
	河南中学校(体育館)	神門町1331	508	○	○	○	○	3.1
	出雲西高等学校(体育館)	下古志町1163	629	○	○	○	○	8.6
	神門幼稚園	知井宮町481-1	233	○	○	○	○	5.9
	神門保育園	芦渡町826-1	62	○	○	○	○	7.0
	神門コミュニティセンター	知井宮町801-1	218	○	○	○	○	4.8
	出雲ゆうプラザ	西新町1-2547-2	213	○	○	○	○	6.0
	朱鷺会館	西新町2丁目2456-4	150	○	○	○	○	5.9
神 西	神西小学校(体育館)	神西沖町1090	459	○	○	○	○	2.0
	神西コミュニティセンター	神西沖町447	143	○	○	○	○	2.0
	東神西コミュニティセンター	東神西町939	111	○	○	○	○	3.6
	出雲養護学校	神西沖町2485	200	○	○	○	○	7.3
長 浜	長浜小学校(体育館)	荒茅町3848	436	○	○	○	○	2.1
	長浜コミュニティセンター	長浜町514-11	235	○	○	○	○	2.4
	西部体育館	長浜町514-11	650	○	○	○	○	2.4
	荒茅保育園	荒茅町1021-6	160	○	○	○	○	3.1
	西園保育園	西園町329	154	■要安全確認	○	○	○	2.8
	外園保育園	外園町204-1	127	○	○	○	○	23.7
平 成	平成スポーツ公園(平成温泉)	平成町2320-13	142	○	○	○	○	60.9

※教育施設については、状況に応じて体育館以外の他の施設も使用する。

#### 第4. 避難所関係

◀指定緊急避難場所兼ねて指定避難所▶

【平田地域】

災害適用性判定凡例

○・・・適用性あり ▼・・・浸水想定区域内施設 ◆・・・土砂災害警戒区域内施設  
■・・・耐震設計基準外 ▲・・・津波浸水想定区域内施設

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
平田	平田ふれんどりーハウス	西平田町171	168	○	▼要安全確認	○	○	2.6
	平田コミュニティセンター	平田町911	159	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	2.6
	平田文化館・福祉館	平田町2112-1	847	○	▼要安全確認	○	○	3.7
	平田中学校(体育館)	平田町2950-1	1,016	○	▼要安全確認	○	○	3.3
	平田高等学校(体育館)	平田町1	412	○	○	○	○	30.1
	ひらた子育て支援センター	平田町2112-1	265	○	▼要安全確認	○	○	3.7
	平田学習館	平田町2110-1	280	○	▼要安全確認	○	○	3.8
	平田ショッピングセンターV i VA	平田町1708-1	500	○	▼要安全確認	○	○	3.0
	平田本陣記念館	平田町515	200	○	○	○	○	21.2
灘分	灘分コミュニティセンター	灘分町1933	208	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	1.3
	灘分小学校(体育館)	灘分町2091	339	○	▼要安全確認	○	○	1.0
	向陽中学校(体育館)	灘分町1816-1	1,300	○	▼要安全確認	○	○	2.5
国富	国富小学校(体育館)	国富町381	339	■要安全確認	○	○	○	30.0
	国富コミュニティセンター	国富町867	220	○	▼要安全確認	○	○	3.6
	プラッツ金山館	国富町1311-1	120	○	○	○	○	6.1
西田	旧光中学校(体育館)	奥宇賀町854	545	○	○	○	○	7.8
	西田小学校(体育館)	万田町702-1	208	■要安全確認	○	○	○	11.1
鰐淵	西田コミュニティセンター	万田町692	118	○	○	○	○	9.9
	鰐淵コミュニティセンター	河下町720-1	101	■要安全確認	○	○	○	14.5
	鰐淵小学校(体育館)	河下町607-1	230	○	○	◆要安全確認	○	13.8
久多美	お茶の里唐川館	唐川町191	87	○	○	○	○	140.0
	猪目交流センター	猪目町230-1	40	○	○	◆要安全確認	○	8.2
	久多美小学校(体育館)	東福町453	495	○	○	○	○	4.3
	久多美コミュニティセンター	東郷町175	176	○	○	◆要安全確認	○	7.0
檜山	平田農業就業改善センター	東福町2110	200	■要安全確認	○	○	○	17.3
	檜山小学校(体育館)	多久谷町182-1	339	○	○	○	○	7.9
	檜山コミュニティセンター	多久町10	120	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	12.5
東	東コミュニティセンター	鹿園寺町49-3	119	○	○	○	○	4.5
	東小学校(体育館)	鹿園寺町1004-6	455	○	○	○	○	43.4
	青少年の家サンレイク	小境町1991-2	470	○	○	○	○	37.7
北浜	北浜小学校(体育館:校舎)	十六島町1383-5	345	○	○	○	▲校舎2F以上	2.9
	北浜コミュニティセンター	十六島町1851-1	95	■要安全確認	○	◆要安全確認	▲要安全確認	2.9
	塩津小学校(体育館)	塩津町101-2	102	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	90.0
佐香	佐香コミュニティセンター	坂浦町3601	272	○	○	○	○	167.5
	佐香小学校(体育館)	坂浦町2472-1	204	■要安全確認	○	○	○	167.8
	三津町自治会館(水産センター)	三津町146-7	178	○	○	◆要安全確認	○	10.0
伊野	伊野小学校(体育館)	野郷町459-2	380	○	○	◆要安全確認	○	33.9
	伊野コミュニティセンター	野郷町492-5	87	■要安全確認	○	○	○	33.0

※教育施設については、状況に応じて体育館以外の他の施設も使用する。

#### 第4. 避難所関係

◀指定緊急避難場所兼ねて指定避難所▶

災害適用性判定凡例

○…適用性あり

▼…浸水想定区域内施設

◆…土砂災害警戒区域内施設

##### 【佐田地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
須 佐	潮の井荘	佐田町須佐749-5	197	■要安全確認	○	○	○	95.3
	佐田支所(須佐コミュニティセンター)	佐田町反辺1747-6	150	○	○	◆要安全確認	○	73.0
	須佐小学校(体育館)	佐田町須佐1137-1	645	○	○	◆要安全確認	○	77.5
	出雲須佐温泉ゆかり館	佐田町原田737	314	○	○	○	○	100.0
	佐田スポーツセンター	佐田町反辺1948-1	762	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	63.7
	文化練習館	佐田町反辺1943	182	○	○	○	○	63.7
	スサノオホール	佐田町反辺1747-4	469	○	○	◆要安全確認	○	66.4
窪 田	佐田中学校(体育館)	佐田町八幡原200	436	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	78.2
	窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原492-6	93	○	○	◆要安全確認	○	89.0
	飯の原農村公園センターハウス	佐田町一窪田657	230	○	○	◆要安全確認	○	135.0
	窪田小学校(体育館)	佐田町一窪田1430-8	393	○	○	◆要安全確認	○	112.1
	窪田保育所	佐田町一窪田1430-1	196	■要安全確認	○	○	○	112.1

##### 【多伎地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
多 伎	田儀小学校(体育館)	多伎町口田儀1221	437	○	○	○	○	14.0
	多伎中学校(体育館)	多伎町多岐785	350	○	○	○	○	26.8
	岐久小学校(体育館)	多伎町多岐900	400	○	○	◆要安全確認	○	26.3
	多伎コミュニティセンター	多伎町小田73	290	○	○	○	○	10.5
	デイサービスセンターたき	多伎町小田50-8	68	○	○	○	○	11.7
	多伎勤労者体育センター	多伎町久村1341-1	414	○	○	◆要安全確認	○	6.8

##### 【湖陵地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
湖 陵	湖陵コミュニティセンター	湖陵町二部1320	234	■要安全確認	○	○	○	4.8
	湖陵幼稚園	湖陵町二部1117	245	○	○	○	○	3.1
	湖陵中学校(体育館)	湖陵町三部1183	588	○	○	○	○	4.3
	湖陵小学校(体育館)	湖陵町二部1100	455	○	○	○	○	6.2
	湖陵体育センター	湖陵町板津137-1	668	○	○	○	○	34.6

※教育施設については、状況に応じて体育館以外の他の施設も使用する。

#### 第4. 避難所関係

◀指定緊急避難場所兼ねて指定避難所▶

災害適用性判定凡例

○…適用性あり

▼…浸水想定区域内施設

◆…土砂災害警戒区域内施設

##### 【大社地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
杵 築	大社小学校(体育館)	大社町杵築南900-1	475	○	○	○	○	8.4
	大社中学校(体育館)	大社町杵築南1330	815	○	○	○	○	7.2
	大社幼稚園	大社町杵築南1201	369	○	○	○	○	5.1
	たいしゅ保育園	大社町杵築南1235	150	○	○	○	○	7.4
	大社コミュニティセンター	大社町杵築南1051-1	235	■要安全確認	○	○	○	6.0
	大社文化プレイスうらら館	大社町杵築南1338-9	591	○	○	○	○	3.4
	県立古代出雲歴史博物館	大社町杵築東99-4	81	○	○	○	○	3.9
荒 木	大社高等学校(体育館)	大社町北荒木1473	1,975	○	○	○	○	7.7
	浜山公園施設(カミアリーナ)	大社町北荒木1868-10	2,544	○	○	○	○	14.5
	荒木小学校(体育館)	大社町北荒木413	529	○	○	○	○	3.9
	荒木幼稚園	大社町北荒木310	338	○	○	○	○	4.1
	荒木コミュニティセンター	大社町北荒木389-2	181	○	○	○	○	3.6
遙 堪	遙堪小学校(体育館)	大社町遥堪73	295	○	◆要安全確認	○	○	2.7
	遙堪幼稚園	大社町遥堪73-1	221	○	◆要安全確認	○	○	2.7
	遙堪コミュニティセンター	大社町遥堪359-2	152	○	◆要安全確認	○	○	2.2
日御碕	旧日御碕小学校(体育館)	大社町日御碕521-1	264	○	○	○	○	44.9
	日御碕コミュニティセンター	大社町宇籠338-3	153	○	○	◆要安全確認	○	22.2
鵜 鷺	旧鵜鷺小学校(体育館)	大社町鷺浦275	236	○	○	◆要安全確認	○	33.4
	鵜鷺コミュニティセンター	大社町鷺浦1044-1	361	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	20.0

##### 【斐川地域】

立地地区	避難所開設予定施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
荘 原	社会福祉センター四季荘	斐川町学頭1369	121	○	○	◆要安全確認	○	66.7
	斐川第1体育館	斐川町荘原2876-3	691	○	○	○	○	4.8
	荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835	121	○	▼要安全確認	○	○	2.3
	東部保育園	斐川町荘原2300-1	186	○	○	○	○	4.8
	斐川文化会館	斐川町荘原2166-1	605	○	○	○	○	6.2
	荘原保育園	斐川町上庄原305-1	137	■要安全確認	○	○	○	3.0
	荘原小学校(体育館)	斐川町神庭273	1,118	○	○	○	○	5.8
	荘原幼稚園	斐川町荘原2300-6	184	○	○	○	○	5.0
阿 宮	阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323-2	75	○	○	◆要安全確認	○	28.9
	出西コミュニティセンター	斐川町求院965	96	○	▼要安全確認	○	○	13.3
	出西保育園	斐川町出西1943	156	■要安全確認	○	○	○	11.9
伊波野	企業化支援センター	斐川町神水2535-10	189	○	○	○	○	23.6
	西野小学校(体育館)	斐川町富村559	1,232	○	▼要安全確認	○	○	10.5
	伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748	98	○	▼要安全確認	○	○	8.2
	アクティビィかわ	斐川町上直江2469	509	○	○	○	○	10.1
直 江	斐川西中学校(体育館)	斐川町直江4083	1,842	○	▼要安全確認	○	○	6.7
	中部小学校(体育館)	斐川町直江4243	962	○	▼要安全確認	○	○	6.2
	斐川第2体育館	斐川町直江1231	548	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	16.0
	直江コミュニティセンター	斐川町直江4865-1	82	■要安全確認	○	○	○	6.1
久 木	久木コミュニティセンター	斐川町福富2-13	67	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	5.6
	JALまね ひかわ営農総合センター	斐川町美南1329	182	○	▼要安全確認	○	○	5.0
出 東	斐川東中学校(体育館)	斐川町沖洲660	1,561	○	▼要安全確認	○	○	3.2
	出東小学校(体育館)	斐川町三分市1076	810	○	▼要安全確認	○	○	3.0
	出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060-1	86	○	▼要安全確認	○	○	2.5

※教育施設については、状況に応じて体育館以外の他の施設も使用する。

## 2. 地震災害時における指定緊急避難場所

【出雲地域】

地区	避難場所	所在地	面積
今市	一の谷公園	今市町 2010-1	16.6ha
	出雲高校校庭	今市町 1800	1.1ha
	今市幼稚園園庭	今市町 1205	0.1ha
	今市小学校校庭	今市町北本町 2-1	1.1ha
	二京町公園	今市町 556-10	0.1ha
	新町児童公園	今市町 828-2	0.3ha
	北本町中央公園	今市町北本町 3丁目 1-5	0.2ha
	北本町東公園	今市町北本町 4丁目 4-7	0.2ha
	出雲市駅北口広場公園	駅北町 3	0.1ha
	出雲市駅南口広場公園	駅南町 1丁目 4	0.2ha
	出雲だんだん広場	今市町 70	1.7ha
大津	大津小学校校庭	大津町 370-1	0.8ha
	第一中学校校庭	大津町 2214	1.6ha
	くすのき広場	大津町 1678-1	1.3ha
	出雲商業高校校庭	大津町 2525	1.3ha
	新崎北公園	大津新崎町 2丁目 21	0.3ha
	新崎南公園	大津新崎町 4丁目 40	0.3ha
	新崎わかば公園	大津新崎町 7丁目 65	0.1ha
	朝倉中央公園	大津朝倉 2丁目 2-5	0.2ha
	朝倉南公園	大津朝倉 1丁目 5-7	0.2ha
塩冶	第二中学校校庭	塩冶町 1501	1.3ha
	塩冶小学校校庭	塩冶町 709	1.0ha
	市民会館広場	塩冶有原町 2丁目 15	0.3ha
	高西公園	塩冶有原町 5丁目 34	0.3ha
	海上西公園	塩冶有原町 3丁目 20	0.3ha
	島根大学医学部グラウンド	塩冶町 89-1	3.0ha
	出雲工業高校校庭	上塩冶町 420	1.1ha
古志	古志スポーツセンター	古志町 1955	0.9ha
高松	高松小学校校庭	松寄下町 724	1.0ha
	浜山中学校校庭	松寄下町 1674	1.9ha
四絡	四絡小学校校庭	大塚町 821-3	1.4ha
	第三中学校校庭	大塚町 1184	1.6ha
	出雲ドーム・健康センター(駐車場ほか)	矢野町 999	3.5ha
	小山団地西児童公園	小山町 431-5	0.1ha
	有原児童公園	渡橋町 1184	0.1ha
小山南児童公園	小山町 260-46	0.1ha	

地 区	避難場所	所在地	面 積
	姫原西公園	姫原1丁目4-4	0.1ha
	姫原中央公園	姫原1丁目8-4	0.3ha
	姫原南公園	姫原2丁目2-1	0.2ha
	姫原北公園	姫原4丁目4-1	0.1ha
高 浜	高浜小学校校庭	里方町108	1.0ha
川 跡	北陽小学校校庭	稲岡町10	1.6ha
鳶 巢	出雲北陵高校校庭	西林木町3	0.9ha
上 津	上津小学校校庭	上島町869	0.7ha
稗 原	稗原小学校校庭	稗原町2825	0.7ha
朝 山	南中学校校庭	朝山町978	1.2ha
	朝山小学校校庭	所原町185	0.6ha
乙 立	乙立小学校校庭	乙立町1028-4	0.5ha
神 門	河南中学校校庭	神門町1331	1.5ha
	神戸川小学校校庭	下古志町808	1.4ha
神 西	神西小学校校庭	神西沖町1090	0.8ha
長 浜	長浜小学校校庭	荒茅町3848	1.0ha

【平田地域】

地 区	避難場所	所在地	面 積
平 田	文化館駐車場	平田町2112-1	0.3ha
	平田図書館東側市有地	平田町2110-1	0.2ha
	愛宕山公園	平田町6123-1	22.3ha
	若葉公園	平田町2260-1	0.2ha
	藪崎公園	西平田町166	0.3ha
	みどり児童公園	平田町2164-1	0.2ha
	平田高校校庭	平田町1	2.0ha
	平田愛宕山野球場	平田町1-2	1.3ha
	平田スポーツ公園陸上競技場	平田町2960-1	2.2ha
	平田小学校校庭	西平田町1	2.0ha
灘 分	灘分小学校校庭	灘分町2091	1.6ha
	向陽中学校校庭	灘分町1816-1	1.4ha
国 富	国富小学校校庭	国富町381	0.6ha
西 田	西田小学校校庭	万田町702-1	0.6ha
	旧光中学校校庭	奥宇賀町854	1.1ha
鱈 淵	鱈淵小学校校庭	河下町607-1	0.4ha
	猪目交流センター広場	猪目町425-1	0.1ha

地区	避難場所	所在地	面積
久多美	久多美小学校校庭	東福町 453	1.2ha
	久多美コミュニティセンター前広場	東郷町 175	0.1ha
桧山	檜山小学校校庭	多久谷町 182-1	1.2ha
	旧旭丘中学校校庭	多久町 1380-15	0.6ha
東	東小学校校庭	鹿園寺町 1004-6	0.8ha
北浜	北浜小学校校庭	十六島町 1383-5	0.6ha
	JFしまね平田支所前広場	十六島町 428	0.1ha
	塩津小学校校庭	塩津町 101-2	0.1ha
佐香	佐香小学校校庭	坂浦町 2472-1	0.4ha
	旧佐香中学校校庭	坂浦町 3601	1.4ha
伊野	伊野小学校校庭	野郷町 459-2	0.8ha

#### 【佐田地域】

地区	避難場所	所在地	面積
須佐	出雲須佐温泉ゆかり館駐車場	佐田町原田 735	0.3ha
	東須佐コミュニティ広場	佐田町須佐 634-1	0.3ha
	須佐小学校校庭	佐田町須佐 1137-1	0.7ha
	須佐保育所所庭	佐田町須佐 1146	0.1ha
	佐田スポーツセンター運動場	佐田町反辺 1948-1	1.2ha
	大呂交流会館前広場・駐車場	佐田町大呂 207	0.2ha
窪田	佐田中学校校庭	佐田町八幡原 200	0.9ha
	窪田コミュニティセンター駐車場	佐田町八幡原 492-6	0.1ha
	飯の原農村公園広場	佐田町一窪田 657	0.4ha
	窪田小学校校庭	佐田町一窪田 1430-8	0.5ha
	窪田保育所所庭	佐田町一窪田 1430-1	0.1ha
	橋波ふるさと館前広場・駐車場	佐田町下橋波 31	0.2ha

#### 【多伎地域】

地区	避難場所	所在地	面積
多伎	田儀小学校校庭	多伎町口田儀 1221	1.0ha
	手引ヶ丘公園	多伎町口田儀 458-1	15.0ha
	岐久小学校校庭	多伎町多岐 900	1.0ha
	多伎中学校校庭	多伎町多岐 785	1.0ha
	旧小田幼稚園跡地広場	多伎町小田	0.5ha
	いちじく温泉広場	多伎町久村 654	0.1ha
	多伎勤労者体育センター広場	多伎町久村 1341-1	0.2ha

【湖陵地域】

地 区	避難場所	所在地	面 積
湖 陵	常楽寺公民館前広場	湖陵町常楽寺 451-1	0.1ha
	湖陵総合公園	湖陵町三部 737	10.0ha
	三部児童公園	湖陵町三部 605	0.1ha
	湖陵中学校校庭	湖陵町三部 1183	1.0ha
	湖陵小学校校庭	湖陵町二部 1100	1.4ha
	姉谷公民館前広場	湖陵町二部 664-2	0.1ha
	大池ふれあい広場	湖陵町大池 1323-1	0.2ha
	夕日ヶ丘公園	湖陵町大池 1907-39	0.2ha
	板津児童公園	湖陵町板津 137-1	0.4ha
	差海児童公園	湖陵町差海 949-5	0.1ha

【大社地域】

地 区	避難場所	所在地	面 積
杵 築	外苑駐車場	大社町宮内	1.0ha
	勢留	大社町大鳥居	0.3ha
	大社健康スポーツ公園運動場	大社町杵築南 1051-1	0.6ha
	大社小学校校庭	大社町杵築南 900-1	1.3ha
	大社中学校校庭	大社町杵築南 1330	2.2ha
	大社幼稚園園庭	大社町杵築南 1201	0.2ha
	奉納山公園	大社町杵築北 3072-1	4.5ha
荒 木	大社高校校庭	大社町北荒木 1473	2.5ha
	浜山公園	大社町北荒木 1868-10	8.4ha
	ショッピングタウンエル駐車場	大社町北荒木 625-2	0.5ha
	荒木小学校校庭	大社町北荒木 413	1.0ha
	ご縁広場	大社町修理免 735-5	1.8ha
遙 堪	遙堪小学校校庭	大社町遙堪 73	0.8ha
日御碕	灯台駐車場	大社町日御碕	0.2ha
	シーサイド駐車場	大社町日御碕	0.4ha
	旧日御碕小学校校庭	大社町日御碕 521-1	0.4ha
	日御碕コミュニティセンター駐車場	大社町日御碕 338-3	0.3ha
鵜 鷺	旧鵜鷺小学校校庭	大社町鷺浦 275	0.4ha

【斐川地域】

地 区	避難場所	所在地	面 積
荘 原	東部保育園園庭	斐川町荘原 2300-1	0.2ha
	斐川第 1 体育館駐車場	斐川町荘原 2876-3	0.4ha
	荘原小学校校庭	斐川町神庭 273	1.1ha
	荘原保育園園庭	斐川町上庄原 305-1	0.1ha
出 西	出西保育園園庭	斐川町出西 1943	0.1ha
	企業化支援センター駐車場	斐川町神氷 2535-10	0.2ha
	出西コミュニティセンター駐車場	斐川町求院 965	1.0ha
	神守街区公園	斐川町神氷 2860-9	0.3ha
	三本松公園	斐川町出西 3504-7	5.0ha
伊波野	伊波野保育園園庭	斐川町富村 1206	0.1ha
	西野小学校校庭	斐川町富村 559	1.8ha
	アクティビティかわ駐車場	斐川町上直江 2466	0.2ha
	直江駅南 1 号公園	斐川町上直江 3190	0.2ha
	直江駅南ポケットパーク	斐川町上直江 3064	0.02ha
直 江	斐川西中学校校庭	斐川町直江 4083	3.3ha
	中部小学校校庭	斐川町直江 4243	1.4ha
	斐川公園	斐川町直江 3864-2	11.4ha
久 木	直江保育所所庭	斐川町美南 1500	0.1ha
出 東	斐川東中学校校庭	斐川町沖洲 660	2.6ha
	出東保育園園庭	斐川町三分市 1079	0.2ha
	出東小学校校庭	斐川町三分市 1076	1.2ha

## 第5 食糧調達関係

### 1. 米穀即時調達

所 管	場 所	品 名	電 話
島根米穀株式会社 出雲営業所	出雲市渡橋町	米	21-1094
島根パールライス株式会社 営業部	出雲市斐川町美南	米	72-4183
アルファー食品株式会社	出雲市大社町北荒木	アルファ化米	53-2518

ただし、米穀不足の場合は、知事の認可を経て食料事務所へ供給を依頼する。

### 2. 米飯即時調達可能数量

事 業 所 名	所在地	製造能力	電 話
出雲学校給食センター	出雲市長浜町 516-55	23,100 食	28-0062
(有)島根中央炊飯センター	出雲市矢尾町 552	17,000 食	22-9552
(株)大惣	出雲市高松町 639-1	5,000 食	28-1551
(株)ふるかわ	出雲市姫原 4-6-7	1,000 食	21-0684
ホック塩冶店	出雲市塩冶町 1200	100 食	24-3384
(有)ファミリー・フーズ	出雲市塩冶町 1291-17	1,000 食	23-1666
平田学校給食センター	出雲市西郷町 412-1	6,000 食	63-1376
佐田学校給食センター	出雲市佐田町八幡原 200	1,260 食	85-2452
多伎学校給食センター	出雲市多伎町小田 35-2	1,050 食	86-2332
湖陵学校給食センター	出雲市湖陵町二部 1100	1,620 食	43-1358
斐川学校給食センター	出雲市斐川町富村 1792	6,200 食	72-8005
ネクステージ大社店	大社町北荒木	40 食	53-0003

\* 1 食は 200g / 製造能力は 1 日あたり

### 3. パン製造業者

事 業 所 名	所在地	製造能力	電 話
(株)なんぼうぱん	出雲市知井宮町 1274-6	15,000 個	21-0062
(株)朝山ファミリー工房	出雲市所原町 1642-2	2,500 個	48-9679
クーズ・コンセルポいずも	出雲市駅北町 11	600 個	30-6022
フジパンストア(株)	出雲市大塚町 650-1	1,000 個	23-8661
パードレリル	出雲市平野町 302	500 個	21-7632
モーデ	出雲市所原町 1642-2	1,500 個	48-9679
(有)古川製パン店	出雲市平田町 1290	2,000 個	62-2279
コンセルポ平田店 (まるごう平田店内)	出雲市平田町 1598	1,200 個	62-0039
(有)川上開栄堂商店	出雲市平田町 903-11	2,500 個	62-2231
牧場のパン屋さんカウベル	出雲市佐田町反辺 727-1	1,000 個	84-1007
キララベーカリー	出雲市多伎町多岐 135-1	2,300 個	86-2700
石窯パン工房森のくまさん出雲店	出雲市白枝町 1205	5,000 個	31-4903
ホック塩冶店	出雲市塩冶町 1200	200 個	24-3384

\* 製造能力は、原材料使用量からコッペパン数に換算(小麦粉 25kg⇒パン 500 個)

#### 4. 飲料水・副食・調味料等の即時調達可能数量

〈飲料水・味噌・醤油・塩〉

所在地	事業所名	電話	飲料水 (ℓ)	味噌 (kg)	醤油 (ℓ)	塩 (kg)
今市町	J Aしまね出雲地区本部 ラピタ本店	21-6060	500	100	200	100
塩冶町	J Aしまね出雲地区本部 ラピタみなみ店	22-3733	400	250	250	150
松寿下町	J Aしまね出雲地区本部 ラピタはまやま店	30-7770	100	70	150	40
高岡町	J Aしまね出雲地区本部 ラピタきた店	24-0800	100	50	80	50
平田町	J Aしまね出雲地区本部 ラピタひらた店	63-7300	240	50	100	30
佐田町反辺	J Aしまね出雲地区本部 ラピタ佐田店	84-0262	100	100	100	50
多伎町多岐	J Aしまね出雲地区本部 ラピタ多伎店	86-2444	70	40	80	40
湖陵町差海	J Aしまね出雲地区本部 ラピタ湖陵店	43-3535	60	50	150	45
大社町杵築南	J Aしまね出雲地区本部 ラピタ大社店	53-2800	50	25	25	40
大津町	グッディー上成店	22-9287	100	50	50	30
大津朝倉	グッディー北部店	24-7677	200	50	80	50
塩冶町	グッディー医大通店	21-2088	150	50	50	50
平田町	グッディー平田店	62-2367	100	50	50	50
斐川町	グッディー斐川店	72-5816	100	50	50	30
大塚町	ゆめタウン出雲	24-0080	200	130	260	120
大島町	イズミゆめマート神西店	43-3800	200	100	100	30
斐川町上直江	ゆめタウン斐川	72-7900	40	100	500	400
古志町	藤増ストアー古志店	23-1129	200	—	200	—
知井宮町	藤増ストアー知井宮店	21-1839	60	50	150	60
大社町中荒木	藤増ストアー大社店	53-9007	120	40	60	30
矢野町	生鮮食品おだ出雲店	24-8060	100	50	30	—
斐川町	生鮮食品おだ斐川店	63-7180	30	20	30	20
渡橋町	イオン出雲店	21-7300	100	30	200	30
塩冶町	ホック塩冶店	23-2377	300	150	200	150
平田町	ホック平田店	62-3219	240	30	50	—
上塩冶町	宮本食品(株)	24-0410	—	100	—	100
平野町	島根県中央酪農農協連	22-5301	—	—	—	—
中野美保北	スーパーナカノ	23-3100	10	20	20	20
荻杼町	ストアまるほし	21-3791	10	3	10	30
多伎町	田儀マーケット	86-2799	—	10	20	10
大社町入南	マルマン大社店	53-7600	300	80	150	80
大社町北荒木	ネクステージ大社店	53-0003	80	50	40	20

斐川町美南	JAしまね斐川地区本部グリーンセンター	73-9070	30	10	30	20
斐川町学頭	JAしまね斐川地区本部農産加工場	72-0252		600	2,600	
塩冶有原町	業務スーパー出雲塩冶店	21-9171	600	70	120	200
塩冶町	富士甚醤油(株)山陰営業所	21-0648	—	—	1,000	—
浜町	(株)井ゲタ醤油	21-1300	—	30	3,000	—
荒茅町	田中屋醤油店	28-0704	—	—	540	—
宇那手町	大田屋醤油店	48-0075	—	—	100	—
平田町	岡茂一郎商店	62-2045	—	—	100	—
東林木町	(有)坂本食品工業所	21-0175	—	—	—	—
国富町	(株)高砂醤油本店	63-3141	—	—	1,000	—
渡橋町	けんちゃん漬	21-1034	—	—	—	100

※—印は、扱っていないか即時調達が難しい事業所

〈砂糖・漬物類・インスタントラーメン・缶詰〉

所在地	事業所名	電話	砂糖 (kg)	漬物類 (kg)	インスタント ラーメン (食)	缶詰 (缶)
今市町	JAしまね出雲地区本部ラピタ本店	21-6060	—	—	200	50
塩冶町	JAしまね出雲地区本部ラピタみなみ店	22-3733	250	70	500	120
松寄下町	JAしまね出雲地区本部ラピタはまやま店	30-7770	60	10	400	100
高岡町	JAしまね出雲地区本部ラピタきた店	24-0800	—	—	—	—
平田町	JAしまね出雲地区本部ラピタひらた店	63-7300	30	—	200	100
佐田町反辺	JAしまね出雲地区本部ラピタ佐田店	84-0262	100	20	200	150
多伎町多岐	JAしまね出雲地区本部ラピタ多伎店	86-2444	60	—	120	150
湖陵町差海	JAしまね出雲地区本部ラピタ湖陵店	43-3535	100	5	400	200
大社町杵築南	JAしまね出雲地区本部ラピタ大社店	53-2800	40	10	60	40
大津町	グッディー上成店	22-9287	50	50	100	100
大津朝倉	グッディー北部店	24-7677	100	30	200	400
塩冶町	グッディー医大通店	21-2088	60	60	250	450
平田町	グッディー平田店	62-2367	60	60	200	150
斐川町	グッディー斐川店	72-5861	50	50	100	100
大塚町	ゆめタウン出雲	24-0080	60	50	250	450
大島町	イズミゆめマート神西店	43-3800	50	20	1,000	300
斐川町上直江	ゆめタウン斐川	72-7900	400	10	50	50

古志町	藤増ストアー古志店	23-1129	100	—	500	—
知井宮町	藤増ストアー知井宮店	21-1839	100	10	300	150
大社町中荒木	藤増ストアー大社店	53-9007	80	10	200	100
矢野町	生鮮食品おだ出雲店	24-8060	—	—	—	—
斐川町	生鮮食品おだ斐川店	63-7180	100	10	100	50
渡橋町	イオン出雲店	21-7300	90	20	1,300	300
斐川町富村	サンアイ斐川店	72-7555	—	—	—	—
塩冶町	ホック塩冶店	23-2377	70	40	1,000	200
平田町	ホック平田店	62-3219	—	30	200	100
上塩冶町	宮本食品(株)	24-0410	—	100	—	—
平野町	島根県中央酪農農協連	22-5301	1,080	—	—	—
中野美保北	スーパーナカノ	23-3100	10	10	100	50
荻杼町	ストアまるほし	21-3791	20	5	30	30
多伎町	田儀マーケット	86-2799	30		30	30
大社町入南	マルマン大社店	53-7600	200	30	900	300
斐川町美南	JAしまね斐川地区本部 グリーンセンター	73-9070	50	20	90	20
塩冶有原町	業務スーパー出雲塩冶店	21-9171	200	200	1,400	400
塩冶町	富士甚醤油(株)山陰営業所	21-0648	—	—	—	—
浜町	(株)井ゲタ醤油	21-1300	—	—	—	—
荒茅町	田中屋醤油店	28-0704	—	—	—	—
宇那手町	大田屋醤油店	48-0075	—	—	—	—
平田町	岡茂一郎商店	62-2045	—	—	—	—
東林木町	(有)坂本食品工業所	21-0175	—	300	—	—
国富町	(株)高砂醤油本店	63-3141	—	—	—	—
渡橋町	けんちゃん漬	21-1034	—	400	—	—

※一印は、扱っていないか即時調達が難しい事業所

## 第6 生活必需物資関係

### 1. 生活必需物資調達先

凡例：寝-寝具（毛布・布団）、外-外衣（作業着等）、肌-肌着（下着類）、身-身の回り品、炊-炊事用具、食-食器、日-日用品（石鹸等）、光-光熱用品（懐中電灯等）

事業所名	所在地	電話	品名
J Aしまね出雲地区本部 ラピタ本店	今市町 87	21-6060	寝、外、肌、身、炊、食、光
J Aしまね出雲地区本部 ラピタみなみ店	塩冶町 990	22-3733	食、日
J Aしまね出雲地区本部 ラピタはまやま店	松寄下 298-2	30-7770	食、日
J Aしまね出雲地区本部 ラピタきた店	高岡町 1279-1	24-0800	食、日
J Aしまね出雲地区本部 ラピタひらた店	平田町 7137	63-7300	食、日、光
J Aしまね出雲地区本部 ラピタ佐田店	佐田町反辺 1586-19	84-0262	食、日、光
J Aしまね出雲地区本部 ラピタ多伎店	多伎町多岐 853-1	86-2444	食、日、光
J Aしまね出雲地区本部 ラピタ湖陵店	湖陵町差海 708-5	43-3535	食、日、光
J Aしまね出雲地区本部 ラピタ大社店	大社町杵築南 996	53-2800	食、日、光
グッディー上成店	大津町 1105	22-9287	食、日、光
グッディー北部店	大津朝倉 1 丁目 6-6	24-7677	食、日、光
グッディー医大通店	塩冶町 2125-1	21-2088	食、日、光
グッディー平田店	平田町 2390	62-2367	肌、身、食、日、光
グッディー斐川店	斐川町神氷 2837	72-5816	食、日、光
ジュンテンドー出雲南店	塩冶町 1197-1	20-0151	肌、身、食、日、光
ジュンテンドー知井宮店	神門町 783	43-9026	肌、身、食、日、光
ジュンテンドー平田店	平田町 5472 - 1	62-2180	肌、身、食、日、光
ジュンテンドー大社店	大社町北荒木 601-2	53-9003	肌、身、食、日、光
ゆめタウン出雲	大塚町 650-1	24-0080	寝、外、肌、身、炊、食
イズミゆめマート神西店	大島町 24-1	43-3800	寝、外、肌、身、炊、食
ゆめタウン斐川	斐川町上直江 1301-1	72-7900	寝、外、肌、身、炊、食
藤増ストア-古志店	古志町 1052	23-1129	食、日
藤増ストア-知井宮店	知井宮町 973	21-1839	食、日
藤増ストア-大社店	大社町中荒木 737	53-9007	食、日
ナフコホームプラザ出雲店	渡橋町 596	23-3607	寝、外、肌、身、炊、食
ナフコホームプラザ出雲北店	江田町 47-4	24-7500	寝、外、肌、身、炊、食
ナフコホームプラザ平田店	平田町 1610	63-2180	寝、外、肌、身、炊、食

イオン出雲店	渡橋町 1066	21-7300	寝、外、肌、身、炊、食、日、光
サンアイ出雲西店	神西沖町 1443-2	43-0500	寝、外、肌、身、炊、食
サンアイ斐川店	斐川町富村 765-2	72-7555	寝、外、肌、身、炊、食
コメリ古志店	古志町 1051-1	20-0541	寝、外、肌、身、炊、食

凡例；寝-寝具（毛布・布団）、外-外衣(作業着等)、肌 - 肌着（下着類）、身 - 身の回り品、炊 - 炊事用具、食 - 食器日 - 日用品（石鹸等）、光 - 光熱用品（懐中電灯等）

事業所名	所在地	電話	品目
コメリ斐川店	斐川町学頭 1817-3	73-7531	寝、外、肌、身、炊、食
いない出雲ドーム店	平野町 300	24-0171	寝、外、肌、身、炊、食
いない斐川店	斐川町上庄原 1370-1	72-8171	寝、外、肌、身、炊、食
ホック塩冶店	塩冶町 1200	23-2377	寝、外、肌、身、炊、食
ナンバ出雲ドーム店	平野町 408	30-7111	寝、外、肌、身、炊、食
スーパーナカノ	中野美保北 1 丁目 3-3	23-3100	寝、外、肌、身、炊、食
ストアまるほし	荻杼町 229-1	21-3791	寝、外、肌、身、炊、食
田儀マーケット	多伎町口田儀 666	86-2799	食、日
マルマン大社店	大社町入南 608-1	53-7600	食、日、光

凡例；寝-寝具（毛布・布団）、外-外衣(作業着等)、肌 - 肌着（下着類）、身 - 身の回り品、炊 - 炊事用具、食 - 食器日 - 日用品（石鹸等）、光 - 光熱用品（懐中電灯等）

<燃料>

事業所名	所在地	電話	備考
出雲ガス(株)	今市町 1151	21-0267	
出雲地区プロパンガス供給事業協同組合	駅南町 2-8-5	24-2801	
平田エルピーガス事業協同組合	平田町 2487-8	63-4646	
島根県石油協同組合 出雲支部	小山町 571-1	21-1709	
// 平田支部	平田町 590-2	62-3107	
JAしまね出雲地区本部 自動車燃料部	高松町 675-1	28-1234	
JAしまね斐川地区本部 ウィル給油所	斐川町荘原 100	73-9626	

## 第7 食料品・生活必需物資供給基準

### 1. 食料品

区 分	1日1人当り	根 拠 法 規 等
炊き出し費用	1,040円以内	災害救助法第23条 災害救助法施行令第9条 島根県災害救助法施行細則第5条

### 2. 主食等

区 分	1日1人当り	換 算 表				根拠法規等
		10人	100人	1,000人	10,000人	
飲料水	概ね3㍗ (7日間)	30㍗	300㍗	3,000㍗	30,000㍗	災害救助の実務書
米 穀	一食 200g	2kg	20kg	200kg	2,000kg	米穀の配給要綱 (36.7農林水産省)
り災者	おにぎり 2個	20個	200個	2,000個	20,000個	
作業員	一食 300g	3kg	30kg	300kg	3,000kg	
	おにぎり 3個	30個	300個	3,000個	30,000個	
パ ン	コッペパン 2個	20個	200個	2,000個	30,000個	米穀の配給要綱 (36.7農林水産省)
り災者	コッペパン 3個	30個	300個	3,000個	30,000個	
作業員						

### 3. 生活必需品

(夏4月～9月・冬10月～3月)

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人に付加算	
全 焼 全 壊 流出 (10日以内)	夏	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
	冬	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円
半 焼 半 壊 床上浸水 (10日以内)	夏	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
	冬	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(根拠法規：島根県災害救助法施行細則第7条)

## 第8 医療関係

### 1. 病院

病院名	所在地	電話	診療科目	病床数			
				精神	一般	感染	計
島根県立中央病院	姫原	22-5111	内・精・小・外・麻・皮・産婦・眼・歯・耳・泌・放・神内・心外・脳外・整外・形外・呼外・小外・呼・消・循・アレルギー・リハビリ	40	633	6	679
出雲市立総合医療センター	灘分町	63-5111	内・消・循・外・整・産婦・耳・泌・眼・小・精・放・リハビリ・皮・神内・脳外		199		199
出雲市民病院	塩冶町	21-2722	内・消・循・放・神内・整・泌・耳・眼・リハビリ・外・麻		180		180
海星病院	大津町	21-3521	精・神・内	166			166
小林病院	今市町	21-5230	内		48 (療養型)		48
島大医学部附属病院	塩冶町	23-2111	内代・血内・消内・肝内・神内・膠内・呼化内・腎内・循・皮・小・消外・肝・胆・脾外・小外・乳・内外・心外・呼外・整外・脳外・泌・精・産・婦・耳鼻・眼・放・放治・麻・歯口・臨検・病診・リハビリ	30	570		600
出雲市民リハビリテーション病院	知井宮町	21-2733	内・リハビリ ※全て回復期リハビリテーション病棟		116		116
寿生病院	上塩冶町	24-2160	内		239		239
島根県立こころの医療センター	下古志町	30-0556	精・神・心	242			242
出雲徳洲会病院	斐川町直江	73-7000	内・呼内・循内・神内・皮・外・心血外・脳外・整外・形外・リハビリ・放・麻・泌尿		183		183
斐川生協病院	斐川町直江	72-0321	内・呼内・循内・消内・外・整外・眼・リハビリ		120		120
計 11 病院				478	2,288	6	2,772

※一般病床には療養病床が含まれる。

## 2. 医院・診療所

### 【出雲地域】

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
三原耳鼻咽喉科医院	今市町	21-0327	耳鼻咽喉
三原医院	〃	21-0284	内、消、産、婦、胃腸、泌、性病
みはら眼科皮膚科	〃	23-5005	眼、皮
はしもと内科クリニック	〃	25-0211	内、消
かつべ眼科クリニック	〃	25-0212	眼
えだクリニック整形外科リハビリ テーション科	〃	24-0210	整、リハビリ
須佐クリニック	〃	24-9191	内、循内
加藤医院	今市町北本町	21-5520	内、神内
堀江内科呼吸器科医院	〃	21-0067	内、呼、アレルギー
すぎうら医院	〃	23-6669	内、循、リウマチ、呼吸器内科
ふじのクリニック	〃	24-3387	耳鼻咽喉
出雲医院	駅北町	30-6060	内、アレルギー、リウマチ
渡辺眼科医院	大津町	21-0198	眼
大曲診療所	〃	21-1186	内
外科内科山尾医院	〃	23-0520	外、内、整、皮、消、リハビリ、肛
なかじま眼科	〃	25-2828	眼
江田クリニック産婦人科	〃	30-7888	産婦
おおつ内科クリニック	〃	25-7800	内、消
松崎クリニック	姫原	31-7700	精神神経、心内、内
錦織整形外科医院	大津新崎町	22-1133	整
あべ医院	〃	21-3100	内、消、小、漢方内、女性内
尾添産科婦人科医院	〃	22-0056	産、婦
とうぎ皮膚科クリニック	〃	22-9765	皮、アレルギー
竹下内科医院	〃	22-0202	内、小、胃腸
勝部小児科医院	〃	22-7125	小
福田整形外科医院	〃	22-5811	整
にしこおり耳鼻咽喉科クリニック	〃	30-0333	耳鼻咽喉、アレルギー、気管食道
佐藤産婦人科医院	塩冶町	21-0973	産婦
どれみクリニック	〃	21-1262	小、皮、小循
芦沢医院	〃	22-8228	小、内
かわすみクリニック	〃	25-2111	胃腸、内、外、肛、麻酔
後藤内科医院	〃	21-7111	内
出雲中央クリニック	〃	22-5552	胃腸、肛
あいあいクリニック	〃	22-0022	脳外、内、心内、放、リハビリ

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
竹内クリニック	〃	23-8686	精、心内、
あさひクリニック	〃	20-1058	精、神経
姫野クリニック	〃	20-2566	泌、内
陽循環器内科	上塩冶町	31-8180	内、循、小
石川脳神経内科医院	〃	72-9056	神内、内
打田耳鼻咽喉科医院	塩冶神前	24-1678	耳鼻咽喉
ますだ眼科クリニック	塩冶神前	30-0505	眼
心療内科日本刺灸クリニック 漢方佐々木医院	塩冶善行町	25-1311	心内、内、リハビリ、精
たなかペインクリニック	天神町	30-6070	麻酔、神内
江口内科医院	塩冶有原町	23-3166	内
瀬島医院	〃	21-6622	内、消、肛、外
朝山医院	松寄下町	22-3360	内、小、皮
山本眼科	〃	28-2878	眼
松陽台佐藤クリニック	白枝町	23-5883	産婦、内
白枝内科クリニック	〃	25-2110	内、胃腸、小
ホームクリニック暖	〃	25-7862	内
手納医院	小山町	22-6660	小、内、眼
牧野内科	〃	24-2203	内、胃腸、小
スポーツ出雲クリニック	〃	21-9779	精、心内
相川耳鼻咽喉科医院	〃	25-3387	耳鼻咽喉、アレルギー
山田皮膚科医院	〃	24-4112	皮
おおつかクリニック	大塚町	22-3211	内、人工透析内科、循
山口クリニック	〃	25-3900	内、外、肛、リハビリ、整、皮、消
林整形外科医院	姫原町	21-1758	整
さくらクリニック	姫原	23-3987	整、内、リハビリ
はら呼吸器内科クリニック	〃	25-7455	呼内、内
出雲整形外科クリニック	渡橋町	23-6100	整、リハビリ、リウマチ、皮、形成外
小笹皮膚科診療所	〃	23-6787	皮
遠藤クリニック	〃	23-2021	内、呼、アレルギー、循、消
ふくやま眼科	〃	25-2255	眼
角医院	〃	30-6077	泌、内、外、麻酔、リハビリ
そうみやクリニック	〃	22-0333	内分泌、糖尿病
つむらファミリークリニックくみ小児科	〃	23-9393	小、内、アレルギー
板垣医院	里方町	21-1772	内、胃腸、小
槇野クリニック	中野美保北	23-7555	内、循、消、呼、小
高鳥クリニック	武志町	25-2211	内、消、呼、放、麻酔、眼、整、リハビリ
わたなべこどもレディースクリニック	〃	30-8020	小、婦
北陽クリニック	荻杼町	22-7111	整、リハビリ、リウマチ
深田医院	高岡町	22-8824	神内、内、リハビリ、心内、放
園山医院	東林木町	22-8555	内、胃腸、消化器

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
嘉村医院	上島町	48-0666	内、消、リウマチ
古瀬医院	稗原町	48-0008	内、循
須谷医院	所原町	48-0210	内、外
乙立里家診療所	乙立町	45-0106	内
在宅診療所いずも	下古志町	24-8151	内、麻
知井宮堀江医院	知井宮町	21-0918	内、麻酔、小
今岡皮膚科クリニック	//	30-6277	皮、内、神内
山根クリニック	芦渡町	21-2810	内、循、小、放
クリニックかんど	西新町	25-2552	内、消、皮、小、外
きむらこどもファミリークリニック	西新町	20-0903	小、内
たけだファミリークリニック	神西沖町	43-3355	内、消、小
児玉医院	西神西町	43-1365	外、内
伊藤医院	神西沖町	43-1111	内、呼
患寿診療所	//	43-3202	内、外、整、耳
なかたに耳鼻咽喉科医院	大島町	43-2234	耳鼻咽喉
秦医院	西園町	28-0117	内、小
佐藤内科クリニック	古志町	24-7766	循内、内、呼内、糖尿病

### 【平田地域】

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
伊藤産婦人科眼科医院	平田町	63-2195	産婦、眼
いまむら耳鼻咽喉科医院	国富町	63-4133	耳鼻咽喉、アレルギー
きさ内科・皮フ科クリニック	//	63-7210	内、胃腸、皮
さとうクリニック	//	62-4311	神、精、内
さつきクリニック	//	63-5601	小、精、心内、内
河原泌尿器科医院	西平田町	62-9155	泌、内、皮、外、肛
吉直整形外科クリニック	//	63-2020	整、リウマチ、リハビリ、循環
くにびき診療所ひらた	//	62-5691	皮、小、内
牧野内科医院	//	63-2851	内、胃腸
仲田医院	//	63-1212	内、小、循
及川医院	灘分町	63-3582	小、内
太田医院	国富町	62-2166	内、外、循、呼
山岡医院	三津町	68-0052	内
松本医院	多久町	62-3142	内、胃腸
塩津診療所	塩津町	66-1300	内

**【佐田地域】**

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
加藤医院	佐田町須佐	84-1900	内
佐田診療所	佐田町反辺	84-0410	内、小、神内
橋波診療所	佐田町下橋波	85-2611	内

**【多伎地域】**

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
久村診療所	多伎町小田	86-2020	内、外、消

**【湖陵地域】**

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
原医院	湖陵町差海	43-2008	内
武波内科医院	//	43-3700	内、消
児玉医院	湖陵町大池	43-2001	内、胃、放
本田医院	湖陵町二部	43-7800	内、循、呼、アレルギー

**【大社地域】**

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
中島医院	大社町杵築南	53-2116	胃腸、循、内、外、小、糖尿病内科、消化器内科
山本内科胃腸科	//	53-5551	内、胃腸
西尾医院	大社町北荒木	53-5300	内、循、胃腸、内分泌
小野医院	大社町中荒木	53-6700	外、内
上野医院	大社町菱根	53-2304	内、消、循、小
大國眼科	大社町中荒木	53-5999	眼
かとう耳鼻咽喉科医院	大社町北荒木	53-8133	耳鼻咽喉
鷺浦診療所	大社町鷺浦	53-0133	内
日御碕診療所	大社町宇龍	54-5166	内

**【斐川地域】**

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
伊藤医院	斐川町富村	72-6677	内・循・小
樋野医院	斐川町神氷	72-9161	内・胃・小・放
吉岡医院	斐川町荘原	72-0833	内・消
いいつかクリニック	斐川町荘原	72-4777	内・外・胃・整外
吉野産婦人科医院	斐川町上直江	72-7470	産婦
富士原耳鼻咽喉科	斐川町直江	73-9187	耳鼻咽喉
いのうえ小児科医院	斐川町上直江	73-8100	小
斐川中央クリニック	斐川町上直江	73-8181	漢方内・神内・小・アレルギー疾患内科
しぶや眼科	斐川町直江	73-7711	眼
高田医院	斐川町美南	72-0759	内・呼

## 第9 防疫及び清掃関係

### 1. 市有防疫及び清掃器材

種類		所有場所	台数
電気式噴霧器		本庁（旧健康文化センター）	5
		佐田支所	1
ミスト機		本庁（旧健康文化センター）	2
清掃用自動車	軽トラ	本庁	2
	〃	平田支所	1
	パッカー車	本庁	1
	2トン車	平田支所	1
	3トン車	平田支所	1

### 2. 薬品の即時調達可能業者

薬局名	所在地	電話
やまだ薬局	姫原町 290-5	24-0137
スイング薬局高岡店	高岡町 54	23-2119
いちご調剤薬局	塩冶町 1534-5	22-8915
カトウ薬局	今市町 316-7	23-7115
ほんまち薬局	今市町 532	23-6400
いちご調剤薬局北本町支店	今市町北本町 2-3-22	25-3055
はまやま薬局	松寄下町 1092-18	24-6301
みどり薬局	大津新崎町 2-15	23-2244
新崎薬局	大津新崎町 6-2	21-0412
かもめ調剤薬局	大津新崎町 6-37	25-1193
サン・メディカル薬局塩冶店	塩冶町 771-2	23-9331
D・C・B 薬局医大前店	塩冶神前 3-8-17	23-2415
かもめ調剤薬局稗原店	稗原町 2487-1	48-1320
なかの薬局	中野町 381-2	22-7999
まきの薬局	小山町 352-7	23-0228
調剤薬局くすりのファミリア	渡橋町 986-1	22-0798
ハート薬局	荻狩町 519-1 北陽ビル 1 階	22-0200
服部薬局出雲支店	大塚町 745-2	24-3664
フラワー薬局	東林木町 843-19	25-2878
D・C・B 薬局出雲大塚店	大塚町 749	23-8904
いちご調剤薬局神西支店	神西沖町 2210-1	43-2602
薬局かとう小山店	小山町 309-2	25-2614
フラワー薬局平田店	西平田町 92	62-0010
D・C・B 薬局ラピタ店	今市町 87	21-5993
みどり薬局塩冶店	塩冶町 991-2	20-2850
西平田あおぞら薬局	西平田町 243-1	62-9800
知井宮ふれあい薬局	知井宮町 988-10	21-7123
ファーマシー花のさと薬局	下古志 1125-3	24-7715
ながはま薬局	西園町 332-3	27-9839

薬 局 名	所 在 地	電 話
ファーマシイ出雲中央薬局	姫原町 4 丁目 10-2	24-9910
あいむ薬局 神立店	斐川町併川字神立 705-1	31-4502
スイング薬局 エル店	大社町北荒木 625-2 ヨツビノカケのエル内	25-8007
出雲薬局	姫原町 1-5-6	25-3148
すずらん薬局	小山町 794-1	20-7107
しまね薬局医大前店	塩冶神前 1-7-4	20-7520
なの花薬局平田店	平田町 2164-4	62-9251
プラタナス薬局	平田町 953-9	62-2611
ウェルネス薬局塩冶店	塩冶有原町 5-11	24-8220
あんず薬局	西神西町 518-6	43-7889
つくし薬局	里方町 864-2	20-0700
石原薬局	平田町 991-1	62-2224
きらら薬局	神西沖町 2072-2	43-7234
もも薬局	大島町 21-4	43-7177
スイング平田薬局	西平田町 50	63-7711
ウェルネス薬局出雲駅南店	駅南町 3 丁目 13-1	20-1877
つくし薬局小山店	小山町 115-1	31-7300
ウェルネス薬局大塚店	大塚町 750-1	20-1811
塩冶神前ふたば薬局	塩冶神前 5-1-12	31-7660
出雲駅前薬局	今市町 2070	20-1336
ファーマシイきりん薬局	国富町 833-12	62-5884
中の島薬局	平田町 7604	62-0052
ファーマシイすこやか薬局	塩冶町 1539-60	25-3434
まごころ薬局	武志町 733-4	20-1104
ほくよう薬局	武志町 836-10	24-3755
ファーマシイくびき薬局	今市町 2078	24-7900
しまね薬局渡橋店	渡橋町 1104	25-2530
平安堂薬局渡橋店	渡橋町 334-1	27-9770
大社だんだん薬局	大社町杵築南 1353-3	53-8123
おおつ薬局	大津町 1707-3	24-7580
ウェルネス薬局白枝店	白枝町 551-1	20-1660
えんや薬局	塩冶有原町 4-63	24-7815
メロディ薬局	上塩冶町 1742-8	21-7822
ひかり薬局	多久町 885-22	25-7713
日星薬局古志店	古志町 1107-1	25-7505
日本調剤出雲薬局	灘分町 586	63-7566
荘原中央薬局	斐川町荘原 2192-3	73-7779
なおえ駅前薬局	斐川町上直江 982-1	73-3232
日星薬局斐川店	斐川町上直江 1421-1	73-8077
ファーマシイひかわ薬局	斐川町直江 4897-3	73-7744
山崎薬局	斐川町上直江 1585-5	72-6567
もも薬局 出雲インター店	神西沖町 1455-9	43-8033
平安堂薬局ラピタ大社店	大社町杵築 996	25-8210
桜ヶ丘薬局	大津町 3656-6	25-7651
まめな薬局	大津町 1101-4	25-8033
天神中央薬局	塩冶有原町 6-45-2	25-8145

### 3. 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・浄化槽汚泥)

業 者 名	所 在 地	電 話
(有)ジンザイサニテック	荒茅町 4199-1	28-0011
(有)ヒカリ衛生社	斐川町上庄原 1777-2	72-3228
(株)島根サニタリ	神西沖町 1349-3	43-3321
出雲環境整備(有)	荒茅町 534	28-0012
(有)長谷川清商店	国富町 705-1	62-2067
(有)ヒカリ衛環企業	大田市大田町口 967-10	0854-82-0747
(有)ワスティーシステム	大社町中荒木 2454-2	53-0140

### 4. 一般廃棄物収集運搬許可業者(ごみ)

業 者 名	所 在 地	電 話	限定品目
ワルツ商事(有)	白枝町1185-1	22-7116	
(有)山佐運送店	多伎町口田儀492-2	86-2240	
(有)ワスティーシステム	大社町中荒木2454-2	53-0140	
(有)プレート商会	船津町80	48-1848	
中央環境(株)	神門町842	30-7731	
(有)ジンザイサニテック	荒茅町4199-1	28-0011	
(株)島根サニタリ	神西沖町1349-3	43-3321	
(株)クリエイト山陰	馬木町1220-17	24-8611	
中国環境(株)	神西沖町2489-2	43-3636	
(有)所原運送店	所原町1666-1	48-0082	
出雲配送(有)	稗原町2155-2	48-1033	
今岡 祥智 (今岡建設)	荒茅町539	28-0473	
重富一枝 (POGカンパニー)	白枝町249	28-0600	
今村眞茂留 (今村商店)	今市町北本町3-5-22	21-4590	
平岡優澤	大塚町1118-4	22-6184	
(有)金村商店	白枝町927-1	21-1899	
(株)中央ビルサービス	塩冶有原町6-60	21-4013	
アースサポート(株)	松江市八幡町882-2	0852-37-2890	
(株)日野組	灘分町1996-4	63-3555	
(有)海老田金属	鳥取県米子市上福原 1329-13	0859-33-1534	
(株)島根東亜建物管理	松江市浜乃木6-5-7	0852-23-0263	
ジャパン・エコロジー・ライン (株)	大阪市天王寺区東高津町4 -3	06-6762-7800	
山崎由美子	大塚町1080	23-0538	
(有)奥資材	平田町5477	62-3419	
(株)まるふく商事	佐田町毛津562-4	43-1884	生ごみ除く
(株)佐田建設	佐田町須佐742-6	84-0138	生ごみ除く事業 系一般廃棄物
濱屋 正 (アラ搬入組合)	三津町26	62-3010	
(株)もちだ園芸	渡橋町398	21-2051	木くず、苧草のみ
(有)グリーンコントラクター	佐田町一窪田1668-6	85-2353	果樹庭木の剪定 枝及び苧草のみ
三光(株)	鳥取県境港市昭和町5-17	0859-44-5367	
出雲フィッシュミール(有)	大社町北荒木1-1	53-2125	魚のあらのみ

業 者 名	所 在 地	電 話	限定品目
山陰建設工業(株)	神西沖町2334-3	43-1113	動植物性残渣のみ
(有)クリーンサービス	松江市宍道町佐々布1849	0852-66-3613	
(有)荒木珪砂鉱業所	斐川町上直江2721	72-1122	生ごみ除く
三洋興産(株)	斐川町坂田1664-8	63-3418	生ごみ除く
坂本 清	高松町1536-1	28-2080	
タカセ興産(株)	斐川町学頭4026-1	72-2799	
(株)徳建	雲南市木次町東日登 508-8	0854-42-0346	
(有)足立運送	斐川町荘原3045-1	72-0637	生ごみ除く
(有)荒神サービス	斐川町神庭1135	73-3687	

## 第10 給水関係

### 1. 市営水道

(上水道)

【出雲・平田・大社地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
出雲市上水道	大津町 上島町 灘分町 国富町	47,945 m <sup>3</sup>	向山配水池	10,000 m <sup>3</sup>
			新向山配水池	7,000 m <sup>3</sup>
			七面山配水池	4,000 m <sup>3</sup>
			妙見山配水池	974 m <sup>3</sup>
			北山配水池	400 m <sup>3</sup>
			奥井谷配水池	367 m <sup>3</sup>
			延畑配水池	37 m <sup>3</sup>
			西谷調整池	1 m <sup>3</sup>
			大平配水池	317 m <sup>3</sup>
			山寄調整池	3.2 m <sup>3</sup>
			上山寄調整池	1.7 m <sup>3</sup>
			戸倉調整池	2.5 m <sup>3</sup>
			岩倉配水池	179 m <sup>3</sup>
			野尻西調整池	3 m <sup>3</sup>
			大門調整池	2.2 m <sup>3</sup>
			仏谷調整池	2.7 m <sup>3</sup>
			朝山配水池	240 m <sup>3</sup>
			上大月調整池	10.9 m <sup>3</sup>
			堂原配水池	98 m <sup>3</sup>
			須原調整池	10.9 m <sup>3</sup>
			御方配水池	98 m <sup>3</sup>
			段調整池	12.6 m <sup>3</sup>
			麻床調整池	4 m <sup>3</sup>
			保知石調整池	20.2 m <sup>3</sup>
			天王山調整池	7.7 m <sup>3</sup>
			浜山配水池	3,300 m <sup>3</sup>
			河原谷調整池	0.5 m <sup>3</sup>
			繁の谷調整池	0.5 m <sup>3</sup>
			樽戸谷調整池	0.5 m <sup>3</sup>
			谷山調整池	10 m <sup>3</sup>
			中山配水池	75 m <sup>3</sup>
			愛宕山配水池	3,700 m <sup>3</sup>
金山配水池	500 m <sup>3</sup>			
本郷配水池	270 m <sup>3</sup>			
苅藻谷配水池	410 m <sup>3</sup>			
伊野配水池	216 m <sup>3</sup>			
三の谷高区調整池	41 m <sup>3</sup>			
三の谷調整池	28 m <sup>3</sup>			
堂の本調整池	62 m <sup>3</sup>			
畑調整池	40 m <sup>3</sup>			
高山調整池	10 m <sup>3</sup>			
一畑調整池	16 m <sup>3</sup>			
胡麻谷高区調整池	4 m <sup>3</sup>			

			鹿園寺調整池	165 m <sup>3</sup>
			若葉調整池	61 m <sup>3</sup>
			鳴竹調整池	80 m <sup>3</sup>
			布崎調整池	88 m <sup>3</sup>
			作暮調整池	6 m <sup>3</sup>
			本庄調整池	10 m <sup>3</sup>
			口宇賀調整池	8 m <sup>3</sup>
			工場団地調整池	40 m <sup>3</sup>
			地合第1配水池	32 m <sup>3</sup>
			地合第2配水池	63 m <sup>3</sup>
			新常楽寺配水池	690 m <sup>3</sup>
			中畑配水池	16 m <sup>3</sup>
			差海配水池	247 m <sup>3</sup>
			湖陵配水池	843 m <sup>3</sup>
			蛇池配水池	100 m <sup>3</sup>

(簡易水道)

【出雲・大社地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
乙立簡易水道	乙立町	283 m <sup>3</sup>	乙立配水池	312 m <sup>3</sup>
日御碕簡易水道	大社町宇籠	386 m <sup>3</sup>	日御碕配水池 黒田配水池	454 m <sup>3</sup> 18 m <sup>3</sup>
鷺浦簡易水道	大社町鷺浦	168 m <sup>3</sup>	鷺浦配水池 鶴鷺配水池	40 m <sup>3</sup> 50 m <sup>3</sup>

【平田地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
河下広域簡易水道	唐川町 奥宇賀町 釜浦町 十六島町 小津町	969 m <sup>3</sup>	後野配水池 唐川第1配水池 唐川第2配水池 別所配水池 君野配水池 河下配水池 釜谷配水池 釜浦第3配水池 十六島配水池 十六島鼻配水池 相代配水池 布勢配水池	64 m <sup>3</sup> 62 m <sup>3</sup> 42 m <sup>3</sup> 75 m <sup>3</sup> 73 m <sup>3</sup> 157 m <sup>3</sup> 17 m <sup>3</sup> 26 m <sup>3</sup> 109 m <sup>3</sup> 20 m <sup>3</sup> 32 m <sup>3</sup> 520 m <sup>3</sup>
猪目簡易水道	猪目町	28 m <sup>3</sup>		
塩津簡易水道	塩津町	40 m <sup>3</sup>	塩津第1配水池 塩津第2配水池	40 m <sup>3</sup> 39 m <sup>3</sup>
美保簡易水道	塩津町	42 m <sup>3</sup>	美保配水池	84 m <sup>3</sup>
東部統合簡易水道		602 m <sup>3</sup>	老母石配水池 一畑配水池 庄部配水池 三津西谷配水池	550 m <sup>3</sup> 60 m <sup>3</sup> 32 m <sup>3</sup> 8 m <sup>3</sup>
島村簡易水道		151 m <sup>3</sup>		
多久谷畑飲料水供給施設	多久谷町畑	7 m <sup>3</sup>	多久谷畑配水池	10 m <sup>3</sup>

【佐田地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
須佐簡易水道	佐田町朝原 佐田町大呂 佐田町反辺	893 m <sup>3</sup>	朝原配水池	60 m <sup>3</sup>
			三槇第1配水池	36 m <sup>3</sup>
			三槇第2配水池	6 m <sup>3</sup>
			山中配水池	140 m <sup>3</sup>
			原田配水池	56 m <sup>3</sup>
			栗尾配水池	122 m <sup>3</sup>
			大呂川上配水池	36 m <sup>3</sup>
			羽西配水池	20 m <sup>3</sup>
			東山中配水池	24 m <sup>3</sup>
			大呂配水池	141 m <sup>3</sup>
			善正寺配水池	2 m <sup>3</sup>
			別所配水池	24 m <sup>3</sup>
			本郷配水池	24 m <sup>3</sup>
			平野配水池	30 m <sup>3</sup>
			目田配水池	29 m <sup>3</sup>
			淀配水池	113 m <sup>3</sup>
			呑水配水池	16 m <sup>3</sup>
山中圧力調整槽	6 m <sup>3</sup>			
窪田簡易水道	佐田町上橋波 佐田町下橋波	626 m <sup>3</sup>	横見配水池	44 m <sup>3</sup>
			日の出新配水池	450 m <sup>3</sup>
			日の出第1配水池	91 m <sup>3</sup>
			日の出第2配水池	46 m <sup>3</sup>
			栄配水池	127 m <sup>3</sup>
			和江島配水池	140 m <sup>3</sup>
			石場第1配水池	40 m <sup>3</sup>
			石場第2配水池	28 m <sup>3</sup>
			萱野配水池	48 m <sup>3</sup>
			細田配水池	73 m <sup>3</sup>
			吉野配水池	8 m <sup>3</sup>
			高津屋第1配水池	4 m <sup>3</sup>
			高津屋第2配水池	6 m <sup>3</sup>
			萱野第1圧力調整槽	5 m <sup>3</sup>
			萱野第2圧力調整槽	5 m <sup>3</sup>
			萱野第3圧力調整槽	5 m <sup>3</sup>
			萱野第4圧力調整槽	5 m <sup>3</sup>
			御幡圧力調整槽	10 m <sup>3</sup>
			大山第1圧力調整槽	10 m <sup>3</sup>
			大山第2圧力調整槽	10 m <sup>3</sup>
			高津屋圧力調整槽	1 m <sup>3</sup>
佐津目配水池	51 m <sup>3</sup>			
佐津目圧力調整槽	1 m <sup>3</sup>			
毛津配水池	46 m <sup>3</sup>			
毛津圧力調整槽	6 m <sup>3</sup>			

【多伎地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
多伎簡易水道	多伎町口田儀 多伎町小田	1,789 m <sup>3</sup>	田儀配水池	298 m <sup>3</sup>
			中郷配水池	164 m <sup>3</sup>
			山郡配水池	19 m <sup>3</sup>
			赤谷接合配水池	212 m <sup>3</sup>
			恵堂配水池	394 m <sup>3</sup>
			後畑配水池	45 m <sup>3</sup>
			新小田配水池	400 m <sup>3</sup>
			久村西配水池	470 m <sup>3</sup>
			久村配水池	82 m <sup>3</sup>
			塚之尾谷配水池	16 m <sup>3</sup>
			柳谷配水池	36 m <sup>3</sup>
			竹之上配水池	56 m <sup>3</sup>
			赤松調整池	5 m <sup>3</sup>
			花倉配水池	10 m <sup>3</sup>
			朝畑減圧井	13 m <sup>3</sup>
			秋竹配水池	4 m <sup>3</sup>
秋竹減圧水槽	4 m <sup>3</sup>			
上頭名配水池	12 m <sup>3</sup>			
宇杉配水池	5 m <sup>3</sup>			

【斐川地域】

施設名	水源地	1日最大配水量	貯水施設	
阿宮地区簡易水道	斐川町上阿宮	260 m <sup>3</sup>	上阿宮配水池	115.5 m <sup>3</sup>
			畑谷調整池	2.5 m <sup>3</sup>
			高野調整池	2.3 m <sup>3</sup>

2. 給水車・器材

項目	内 容		出雲・大社	平田	佐田	多伎	湖陵	斐川	合 計
車両	給水車/2t	台	1	1					2
	トラック/2.0t	台	1						1
容器	給水タンク/3 m <sup>3</sup>	個		1					1
	給水タンク/2 m <sup>3</sup>	個	1		1				2
	給水タンク/1.5 m <sup>3</sup>	個	7	7					14
	給水タンク/1.0 m <sup>3</sup>	個	11	8			4		23
	給水タンク/0.5 m <sup>3</sup>	個	7	2	2		8		19
	給水タンク/20ℓ	個	193	28					221
	給水タンク/18ℓ	個		64			280		344
	給水袋/10ℓ	袋		830					830
給水袋/6ℓ	袋	12,850	1,769			600	145	15,364	
機材	発電機	台	7	2					9
	投光機	台	8	1					9

## 第11 障害物除去機械

### 1. 建設業者保有機械(道路河川維持課・建設業協会)

(単位:台)

地区	会社名	電話	グレーダ	ブルドーザー	タイヤショベル	ドーザショベル	バックホウ	ダンプトラック	クレーン(ユニック)
今市	(株)佐藤組	21-0120					1台		
	まるなか建設(株)	22-1316	2台					1台	
	(株)御船組	21-0808					1台	1台	1台
大津	アクト(株)	22-9121					3台	2台	1台
	(株)小畑建設	23-3138					1台	2台	1台
	大福工業(株)	21-4151			1台		7台	1台	2台
	内藤建設工業(株)	22-6657						2台	
	(株)中村組	21-5505						1台	1台
	(有)原組	21-1377					1台	1台	
	(株)浜村建設	21-1673					1台	4台	1台
塩冶	(有)石川工務店	22-7165					1台	1台	1台
	(有)板倉組	21-3212					3台	4台	1台
	岩崎建設(有)	22-3630					1台	1台	1台
	今岡工業(株)	23-7778			1台				
	ヒロシ(株)	23-4479					2台	1台	1台
	ミシマ産業(株)	21-1925		1台			3台	2台	1台
	(有)森山建築工業	22-2275						2台	
高松	(有)一幸建設工業	21-5200	1台				1台	1台	
	(有)クリア工業	23-4916					2台	2台	1台
	(有)石原組	23-6937					1台	1台	
	(株)JJ-工業	23-7170					3台	2台	1台
四絡	クサ力建設(株)	21-5110					1台	1台	
	(株)中筋組	22-8111					1台	0台	
	(株)もちだ園芸	21-2051					2台	3台	1台
高浜	(有)出雲技研	22-8513					1台	1台	3台
	(株)板倉重機	22-7634	1台	4台	1台		15台	6台	2台
	(有)山崎組	21-2976	1台		1台		3台	1台	1台
川跡	(株)佐藤工務店	22-3824						1台	0台
	(株)ダイニ	22-5555	1台					1台	
	須山建設(有)	22-7649		2台			5台	4台	
鳶巣	(株)小村工務店アクシユ	21-4549						1台	
上津	木次組	48-0511					2台	1台	1台
稗原	(有)嘉村建設	48-0130		1台	1台		7台	3台	1台
	(株)今岡興産	48-0111					2台	2台	1台
	(有)森山組	48-0036					2台	2台	1台
朝山	吉田建設工業(株)	48-0212					1台	1台	
	(有)青木組	48-0211			2台		3台	2台	2台

地区	会社名	電話	グレーダ ー	ブルドー ザー	タイヤ ショベル	ドーザ ショベル	バックホ ウ	ダンプ トラック	クレーン (ユニック)
乙立	(有)門脇組	45-0371					1台	2台	1台
	今岡工務店	45-0225			1台		1台	2台	1台
神門	出雲土建(株)	22-4118			2台		6台	2台	3台
	(株)神田工業	23-1932			2台			2台	2台
	大和建设(株)	21-0252					5台	3台	
	(有)勝部組	22-2199					6台	3台	1台
	(株)ナカサン	22-8112			1台				1台
	(株)浜南ダイア	21-8589			2台		1台	1台	3台
神西	山陰建設工業(株)	43-1113	1台				2台	2台	
長浜	(有)藤原海事	28-0703						1台	
	(有)福間工務店	28-2216						1台	
平田	(株)山本工務店	63-1511			1台		1台	2台	1台
	(有)平井組	62-2906			1台		2台	1台	1台
	(株)山崎組	63-3388			1台		3台	3台	1台
灘分	(株)日野組	63-3555		1台			2台	3台	1台
国富	山口建設(株)	63-3451	2台		1台		5台	4台	1台
西田	昭和開発工業(株)	63-3327						2台	2台
	(有)米江組	63-3422					4台	3台	1台
久多美	(有)西尾組	63-1239			1台		2台	5台	
	(有)丸共工務所	63-3515			1台		1台	1台	1台
東	(有)梶谷建設	67-0311					3台	2台	1台
	(有)山下組	63-3616			1台		3台	2台	1台
北浜	(有)山根建設	66-0077					2台	2台	1台
佐香	(有)南場工務店	68-0007		1台	1台		6台	3台	1台
伊野	岩成建設(有)	67-0324					1台	2台	1台
佐田	(株)新井建設	85-2111			1台	2台	7台	5台	2台
	(株)井口組	85-2511					2台	1台	1台
	(株)岩崎建設	85-2211					2台	3台	2台
	(有)奥野水道	85-2128					2台	1台	
	(有)佐々木組	85-2116			1台		1台	2台	1台
	佐田建設(株)	84-0138					4台	2台	1台
	(株)土井豆組	85-2229			1台		5台	3台	1台
	(株)三原組	84-0604			1台		3台		1台

地区	会社名	電話	グレーダ	ブルドーザ	タイヤショベル	ドーザショベル	バックホウ	ダンプトラック	クレーン(ユニック)
多 伎	(株)新宮組	86-3158					3台	1台	
	(有)ナギラ建工	86-3492		2台	1台		16台	4台	1台
	(有)山佐運送店	86-2240						2台	
	(有)石飛組	86-2119					1台	1台	
	福間組	86-2343					1台	1台	1台
	(株)安井組	86-3711					2台	3台	
	(株)山下工務所	86-3331					2台	2台	1台
湖 陵	(有)庄徳水道	43-1364					1台	1台	
	(株)日本海建設	43-2631					4台	3台	1台
大 社	岩成工業(株)	53-5151					1台	1台	
	(有)金築組	53-1878					7台	3台	
	(有)丸嘉土建	53-1133					4台	2台	1台
	(有)川角建設	53-2281					2台	2台	
	(有)新宅組	53-3337						1台	
	(有)間壁組	53-2364					5台	3台	
	(株)もりやま	53-5016			1台		10台	3台	2台
	(有)神門組	53-1117					1台	3台	
	(有)ミハラ	53-2327					2台	2台	
	日和建設(株)	54-5131					1台	2台	
斐 川	(株)フクダ	72-0201					32台	11台	3台
	ヒカワ工業(有)	72-6119	2台	1台	1台		7台	2台	
	(有)伊藤工事	72-0147	1台		1台		4台	4台	1台
	(有)斐川建設	72-2275					2台	1台	1台
	(有)三加茂組	72-6612					3台	1台	1台
	(有)坂田土建	63-3363					2台	3台	1台
	(有)内田工務店	72-4832					3台	3台	1台
	(有)佐野組	72-9175					2台	3台	1台
	(有)須田工務店	72-3111					2台	2台	1台
	島根ニチレキ(株)	72-6860	1台		1台			1台	
	(株)ヒロク二建設	72-6070					9台	8台	1台
	日発工業(株)	72-0026	2台		2台		2台	2台	3台
	(有)佐藤洋行工務店	72-2124							1台
	(有)高橋工務店	72-2277					1台	4台	1台
	(有)西工務店	72-8202							1台
合計			15台	13台	34台	2台	292台	221台	86台

## 第12 輸送関係

### 1. ヘリポート予定地

#### 【出雲地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市松寄下町 1 1 4 2-1	陸上自衛隊出雲駐屯地営庭	なし
2	出雲市塩冶町 8 9-1	島大医学部校庭	なし
3	出雲市武志町	斐伊川河川敷	なし
4	出雲市今市町北本町 2-1	今市小学校校庭	あり（4F 校舎；北側）
5	出雲市今市町	だんだん広場	
6	出雲市塩冶町 1 5-1	第二中学校校庭	なし
7	出雲市上島町 8 6 9	上津小学校校庭	あり（3F 校舎；北側）
8	出雲市稗原町 2 8 2 5	稗原小学校校庭	あり（体育館；西側）
9	出雲市所原町 1 8 5	朝山小学校校庭	あり（3F 校舎；北側）
10	出雲市乙立町 1 0 2 8-4	乙立小学校校庭	あり（3F 校舎；西側）

#### 【平田地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市平田町 2960-1	平田スポーツ公園グラウンド	なし
2	出雲市園町 1660-1	湖遊館多目的グラウンド	なし
3	出雲市平田町 1-2	平田愛宕山野球場	なし
4	出雲市平田町 1	平田高校校庭	あり（体育館；西側）
5	出雲市奥宇賀町 854	光中学校校庭	なし
6	出雲市坂浦町 3601	佐香中学校跡地	なし
7	出雲市灘分町 1816-1	向陽中学校校庭	あり
8	出雲市西平田町 1	平田小学校校庭	なし
9	出雲市灘分町 2091	灘分小学校校庭	なし
10	出雲市万田町 702-1	西田小学校校庭	あり（3F 校舎；北側）
11	出雲市東福町 480-1	久多美小学校校庭	なし
12	出雲市多久谷町 182-1	檜山小学校校庭	なし
13	出雲市坂浦町 2472-1	佐香小学校校庭	あり（3F 校舎；南側）
14	出雲市野郷町 459-2	伊野小学校校庭	あり（体育館；北側）
15	出雲市鹿園寺町 1004-6	東小学校校庭	あり（2F 校舎；北側）
16	出雲市十六島町 1383-5	北浜小学校校庭	あり（3F 校舎；北西側）
17	出雲市小境町 1991-2	サンレイク運動場	あり（3F 建物；西側）

#### 【多伎地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市多伎町小田	多伎シーサイド運動公園	なし
2	出雲市多伎町多岐	屋外イベント広場(キララ多伎付近)	なし（但し150m以内に風車あり）
3	出雲市多伎町久村	多伎多目的運動場	なし
4	出雲市多伎町多岐	多伎中学校	なし
5	出雲市多伎町多岐	岐久小学校	あり（3F 校舎；北東側）
6	出雲市多伎町口田儀	田儀小学校	あり（2F 校舎；南側）
7	出雲市多伎町口田儀	手引ヶ丘公園（広場）	なし

### 【湖陵地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市湖陵町二部 1100	湖陵小学校校庭	あり（3F 校舎：南側）
2	出雲市湖陵町三部 1183	湖陵中学校校庭	なし
3	出雲市湖陵町三部 783	湖陵総合公園	なし

### 【佐田地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市佐田町八幡原 200	佐田中学校校庭	なし
2	出雲市佐田町一窪田 657	飯の原農村公園	なし

### 【大社地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市大社町北荒木 1,473	大社高校校庭	なし
2	出雲市大社町杵築南 1,330	大社中学校校庭	あり（3F 校舎：北側）
3	出雲市大社町杵築南 900-1	大社小学校校庭	あり（2F 校舎：北側）
4	出雲市大社町北荒木 413	荒木小学校校庭	あり（3F 校舎：東側）
5	出雲市大社町鷺浦 275	鶉鷺小学校校庭	あり（2F 校舎：北側）
6	出雲市大社町日御碕 521	日御碕小学校校庭	あり（3F 校舎：南側）
7	出雲市大社町遥堪 73	遥堪小学校校庭	あり（2F 校舎：北側）
8	出雲市大社町北荒木 1868-10	浜山公園補助競技場	なし
9	出雲市大社町杵築南 1,051-1	大社健康スポーツ公園	あり（体育館：東側）
10	出雲市大社町日御碕 249	日御碕多目的運動広場	なし

### 【斐川地域】

	位 置	場 所	建物有無（半径 50m）
1	出雲市斐川町沖洲	出雲空港	なし
2	出雲市斐川町沖洲 660	斐川東中学校	なし
3	出雲市斐川町直江 4083	斐川西中学校	なし
4	出雲市斐川町大字直江 3864-2	斐川公園野球場	なし
5	出雲市斐川町出西	斐川牧場（訓練場）	

## 2. 市有自動車等台数

	軽四バン	軽乗用	普通バン	普通乗用	マイクロバス	オートバイ	軽トラック	普通トラック
本 庁	29台	27台	12台	11台	1台		3台	1台
平田支所	7台		4台	1台				
佐田支所	3台	1台	2台				1台	
多伎支所	1台	2台		1台			2台	
湖陵支所	3台	1台		2台			1台	
大社支所	5台		2台				2台	
斐川支所	9台	2台		3台			5台	1台
合 計	57台	33台	20台	18台	1台		14台	2台

※管財契約課所管分のみ。

### 3. ハイヤー事業者及び車両台数

事業所名	町名	電話	無線放送	保有台数
谷本ハイヤー	姫原町 215-1	21-1051	有	54台
日本交通タクシー	浜町 339-1	21-0475	有	20台
出雲第一交通	塩冶善行町 11-3	21-2555	有	30台
出雲一畑交通	常松町 353-3	21-1144	有	67台
タカノタクシー	高松町 1227-18	21-2920	有	5台
やくも観光タクシー	知井宮町 985-6	21-1683	有	9台
アポロハイヤー	枝大津町 22-1	22-4141	有	19台
アタゴタクシー	西平田町 18	62-3400	有	10台
湖陵タクシー	湖陵町三部 586-1	43-1031	有	17台
出雲観光タクシー	大社町北荒木 854-3	53-3230	有	13台
大社ハイヤー	大社町杵築南 1353-13	53-3211	有	16台
斐川タクシー	斐川町直江 4829-1	72-0246	有	15台
足立ハイヤー	斐川町荘原 3045-1	72-0336	有	15台
フラワー観光	斐川町荘原 2222-2	72-5587	有	10台

### 4. 主要貨物自動車運送事業者及び車両台数

事業所名	所在地	電話	普通	小型
日本通運(株)出雲支店	出雲市長浜町 1372-14	28-3100	47台	3台
日通トランスポート(株)出雲支店	出雲市神門町 822-6	21-2411	18台	1台
出雲運送(株)	出雲市渡町 360-1	21-0023	16台	1台
東陽運送(有)	出雲市白枝町 694-5	22-2221	20台	1台
(有)所原運送店	出雲市所原町 1666-1	48-0082	13台	
ニッセイ運輸(株)	出雲市上塩冶町 702-36	21-2456	26台	1台
錦織運送(株)	出雲市常松町 510-1	21-5075	21台	
出雲配送(有)	出雲市稗原町 2155-2	48-1033	18台	10台
(株)ヒカミ	出雲市知井宮町 7-1	22-1322	53台	2台
(有)柿木運送	出雲市西園町 3522-19	28-0102	26台	
上田コールド(株)	出雲市神西沖町 2088-1	43-0166	56台	
(有)柘植運送	出雲市荻杼町 405-1	20-1213	13台	
三協貨物(株)平田支店	出雲市灘分町 2062	63-3311	45台	1台
和田運送(株)	出雲市多伎町久村 511-20	86-2337	13台	1台
中島運輸機工(株)	出雲市大社町杵築南 1142	53-3170	29台	3台
(株)大崎島根営業所	斐川町直江 5045	73-9750	7台	
(有)ヒカワ急送	斐川町上庄原 1976	72-1934	18台	
(有)足立運送	斐川町荘原 2189-2	72-0637	31台	
山陰運送(株)出雲支店	斐川町直江 4957	72-7231	15台	

## 5. 漁港・港湾及び漁船

漁港・港湾	動力船	漁港・港湾	動力船	漁港・港湾	動力船
伊野灘	17 隻	釜浦	11 隻	中山	10 隻
平田穴道湖(境川)	20 隻	十六島	47 隻	二俣	6 隻
平田穴道湖(平田船川)	64 隻	河下	26 隻	大社	55 隻
地合	20 隻	猪目	8 隻	湖陵	80 隻
坂浦	27 隻	鵜峠	20 隻	小田東	32 隻
小伊津	43 隻	鷺浦	40 隻	小田	40 隻
三津	27 隻	宇竜	54 隻	田儀	29 隻
唯浦	12 隻	日御碕	29 隻		
塩津	25 隻	黒田	3 隻	計	745 隻

### 第13. 自主防災組織 1. 地区災害対策本部組織（コミュニティセンターに設置）

名 称	地区災害対策本部電話番号
今市地区災害対策本部	21-5318
大津地区災害対策本部	21-0172
塩冶地区災害対策本部	21-0248
古志地区災害対策本部	21-0925
高松地区災害対策本部	21-0671
四絡地区災害対策本部	21-0369
高浜地区災害対策本部	21-0948
川跡地区災害対策本部	21-0694
鳶巣地区災害対策本部	21-0174
上津地区災害対策本部	48-0301
稗原地区災害対策本部	48-0001
朝山地区災害対策本部	48-0201
乙立地区災害対策本部	45-0216
神門地区災害対策本部	21-1038
神西地区災害対策本部	43-1001
長浜地区災害対策本部	28-0215
平田地区災害対策本部	63-1385
灘分地区災害対策本部	63-1371
国富地区災害対策本部	63-1372
西田地区災害対策本部	63-1373
鰐淵地区災害対策本部	66-0001
久多美地区災害対策本部	63-1374
檜山地区災害対策本部	63-1375
東地区災害対策本部	67-0020
北浜地区災害対策本部	66-0002
佐香地区災害対策本部	68-0031
伊野地区災害対策本部	69-1526
須佐地区災害対策本部	84-0113
窪田地区災害対策本部	85-2585
多伎地区災害対策本部	86-2853
湖陵地区災害対策本部	43-2480
杵築地区災害対策本部	53-4494
荒木地区災害対策本部	53-5440
遥堪地区災害対策本部	53-5529
日御碕地区災害対策本部	54-5443
鵜鷺地区災害対策本部	53-5635
莊原地区災害対策本部	72-4600
出西地区災害対策本部	72-9204
出東地区災害対策本部	62-5033
直江地区災害対策本部	72-5282
伊波野地区災害対策本部	72-1311
阿宮地区災害対策本部	72-9142
久木地区災害対策本部	72-7474

## 2. 地域防災組織（警防課）

### ア. 消防

#### 【出雲地区】

地区	名 称	人 員
大 津	大津消水防協力隊	21名
塩 冶	天神自衛消防隊	15名
	下沢地区防災班	22名
	天神団地女性防火クラブ	6名
古 志	上新宮私設消防団	10名
	下新宮私設消防団	17名
	徳連私設消防団	20名
	本前会	14名
	新宇賀私設消防隊	89名
高 松	島田自衛消防隊	8名
四 絡	姫原自治消防隊	15名
	JA いずも四絡女性部防火クラブ	172名
	大塚自治消防隊	20名
高 浜	別所自衛消防団	12名
	日下自主防災会	58名
	矢尾西町内自主防災会	24名
川 跡	川跡自主防災団消防隊	23名
鳶 巣	鳶巣地区自主防災会	397世帯
朝 山	馬木町自治消防団	13名
	木村自衛消防隊	7名
	所原上地区自主防災隊	17名
	所原中地区自主防災隊	14名
稗 原	川平下三坂自主防災班	17名
	稗原市森自治会消防OBクラブ	8名
神 門	芦渡北自衛消防隊	24名
	沖上自衛消防隊	12名
長 浜	リバーサイドタウン川西町内自衛消防隊	20名
	上向自衛消防隊	36名
	上組町内自衛消防隊	13名
	下組自治消防隊	48名
	北組自治消防隊	41名
	中組自治消防隊	17名
	崎屋地区自衛消防隊	11名

#### 【斐川地域】

地区	名 称	人 員
出西	神氷地区自主防災組織	25名
阿宮	阿宮上出西自主防災隊	9名

**【平田地区】**

地 区	名 称	人 員
平 田	平田地区消防協力隊	20名
灘 分	灘分地区消防協力隊	15名
国 富	国富地区消防協力隊	12名
西 田	西田地区消防協力隊	16名
//	万田自治会特設消防団	10名
鰐 淵	鰐淵地区消防協力隊	10名
//	鰐淵別所特設自衛消防隊	10名
//	河下自衛消防隊	12名
久多美	久多美地区消防協力隊	15名
檜 山	檜山地区消防協力隊	10名
東	東地区消防協力隊	15名
//	東一畑自衛消防隊	10名
北 浜	北浜地区消防協力隊	8名
//	北浜相代自衛消防隊	9名
//	十六島消防協力隊	16名
//	美保町消防 OB 隊	13名
//	塩津町女性消防隊	10名
佐 香	佐香地区消防協力隊	16名
//	坂浦消防協力隊	11名
//	坂浦女性消防隊	2名
//	三津町女性消防隊	10名
//	小伊津町女性消防隊	8名
伊 野	伊野地区消防協力隊	13名
//	西地合女性消防隊	26名
//	東地合女性消防隊	17名

**【佐田地区】**

地 区	名 称	人 員
佐 田	稲田消火班	15名

**【多伎地区】**

地 区	名 称	人 員
久 村	久村消防協力隊	8名
田 岐	小田・多岐消防協力隊	10名
田 儀	田儀消防協力隊	8名

**【大社地区】**

地 区	名 称	人 員
日御碕	日御碕自衛消防隊	14名
	日御碕女性消防隊	22名
鵜 峠	鵜峠女性防火クラブ	15名

イ. 水 防

**【出雲地区】**

地 区	名 称	人 員
大 津	大津消水防協力隊	21名
塩 冶	塩冶水防協力隊	30名
川 跡	川跡自主防災隊	23名
鳶 巣	鳶巣消水防隊	10名
	鳶巣地区自主防災隊	397世帯
朝 山	馬木町自治消防団	14名
上 津	上津地区防災隊	30名

**【佐田地区】**

地 区	名 称	人 員
窪 田	窪田地区コミュニティ自主防災会	564世帯

# 第14 避難行動要支援者対策関係

福祉推進課：高齢者福祉課：保育幼稚園課：医療介護連携室

## 1. 避難行動要支援者関連社会福祉施設（水害）

【凡例】通知対象となる河川  
 斐伊川…1 神戸川…2 斐伊川、神戸川両方…3

※複数の施設の運営している事業者（施設）は重複して掲載していません。

番号	施設種別名	施設名	対象河川	施設所在地
1	高齢者デイサービスセンター	デイサービスハートキュア ひらた	1	出雲市国富町832番2
2	高齢者デイサービスセンター	デイサービスセンター小山	3	出雲市小山町456-1
3	高齢者デイサービスセンター	デイサービス 暖談	3	出雲市大社町遙堪666番地
4	高齢者デイサービスセンター	やすらぎの家デイサービスセンター	1	出雲市大津町2604-8
5	高齢者デイサービスセンター	ハピネデイサービスセンター出雲	3	出雲市渡橋町303-3
6	高齢者デイサービスセンター	社会福祉法人 JAI ずも福祉会 みどりの郷平田	1	出雲市平田町2308-9
7	高齢者デイサービスセンター	もくもく苑通所介護事業所	3	出雲市矢野町845
8	高齢者デイサービスセンター	穂なみデイサービスセンター	1	出雲市里方町116
9	高齢者デイサービスセンター	ウェルガーデンたんぽぽ	3	出雲市塩冶町1978-2
10	高齢者デイサービスセンター	えきまえデイサービス夢のむら	3	出雲市今市町947-1
11	高齢者デイサービスセンター	つかさデイサービスセンター	1	出雲市平田町1953-3
12	高齢者デイサービスセンター	ケアサポート相生	3	出雲市今市町741-5
13	高齢者デイサービスセンター	平田西デイサービスセンター	1	出雲市国富町57番地1
14	高齢者デイサービスセンター	通所介護事業所ケアは一ねす出雲	1	出雲市大津町289
15	高齢者デイサービスセンター	なのはな園デイサービスセンター	1	出雲市斐川町上直江1829-1
16	高齢者デイサービスセンター	出東デイサービスセンター	1	出雲市斐川町三分市1077
17	高齢者デイサービスセンター	ひかわ生協デイサービスふらみんご	1	出雲市斐川町直江4883-1
18	高齢者デイサービスセンター	デイサービスさくらんぼ	1	出雲市斐川町今在家403-1
19	高齢者デイサービスセンター	デイサービスMILK富	1	出雲市斐川町富村1465-1
20	通所リハビリテーション	深田医院	1	出雲市高岡町53-1
21	通所リハビリテーション	大曲診療所	1	出雲市大津町1941
22	高齢者デイサービスセンター	デイサービス・キートス	1	出雲市小山町404-4
23	高齢者デイサービスセンター	GENKINEXT 出雲	1	出雲市今市町869-7
24	高齢者デイサービスセンター	介護予防センター 早稲田イーライフ出雲	1	出雲市大津新崎町1丁目29-1
25	高齢者デイサービスセンター	通所介護事業所みずほの里	1	出雲市灘分町239-2
26	特別養護老人ホーム	小山園	3	出雲市小山町456-1
27	特別養護老人ホーム	もくもく苑	3	出雲市矢野町845
28	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームかんべの里	1	出雲市斐川町名島93-2
29	有料老人ホーム	シルバーコミュニティセンターいこいの郷	1	出雲市西林木町33-1
30	介護老人保健施設	介護老人保健施設「もくもく」	3	出雲市江田町278
31	認知症対応型共同生活介護	グループホーム出東ララ	1	出雲市斐川町三分市1072-1
32	認知症対応型共同生活介護	グループホーム北陽	1	出雲市武志町755-2
33	認知症グループホーム	グループホームハートキュアひらた	1	出雲市国富町832-2
34	認知症グループホーム	ハートフルおやま	3	出雲市小山町456-1
35	認知症グループホーム	グループホーム四季彩	1	出雲市灘分町204-2
36	認知症グループホーム	グループホーム暖談	3	出雲市大社町遙堪666
37	認知症グループホーム	おちらと	3	出雲市小山町362-1
38	認知症グループホーム	出雲ケアセンターそよ風	3	出雲市今市町876-9
39	認知症グループホーム	グループホームすいせん渡橋	3	出雲市渡橋町304-1
40	小規模多機能型居宅介護	おんぼらと	3	出雲市小山町362-1
41	小規模多機能型居宅介護	セカンド・サロンえるだー	3	出雲市駅南町3丁目12-1
42	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム やわらぎ渡橋	3	出雲市渡橋町304-1
43	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護事務所ケアは一ねす出雲	1	出雲市大津町289
44	障がい者施設	つばめ	1	出雲市大津新崎2-4-1
45	身体障害者福祉センター	ハートピア出雲デイセンター	1	出雲市武志町693-4
46	就労継続事業所	ぽてとはうす	1	出雲市平野町1183
47	知的障害者授産施設	太陽の里	1	出雲市斐川町名島90
48	精神障害者地域生活支援センター	ふあっと	1	出雲市武志町693-1

【凡例】通知対象となる河川  
 斐伊川…1 神戸川…2 斐伊川、神  
 戸川両方…3

※複数の施設の運営している事業者（施設）は重複して掲載していません。

番号	施設種別名	施設名	対象河川	施設所在地
49	グループホーム	第2ふたばホーム	3	出雲市今市町873-36
50	グループホーム	はまなす	1	出雲市島村町523
51	グループホーム	湖西寮	1	出雲市斐川町荘原2709-16
52	グループホーム	湖南寮	1	出雲市斐川町直江5321
53	グループホーム	いわのホーム	1	出雲市斐川町直江5321
54	グループホーム	しんかわホーム	1	出雲市斐川町大字出西3643-8
55	グループホーム	マレアンジェロ	3	出雲市大社町入南835
56	グループホーム	シェロアンジェロ	3	出雲市大社町入南835
57	グループホーム	彩華荘	1	出雲市平田町5348-8
58	児童通所施設	ハートピア出雲 スマイル	1	出雲市武志町693-4
59	地域活動支援センター	ワークショップと・ら・い	3	出雲市今市町1213
60	就労支援事業所	サン出雲	1	出雲市今市町400-6
61	就労支援事業所	飾彩房	1	出雲市平田町5348-8
62	県内病院	出雲市民病院	3	出雲市塩冶町1536番地1
63	県内病院	医療法人社団耕雲堂小林病院	3	出雲市今市町510
64	県内病院	出雲市立総合医療センター	1	出雲市灘分町613
65	県内病院	島根県立中央病院	3	出雲市姫原町四丁目1番地1
66	県内病院	斐川生協病院	1	出雲市斐川町直江4883-1
67	一般診療所	佐藤産婦人科医院	3	出雲市塩冶町1291-18
68	一般診療所	三原医院	3	出雲市今市町1605
69	一般診療所	みはら眼科皮膚科	1	出雲市今市町315-1
70	一般診療所	河原泌尿器科医院	1	出雲市西平田町85
71	一般診療所	上野医院	1	出雲市大社町菱根786-1
72	一般診療所	福田整形外科医院	1	出雲市大津新崎町1丁目44
73	一般診療所	尾添産科婦人科医院	1	出雲市大津新崎町4丁目46
74	一般診療所	外科内科山尾医院	1	出雲市大津町1099-5
75	一般診療所	江田クリニック産婦人科	1	出雲市大津町260
76	一般診療所	おおつかクリニック	3	出雲市大塚町747
77	一般診療所	出雲整形外科クリニック	3	出雲市渡橋町1140-1
78	一般診療所	松陽台佐藤クリニック	3	出雲市白枝町988-1
79	一般診療所	林整形外科医院	3	出雲市姫原町114-3
80	一般診療所	伊藤医院	1	出雲市斐川町富村635
81	一般診療所	吉野産婦人科医院	1	出雲市斐川町上直江3091
82	一般診療所	いのうえ小児科医院	1	出雲市斐川町上直江982-2
83	一般診療所	斐川中央クリニック	1	出雲市斐川町上直江1421-17
84	一般診療所	しぶや眼科	1	出雲市斐川町直江4487
85	一般診療所	高田医院	1	出雲市斐川町美南848
86	保育所	ねむの木保育園	3	出雲市駅南町1丁目12-1
87	保育所	ねむの木夜間保育園	3	出雲市駅南町1丁目12-1
88	保育所	出雲乳児保育所	1	出雲市今市町1694-9
89	保育所	出雲聖園マリア園	1	出雲市今市町284
90	保育所	中央保育所	3	出雲市今市町828-2
91	保育所	おやま保育園	3	出雲市小山町618-1
92	保育所	きんろう保育園	1	出雲市大津新崎町7丁目59
93	保育所	たちばな保育園	1	出雲市大津町1409-3
94	保育所	すぎの子保育園	1	出雲市大津町1608-20
95	保育所	おおつ保育園	1	出雲市大津町2373-1
96	保育所	おおつか保育園	3	出雲市大塚町790-1
97	保育所	なかの保育園	1	出雲市中野美保南3丁目1-1
98	保育所	わたりはし保育園	3	出雲市渡橋町1232
99	保育所	中部保育所	1	出雲市東福町420-1
100	保育所	あすなる第2保育園	3	出雲市白枝町1337-8

【凡例】通知対象となる河川  
 斐伊川…1 神戸川…2 斐伊川、神  
 戸川両方…3

※複数の施設の運営している事業者（施設）は重複して掲載していません。

番号	施設種別名	施設名	対象 河川	施設所在地
101	保育所	浜山あおい保育園	3	出雲市天神町111-1
102	保育所	みなみ保育所	1	出雲市平田町2390-33
103	保育所	平田保育所	1	出雲市平田町475-9
104	保育所	さとがた保育園	1	出雲市里方町750-1
105	保育所	ほくよう保育園	1	出雲市稲岡町372
106	保育所	ひらた西保育園	1	出雲市国富町57-1
107	保育所	直江保育所	1	出雲市斐川町美南1500
108	保育所	伊波野保育園	1	出雲市斐川町富村1206
109	保育所	出東保育園	1	出雲市斐川町三分市1071-4
110	保育所	あい川保育園	1	出雲市斐川町併川1500-1
111	児童相談所に設置される一時保護施設	出雲児童相談所	3	出雲市小山町70
112	幼稚園	東幼稚園	1	出雲市園町1334-1
113	幼稚園	今市幼稚園	3	出雲市今市町1205
114	幼稚園	中央幼稚園	3	出雲市今市町828
115	幼稚園	四絡幼稚園	3	出雲市小山町655
116	幼稚園	上津幼稚園	1	出雲市上島町884
117	幼稚園	平田幼稚園	1	出雲市西平田町17
118	幼稚園	大津幼稚園	1	出雲市大津町1683
119	幼稚園	鳶巣幼稚園	1	出雲市東林木町890-4
120	認定こども園	光幼保園	1	出雲市灘分町53-2
121	幼稚園	高浜幼稚園	1	出雲市里方町30

## 2. 避難行動要支援者関連社会福祉施設（土砂災害）

高齢者福祉課：子育て支援課：医療介護連携室：福祉推進課

番号	施設種別名	施設名	所在地	電話番号	F A X	警戒区域
1	県内病院	海星病院	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	0853-21-3545	○
2	一般診療所	上野医院	出雲市大社町菱根786-1	0853-53-2304	0853-53-2304	○
3	高齢者デイサービスセンター	乙立里家センター通所介護事業所	出雲市乙立町3162	0853-45-0378	0853-45-0370	○
4	高齢者デイサービスセンター	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷湖陵	出雲市湖陵町三部1231-1	0853-43-3930	0853-43-3933	○
5	高齢者デイサービスセンター	デイサービス 寿生の家	出雲市上塩冶町上沢2854-5	0853-25-0241	0853-25-0285	○
6	高齢者デイサービスセンター	有限会社 アクティブライフ保知石 つどいの里	出雲市知井宮町1868-5	0853-20-0386	0853-20-0387	○
7	高齢者デイサービスセンター	デイサービスセンター やまもも	出雲市多伎町口田儀750	0853-86-7710	0853-86-7711	○
8	特別養護高齢者ホーム 高齢者デイサービスセンター 生活支援ハウス	やまゆり苑 通所介護事業所 出雲市生活支援ハウス	出雲市佐田町一窪田1961-5	0853-85-8000 0853-85-8100 0853-85-8006	0853-85-8010	○
9	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護施設	斐川サンホーム 斐川サンホーム指定短期入所生活介護事業所	出雲市斐川町学頭1360-1	0853-72-9200	0853-72-9739	○
10	介護老人保健施設	ナーシングセンターひまわり	出雲市古志町2236-1	0853-21-7954	0853-21-7957	○
11	認知症グループホーム	グループホームせせらぎの家	出雲市佐田町一窪田118	0853-85-8500	0853-85-8501	○
12	認知症グループホーム	はなんばの里	出雲市多伎町口田儀750	0853-86-7700	0853-86-3577	○
13	認知症グループホーム	認知症老人グループホーム寿生の家	出雲市上塩冶町上沢2854-3	0853-30-1110	0853-25-0285	○
14	認知症グループホーム	グループホーム萌	出雲市斐川町学頭1322-1	0853-73-7170	0853-73-7177	○
15	認知症グループホーム	グループホームしあわせの里	出雲市上岡田町1031-1	0853-31-4824	0853-31-4429	○
16	高齢者デイサービスセンター	西須佐サポートセンター こもれびの家	出雲市佐田町反辺1368	0853-84-1022	0853-84-1023	○
17	高齢者デイサービスセンター	デイサービス 八幡原	出雲市佐田町八幡原262	0853-85-8282	0853-85-8288	○
18	障がい者支援施設	美野園	出雲市美野町1694-2	0853-67-0500	0853-67-0565	○
19	障がい福祉サービス事業所	エルパティオ三葉園	出雲市東郷町175-4	0853-62-0061	0853-62-0063	○
20	グループホーム	はつらつホーム	出雲市佐田町一窪田118	0853-85-8600	0853-85-8601	○
21	障がい福祉サービス事業所	ワークケアみずうみ	出雲市湖陵町三部1352	0853-43-3690	0853-43-3690	○
22	障がい福祉サービス事業所	やまびこ園	出雲市佐田町一窪田1988	0853-85-8005	0853-85-8005	○
23	幼稚園	鳶巣幼稚園	出雲市東林木町890-4	0853-21-0888	0853-21-0788	○
24	保育所	わにぶち保育所	出雲市河下町1538-1	0853-66-1151	0853-66-1151	○
25	保育所	須佐保育所	出雲市佐田町須佐1146	0853-84-0125	0853-84-0125	○

## 第15 水防関係

### 1. 重要水防区域

#### (1) 重要水防区域

ア. 国土交通省関係(出雲河川事務所) 平成27年度島根県水防計画より

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
斐伊川	斐伊川	自：出雲市上島町和久輪(三刀屋町境界) 至：穴道湖	左	14,000m	
〃	〃	自：出雲市島村町 至：穴道湖	右	4,000m	
神戸川	神戸川	自：出雲市馬木町(稗原川合流点) 至： 〃 西園町(河口)	左	11,700m	
〃	〃	自：出雲市朝山町(稗原川合流点) 至： 〃 大社町杵築西(河口)	右	12,200m	

イ. 島根県関係(出雲県土整備事務所) 平成27年度島根県水防計画より

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
十間川	十間川	自：出雲市東神西町(鉄道橋) 至： 〃 神西沖町(神西湖)	左	2,700m	
〃	〃	自：出雲市知井宮町(花月川合流点) 至： 〃 神西沖町(神西湖)	右	3,700m	
〃	〃	自：出雲市湖陵町差海(神西湖) 至： 〃 〃 〃 (河口)	左	1,600m	
〃	〃	自：出雲市湖陵町差海(神西湖) 至： 〃 〃 〃 (河口)	右	1,600m	
斐伊川	平田船川	自：出雲市平田町(河口) 至： 〃 国富町(口宇賀町界)	左	8,000m	
〃	〃	自：出雲市平田町(河口) 至： 〃 国富町(口宇賀町界)	右	8,000m	
斐伊川	〃 (湯谷川)	自：出雲市平田町(船川合流点) 至： 〃 平田町(古川町地内)	左	3,000m	
〃	〃 (〃)	自：出雲市平田町(船川合流点) 至： 〃 平田町(古川町地内)	右	3,000m	

〃	新建川	自：出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至： 〃 莊原(河口)	左	5,500m	
斐伊川	新建川	自：出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至： 〃 莊原(郡市界)	右	3,000m	
〃	五右衛門川	自：出雲市斐川町福富(北島橋) 至： 〃 黒目(河口)	左	5,500m	
〃	五右衛門川	自：出雲市斐川町福富(北島橋) 至： 〃 冲州(河口)	右	5,500m	

## 第4. 危険な箇所（平成27年度島根県水防計画より）

### ア. 国土交通省関係（出雲河川事務所）

#### （1）国土交通省管理河川重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であることあるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			増水期間中に堤防を開削する工事箇所 又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（国土交通省重要水防箇所評定基準より）

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 事 務	当 所 雲 備 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
325	斐伊川	出雲市出島町 ～灘分町 (出雲市)	左	0k135～ 0k300	165	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	平田	出雲	県土	雲備
325-1	"	"	"	0k300～ 0k500	200	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
326	"	出雲市灘分町 (出雲市)	"	0k500～ 0k650	150	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
326-1	"	"	"	0k650～ 1k100	450	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
326-2	"	"	"	1k100～ 1k650	550	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
326-3	"	"	"	1k650～ 1k700	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
329	"	出雲市灘分町(出雲市) 出雲市島村町(出雲市)	左 右	1k680	—	工作物	B	B	余裕高不足	(灘 橋)	"	"	"	"
329-1(1)	"	出雲市灘分町 (出雲市)	左	1k750～ 1k900	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
329-1(2)	"	"	"	1k210～ 2k200	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
330	"	"	"	2k200～ 2k270	70	堤防高 旧川跡	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332	"	"	"	2k270～ 2k300	30	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332-1	斐伊川	出雲市灘分町 (出雲市)	左	2k300～ 2k500	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平田	出雲	県土	雲備
332-2	"	"	"	2k500～ 2k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332-3	"	"	"	2k700～ 2k900	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
332-4	"	"	"	2k900～ 3k200	300	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332-5	"	"	"	3k200～ 3k230	30	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332-6	"	"	"	3k230～ 3k330	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
332-7	"	"	"	3k330～ 3k550	220	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
333-1	"	"	"	3k550～ 3k700	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
334	"	"	"	3k700～ 3k800	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
334-1(1)	"	"	"	3k800～ 4k080	280	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
334-3	"	"	"	4k175～ 4k300	125	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
335	斐伊川	出雲市灘分町(出雲市) 出雲市斐川町坂田(出雲市)	左 右	4k150	—	工作物	B	B	余裕高不足	(瑞徳大橋)	平田	出雲	県土	雲備
336	"	出雲市灘分町 (出雲市)	左	4k300～ 4k370	70	堤防高 堤防断面 旧川跡	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
336-1	"	"	"	4k370～ 4k450	80	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
337	"	"	"	4k450～ 4k500	50	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
337-1	"	出雲市灘分町 ～西代町 (出雲市)	"	4k500～ 4k700	200	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"	"

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
338	〃	出雲市西代町 (出雲市)	〃	5k680～ 5k760	80	旧川跡	要	要			〃	〃		
341	〃	〃	〃	8k340～ 8k420	80	旧川跡	要	要			〃	〃		
342 -1 (2)	〃	〃	〃	10k550～11k150	600	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	〃	〃		
343	〃	〃	〃	11k150～11k200	50	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
343 -1	〃	〃	〃	11k200～11k250	50	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
343 -1 (1)	〃	出雲市武志町 ～大津町 (出雲市)		11k250～11k700	450	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り				
343 -2 (1)	斐伊川	出雲市大津町 (出雲市)	左	11k700～11k800	100	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	平 田 出 張 所	出 県 土 整 備 事 務 所	雲 備 所	
343 -2 (2)	〃	〃	〃	11k800～12k300	500	法崩れ・すべり 漏水	B A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
344 -2	〃	〃	〃	12k550～12k570	20	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	木流し・裏シート張り	〃	〃		
345	〃	〃	〃	12k570～12k650	80	法崩れ・すべり 旧川跡	B 要	B	法崩れ・すべり	木流し・裏シート張り	〃	〃		
346	〃	出雲市大津町(出雲市) 出雲市斐川町名島(出雲市)	左 右	12k370	—	工作物	B	B	余裕高不足	(神立橋)	〃	〃		
348	〃	出雲市大津町 (出雲市)	左	12k650～12k700	50	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
348 -1	〃	〃	〃	12k700～13k300	600	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
348 -2	〃	〃	〃	13k300～13k350	50	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
348 -3	〃	〃	〃	13k350～13k410	60	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
348 -4	〃	〃	〃	13k410～13k500	90	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃		
348 -4 (1)	〃	〃	〃	13k500～13k800	300	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	〃	〃		
348 -5	斐伊川	出雲市大津町 (出雲市)	左	14k000～14k150	150	新堤防	要	要			平 田 出 張 所	出 県 土 整 備 事 務 所	雲 備 所	
349 -1	〃	〃	〃	14k150～14k250	100	新堤防	要	要			〃	〃		
349 -2 (1)	〃	〃	〃	14k250～14k300	50	新堤防	要	要			〃	〃		
349 -2 (2)	〃	〃	〃	14k450～14k550	100	新堤防	要	要			〃	〃		
350 (1)	〃	出雲市大津町 ～船津町 (出雲市)	〃	14k550～14k750	200	新堤防	要	要			〃	〃		
350 (2)	〃	〃	〃	14k750～14k850	100	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 〃	〃	〃		
350 -1	〃	出雲市船津町 (出雲市)	〃	14k850～14k900	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 〃	〃	〃		
351	〃	〃	〃	14k900～14k950	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 〃	〃	〃		
351 -1	〃	〃	〃	14k950～15k100	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃		
351 -2	〃	〃	〃	15k100～15k300	200	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 〃	〃	〃		

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担当 県事務	担当 場所
			左右岸	距離標	延長(m)								
351-3	〃	〃	〃	15k300～15k550	250	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
351-4	斐伊川	出雲市船津町 (出雲市)	左	15k550～15k700	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土 整備 事務	雲 備 所
353	〃	〃	〃	15k700～16k300	600	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-1	〃	出雲市船津町 ～上島町 (出雲市)	〃	16k300～16k500	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-2	〃	出雲市上島町 (出雲市)	〃	16k500～16k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-4	〃	〃	〃	17k050～17k150	100	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
353-5	〃	〃	〃	17k150～17k250	100	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面	B		断面不足	〃			
353-6	〃	〃	〃	17k250～17k300	50	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
354	〃	〃	〃	17k300～17k450	150	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
354-2	〃	〃	〃	18k600～18k700	100	漏水	A	A	漏水(動水勾配)	月の輪	〃	〃	〃
356	〃	〃	〃	18k700～18k750	50	漏水	A	A	漏水(動水勾配)	月の輪	〃	〃	〃
356-1	〃	〃	〃	18k750～18k800	50	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-1 (1)	斐伊川	出雲市上島町 (出雲市)	左	18k800～18k900	100	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土 整備 事務	雲 備 所
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-6	〃	〃	〃	18k900～19k100	200	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	A		断面不足 法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-7	〃	〃	〃	19k100～19k900	800	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-2	〃	〃	〃	19k900～20k050	150	法崩れ・すべり 漏水	A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-3	〃	〃	〃	20k050～20k200	150	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-4	〃	〃	〃	20k200～20k800	600	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
356-4 (1)	〃	〃	〃	20k800～20k850	50	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-4 (2)	〃	〃	〃	20k850～21k050	200	漏水	A	〃	漏水	月の輪	〃	〃	〃
						〃	〃		〃	〃			
356-5	〃	〃	〃	21k050～21k100	50	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 漏水	A		断面不足 漏水	月の輪			
357	〃	〃	〃	21k100～21k200	100	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 漏水	A		断面不足 漏水	月の輪			
357 (1)	斐伊川	出雲市上島町 (出雲市)	左	21k200～21k250	50	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土 整備 事務	雲 備 所
						堤防断面	B		断面不足	〃			

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 出 張 所	担 事 務 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)								
357-1	"	"	"	21k250～21k350	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
357-4	"	"	"	21k350～21k600	250	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
357-2	"	"	"	21k600～21k650	50	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						漏水	B		漏水	月の輪			
357-3	"	"	"	21k650～21k900	250	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
						漏水	B		漏水	月の輪			
358	"	出雲市上島町～雲南市三刀屋町伊萱(出雲市、雲南市)	"	21k900～22k550	650	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
358-1	"	"	"	22k550～22k700	150	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
358-2	"	"	"	22k700～23k350	650	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	A		法崩れ・すべり	裏シート張り			
361	"	雲南市三刀屋町伊萱(雲南市)	"	23k350～23k400	50	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	雲南 県土 整備 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
361-1	"	"	"	23k400～23k450	50	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
361-2	"	"	"	23k450～23k550	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
364	斐伊川	雲南市三刀屋町伊萱(雲南市)	左	24k450～25k100	650	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	雲南 県土 整備 所	南 備 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
364-1	"	"	"	25k100～25k150	50	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
364-2	"	"	"	25k150～25k300	150	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
365	"	"	"	25k300～25k525	225	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
365-1	"	雲南市三刀屋町給下(雲南市)	"	25k825～25k900	75	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
365-2	"	"	"	25k900～25k950	50	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366	"	"	"	25k950～26k050	100	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-1	"	雲南市三刀屋町下熊谷(雲南市)	"	26k050～26k125	75	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-2	"	"	"	26k125～26k175	50	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-3	"	"	"	26k175～26k235	60	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
366-4	"	"	"	26k235～26k300	65	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
367	斐伊川	雲南市三刀屋町下熊谷(雲南市)	左	26k300～26k400	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	雲南 県土 整備 所	南 備 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
367-1	"	"	"	26k400～26k650	250	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
367-2	"	"	"	26k650～26k900	250	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			
368	"	"	"	26k900～26k950	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
368-1	"	"	"	26k950～27k500	550	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			
368-2	"	"	"	27k500～27k675	175	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
368-3	"	"	"	27k675～27k900	225	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
369	"	"	"	27k900～27k950	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
369-1	"	雲南市木次町下熊谷 (雲南市)	"	27k950～28k150	200	堤防断面 法崩れ・すべり	B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
369-2	"	"	"	28k150～28k200	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
372-2	"	"	"	28k350～28k500	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
372-3	斐伊川	雲南市木次町下熊谷 (雲南市)	左	28k500～28k630	130	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	雲南 県土 整備 所	"	"
372-4	"	"	"	28k630～28k660	30	堤防高 堤防断面	B	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
373	"	"	"	28k660～28k890	230	堤防高 堤防断面	B	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
373-1	"	"	"	28k890～28k950	60	堤防断面	A	A	断面不足	積土のう	"	"	"	"
373-2	"	"	"	29k150～29k265	115	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375	"	出雲市島村町 (出雲市)	右	0k500～ 0k850	350	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	出雲 県土 整備 所	"	"
375(1)	"	"	"	0k950～1k050	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375-1	"	"	"	1k150～ 1k350	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375-2	"	"	"	1k350～ 1k500	150	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
378	"	"	"	1k500～ 1k530	30	堤防高 堤防断面 旧川跡	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
379	"	"	"	1k530～ 1k650	120	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
379-1	斐伊川	出雲市島村町 (出雲市)	右	1k650～ 1k675	25	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	"	"
379-2	"	"	"	1k675～ 1k680	5	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380(1)	"	"	"	1k680～ 1k750	70	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
380(2)	"	"	"	1k750～ 1k900	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380(3)	"	"	"	1k900～ 2k100	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
380-1	"	"	"	2k100～ 2k300	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-2	"	"	"	2k300～ 2k500	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-8	"	"	"	2k500～ 2k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-3	"	"	"	2k700～ 2k800	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-4	"	"	"	2k800～ 2k900	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-5	"	"	"	2k900～ 3k100	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体) 出雲市島村町 (出雲市)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担 当 担 事 務 出 張 所	県 当 所 土 整 備 所
			左右岸	距離標	延長(m)								
380-6	斐伊川	出雲市島村町 (出雲市)	右	3k100～ 3k255	155	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田	出雲	雲備
380-7	"	"	"	3k255～ 3k260	5	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
382	"	"	"	3k260～ 3k900	640	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し	"	"	"
382-1	"	出雲市斐川町坂田 (出雲市)	"	3k900～ 4k075	175	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう " 木流し	"	"	"
382-2(1)	"	"	"	4k075～ 4k150	75	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	木流し	"	"	"
382-2(2)	"	"	"	4k150～ 4k175	25	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
382-2(3)	"	"	"	4k175～ 4k300	125	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
383	"	"	"	4k300～ 4k500	200	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
384(1)	"	"	"	4k500～ 4k600	100	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
384(2)	"	"	"	4k600～ 4k650	50	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"
384-1(1)	斐伊川	出雲市斐川町坂田 (出雲市)	右	4k650～ 4k900	250	堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田	出雲	雲備
384-1(2)	"	"	"	4k900～ 5k000	100	法崩れ・すべり 漏水	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
385-4	"	出雲市斐川町原鹿 (出雲市)	"	5k800～ 6k300	500	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
385-7	"	出雲市斐川町鳥井 (出雲市)	"	8k630～ 8k880	250	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	木流し・裏シート張り 月の輪	"	"	"
386-1(4)	"	出雲市斐川町鳥井 ～名島 (出雲市)	"	10k250～11k000	750	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
387-1	"	出雲市斐川町名島 (出雲市)	"	11k300～11k700	400	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
387-2	"	出雲市斐川町併川 ～求院 (出雲市)	"	12k350～12k800	450	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
389	"	出雲市斐川町出西 (出雲市)	"	13k700～13k800	100	旧川跡	要	要			"	"	"
390	"	"	"	14k300～14k350	50	旧川跡	要	要			"	"	"
390-1	"	"	"	14k350～14k450	100	旧川跡	要	要			"	"	"
391-1	"	"	"	15k000～15k080	80	法崩れ・すべり 漏水	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
392	斐伊川	出雲市斐川町出西 (出雲市)	右	15k080～15k100	20	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	平田	出雲	雲備
392-1	"	"	"	15k100～15k160	60	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	A	A	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"

# 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
392-2	"	"	"	15k160~15k200	40	堤防高 旧川跡	A A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
392-3	"	"	"	15k200~15k450	250	堤防高	A A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
392-4	"	"	"	15k450~15k500	50	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
393	"	"	"	15k500~16k500	1,000	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
394	"	"	"	16k500~16k600	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
394-1	"	"	"	16k600~16k680	80	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう " 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
394-2	"	"	"	16k680~16k900	220	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
394-3	"	"	"	16k900~17k080	180	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
395-1	斐伊川	出雲市斐川町出西 (出雲市)	右	17k080~17k150	70	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 所
395-2	"	"	"	17k150~17k250	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
395-3(1)	"	"	"	17k250~17k350	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
395-3(2)	"	"	"	17k350~17k450	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
396	"	"	"	17k450~17k550	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
396-1	"	"	"	17k550~17k650	100	堤防高	B B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
397	"	"	"	17k650~17k750	100	堤防高	B B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
398(1)	"	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	"	17k750~17k800	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
398(2)	"	"	"	17k800~17k850	50	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう " 木流し・裏シート張り	"	"	"	"
398-1	"	"	"	17k850~18k100	250	堤防断面 法崩れ・すべり	B A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り	"	"	"	"
398-2	"	"	"	18k100~18k300	200	堤防断面 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	積土のう 木流し・裏シート張り 木流し	"	"	"	"
398-3(1)	斐伊川	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	右	18k300~18k600	300	堤防断面 法崩れ・すべり	B A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 所
398-3(2)	"	"	"	18k600~18k900	300	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-5	"	"	"	18k900~19k100	200	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう " 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-6(1)	"	"	"	19k100~19k300	200	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-6(2)	"	"	"	19k300~19k500	200	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-4	"	"	"	19k500~19k700	200	堤防高	A A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"

## 直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
399	"	"	"	19k700～19k790	90	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400	"	"	"	19k790～19k900	110	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400 -1	"	"	"	19k900～20k150	250	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400 -2	"	"	"	20k500～20k700	200	法崩れ・すべり 漏水	A B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403	斐伊川	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	右	20k700～20k750	50	法崩れ・すべり 漏水	A B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 所
403 -1	"	"	"	20k750～20k850	100	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A B	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403 -2	"	"	"	20k850～21k300	450	法崩れ・すべり 漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403 -3	"	"	"	21k350～21k650	300	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
403 -4	"	"	"	21k650～21k700	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"

## 直轄河川重要水防箇所調書

斐伊川水系放水路(神戸川)

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
601	神戸川	出雲市大島町 (出雲市)	左	4K475～4K500	25	新堤防	要	要			出 河 事 務	雲 川 所 務	出 雲 出 事 務	雲 備 所
617	"	出雲市東園町 (出雲市)	右	4K475～4K500	25	新堤防	要	要			"	"	"	"
618 -2	"	出雲市高松町 (出雲市)	"	6k800～6k875	75	新堤防	要	要			"	"	"	"
625	"	出雲市馬木町 (出雲市)	"	9K600～10K000	400	新堤防	要	要			"	"	"	"

イ. 島根県関係（出雲県土整備事務所）〔平成27年度島根県水防計画より〕

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。（一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、出水中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

## (3) 水防出雲支部

番 号	河川名	位 置	左 右 岸	延 長	種 別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
出- 1	高瀬川	出雲市斐川町上庄原	左	800 <sup>m</sup>	河 積	A	河積不足	積土のう工	出雲市
出- 2	"	"	右	800	"	A	"	"	"
出- 3	平田船川	出雲市西郷町	左	700	"	A	"	"	"
出- 4	"	"	右	700	"	A	"	"	"
出- 5	湯谷川	出雲市平田町～美談町	左	3,800	"	B	"	"	"
出- 6	"	"	右	3,800	"	B	"	"	"
出- 7	境 川	出雲市鹿園寺町	右	180	堤防断面	B	断面不足	杭打積土のう工	"
出- 8	宇那手川	出雲市船津町	右	200	河 積	A	河積不足	積土のう工	"
出- 9	神戸川	出雲市乙立町向名	左	500	堤体強度	B	強度不足	積土のう工 シート張工	"
出- 10	新内藤川	出雲市大社町中荒木～松寄下町	左	2,600	河 積	A	河積不足	積土のう工	"
出- 11	"	"	右	2,600	"	A	"	"	"
出- 14	"	出雲市高岡町～枝大津町	左	1,000	"	A	"	"	"
出- 15	"	"	右	1,000	"	A	"	"	"
出- 16	赤 川	出雲市塩冶町	左	550	"	A	"	"	"
出- 17	"	"	右	550	"	A	"	"	"
出- 20	塩冶赤川	出雲市高松町～白枝町	左	1,600	"	A	"	"	"
出- 21	"	"	右	1,600	"	A	"	"	"
出- 22	十間川	出雲市神西沖町	右	200	河 積	A	河積不足	"	"
出- 23	"	出雲市知井宮町	右	200	"	A	"	"	"
出- 24	"	出雲市芦渡町～下古志町	左	2,200	"	B	"	"	"
出- 25	九景川	出雲市東神西町	右	400	堤防断面	A	断面不足	"	"
出- 26	"	"	左	700	河 積	A	河積不足	"	"
出- 27	"	"	右	700	"	A	"	"	"

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
出- 28	小田川	出雲市多伎町小田	右	100	河 積	B	河積不足	積土のう工	出雲市
出- 29	堀 川	出雲市里方町	左	1,200	〃	A	〃	〃	〃
出- 30	新 川	出雲市西林木町	右	200	〃	A	〃	〃	〃
出- 31	午頭川	出雲市荒茅町	左	950	〃	A	〃	〃	〃
出- 32	〃	〃	右	950	〃	A	〃	〃	〃
出- 33	常楽寺川	出雲市西神西町～湖陵町	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出- 34	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出- 35	保知石川	出雲市神門町～知井宮町地内	左	500	〃	A	〃	〃	〃
出- 36	〃	〃	右	500	〃	A	〃	〃	〃
計		32箇所		33,780					

### 3. 土砂災害警戒区域(急傾斜・土石流・地すべり)

1. 土砂災害警戒区域 (参考：特別警戒区域) 調査結果状況 H27. 4月現在

市名	地域名	発注単位	公民館	イエロー指定					レッド基礎調査結果	
				急傾斜 ①	土石流 ②	指定年月日	地すべり ③	指定年月日	急傾斜 ①	土石流 ②
出雲市	出雲	出雲北部	今市	5	1	平成19年3月23日		平成26年4月11日	5	0
			大津	17	4				14	2
			塩冶	24	5				24	2
			高松	1	0				1	0
			高浜	13	15				13	11
			鳶巣	16	14				16	7
			神門	52	32		1		53	13
			神西	46	9		2		46	5
			平成町	1	0				1	0
			9地区	175	80		3		173	40
		出雲西部	古志	31	13		3		29	6
			乙立	46	34		3		46	18
			朝山	119	80		9		119	36
	3地区		196	127	15	194	60			
	出雲南部	上津	60	71	1	61	35			
		稗原	160	59	13	156	35			
		2地区	220	130	14	217	70			
	平田	平田東部	伊野	39	12	10	38	3		
			東	51	28	7	52	10		
			佐香	28	35	5	29	13		
			檜山	42	9	7	39	3		
			4地区	160	84	29	158	29		
		平田西部	久多美	49	19	11	51	3		
			北浜	17	21	6	17	12		
			平田	5	0	1	6	0		
			西田	49	38	9	49	7		
			国富	12	22	2	13	6		
			鰐淵	20	27	4	20	6		
			6地区	152	127	33	156	34		
		大社	大社	日御碕	36	24	3	36	7	
				鶉鷲	14	18	5	12	2	
				大社	12	10	3	12	1	
				荒木	4	3	1	4	2	
遙堪				17	10	5	17	3		
5地区	83			65	17	81	15			
湖陵	湖陵	1地区	71	31	6	68	4			
多伎	多伎	1地区	132	81	17	132	12			
佐田	佐田西部	窪田	138	107	16	138	31			
	佐田東部	須佐	239	191	24	239	50			
	2地区	377	298	40	377	81				
斐川	斐川	莊原	73	34	3	69	2			
		阿宮	32	36	1	30	3			
		出西	41	33	2	40	1			
		直江・伊波野	26	5	0	25	0			
		4地区	172	108	6	164	6			
出雲市総計			1,738	1,131		180		1,720	351	

#### 4. 雨量観測局

##### 【土砂災害予警報システム】

単位: 24 時間

観測局	所在地	警戒基準雨量
矢尾	出雲市矢尾町字上沢 929-8	110mm
稗原	出雲市稗原町字石畑蛇ヶ谷 4684-1	
所原	出雲市所原町須原 3982	
乙立	出雲市乙立町字段原 2973	
知井宮	出雲市知井宮町 1327	
万田	出雲市万田町 702-1	
坂浦	出雲市坂浦町 2472-1	
一窪田	出雲市佐田町一窪田 1398-1	90mm
宮内	出雲市佐田町須佐 634-1	
久村	出雲市多伎町久村 1356-5	
三部	出雲市湖陵町三部 737	110mm
鷺浦	出雲市大社町鷺浦 386-1	
直江	出雲市斐川町直江 1 2 3 1	

##### 【山崩れ発生予知システム】

観測局	所在地	警戒基準雨量
平田	出雲市平田町 951-1	110mm
摺木山	出雲市塩津町 679-4	
大畑	出雲市小境町 2503	
多久	出雲市多久町 446-2	
小伊津	出雲市小伊津町 948-2	
布勢	出雲市奥宇賀町 1241-2	
唐川	出雲市唐川町 1125-4	

##### 【島根県水防情報システム】

観測局	所在地	警戒基準雨量
平田	出雲市西平田町 16	110mm
大津	出雲市大津町字新崎 1139(出雲合庁)	
大社	出雲市大社町修理免字西原 808-8	
佐田	出雲市佐田町反辺字淀原 1942-2	90mm
小田	出雲市多伎町小田 1359-1	

**【気象庁 アメダス】**

観測局	所在地	警戒基準雨量
芦 渡	出雲市芦渡町 2440(農業試験場)	110mm
大 呂	出雲市佐田町大呂 282	90mm
斐 川	出雲市斐川町沖洲(出雲空港出張所)	110mm

**【国土交通省河川流域総合情報システム】**

観測局	所在地	警戒基準雨量
塩冶神前	出雲市塩冶有原町 5-1	110mm
西平田	出雲市西平田町 56	

## 5. 水位観測局

### 【国土交通省「川の防災情報」】

水系	河川名	観測所名	所管	計画高水位	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位
斐伊川	斐伊川	大津	国	3.60	3.20	2.90	2.50	1.60
		上島	国	7.90	6.30	5.70	4.00	2.90
		灘分	国	4.80	4.60	4.40	2.80	2.00
	神戸川	仁江	県	—	—	—	3.00	2.50
		佐田	県	—	—	—	2.95	2.45
		馬木	国	7.00	7.00	6.30	3.50	3.00
		古志橋	国	5.50	5.40	5.00	3.10	1.60
		妙見橋	国	—	—	—	—	—
		木村橋	県	—	—	—	—	—
	平田船川	西平田	県	—	—	—	1.50	1.20
		一文橋	県	—	—	—	1.20	0.80
	湯谷川	湯谷川	県	—	—	—	0.90	0.70
	論田川	論田川	県	—	—	—	0.80	0.60
	赤川	赤川	県	—	—	—	1.30	0.70
	新内藤川	新内藤川	県	—	—	—	1.80	1.00
	穴道湖	東	国	—	—	—	—	—
新建川	新橋	県	—	—	—	1.50	0.90	
五右衛門川	五右衛門橋	県	—	—	—	2.10	1.30	
高瀬川	高瀬川	県	—	—	—	0.90	0.50	
堀川	堀川	流下橋	県	—	—	—	1.80	1.30
十間川	十間川	十間川	県	—	—	—	2.30	1.40
		神西湖	県	—	—	—	0.90	0.80

## 第16 協定関係

### 1. 災害時の相互応援に関する協定書

島根県(以下「県」という。)及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き等)

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局(以下「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前号の要請を待ついとまがないと認めるときは、前号の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前号の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑におこなわれるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書 60 通を作成し、各自が記名・押印して、各 1 通を所持する。

平成8年2月1日

## 2. 風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書

出雲市建設業協会会長 今岡余一良(以下「甲」という。 )と出雲市長 西尾理弘(以下「乙」という。 )は、風水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。 )が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の、災害応急対策業務の実施(以下「応急対策業務」という。 )に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において乙の管理する道路、河川等の公共土木施設(以下「公共土木施設」という。 )の機能確保及び回復のため、甲の協力を得て障害物の除去及び交通規制措置、応急工事等の応急対策業務を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定める。

(応急対策業務実施者)

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、乙と協議のうえ、甲に加入する建設業者(以下「建設業者」という。 )の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。

2 甲は、毎年度、災害時に対応可能な建設資材等の数量を取りまとめ、「別記様式1」により乙に報告するものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、「別記様式2」により建設業者に出動を要請するものとする。

[要請基準]

ア 災害が発生又は予想され、市民の安全及び生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合。

イ 地震により災害が発生した場合。

ウ その他乙が特に必要と認めた場合。(局地的豪雨、豪雪等)

2 建設業者は、災害により通信手段が途絶し乙との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による乙の要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、出動するものとする。

(活動)

第4条 建設業者は、応急対策業務の必要があると認めたときは、その状況を乙に連絡し、乙の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 建設業者は、乙の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認められたときは、自主的に必要な対策を講ずるものとする。

(報告)

第5条 応急対策業務に出動した建設業者は、被害状況を速やかに乙に連絡するものとする。

2 建設業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式3」により、活動状況を乙に報告するものとする。

3 乙は、前項による報告を受けたときは、その写しを甲に送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の活動に要した経費は、乙が負担し、建設業者に支払うものとする。

2 経費は前条第2項の報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として積算した額とする。

3 経費の支払いは、出雲市契約規則によるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて従事した者(以下「従事者」という。)がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び出雲市防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年(2005)6月15日

甲 出雲市建設業協会  
会長 今岡余一良

乙 出雲市  
出雲市長 西尾理弘

### 3. 災害情報放送の実施に関する協定書

出雲ケーブルビジョン株式会社 代表取締役 今岡 余一良(以下「甲」という。)と  
出雲市長 西尾 理弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、  
次のとおり協定を定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

(災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生する恐れのある場合は、甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。ただし、気象庁から出雲地区に大雨、洪水警報が発令されたときは、甲は乙の要請を待たずに、L字映像による放送を開始するものとする。

2 前項の放送を要請する際の基準は次のとおりとする。

- (1) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想される時。
- (2) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められる時。

(放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

(連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更

新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度

甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を  
保有するものとする。

平成17年(2005)6月15日

甲 島根県出雲市渡橋町  
出雲ケーブルビジョン株式会社  
代表取締役 今岡余一良

乙 出雲市  
出雲市長 西尾理弘

#### 4. 災害時における相互協力に関する協定書

出雲市内郵便局代表者 出雲郵便局長 吉田 栄一(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾 理弘(以下「乙」という。)は出雲市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

(用語の定義)

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(協力要請事項)

第2条 甲及び乙は、出雲市内に災害が発生し次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、出雲市内の状況に応じ、迅速に対応する必要があるときは、乙及び出雲市を管轄する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

(1) 甲又は乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用。

(2) 甲又は乙が確保した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互交換。

(3) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置。

(4) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議のうえ、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第5条 乙は甲に対して、乙の災害対策本部へ甲の職員派遣を要請することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するも

のとする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第7条 出雲市内の郵便局は、乙が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲郵便局長、乙においては出雲市総務部総務課長とする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙両者が協議のうえ決定する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年(2005)6月23日

甲 出雲市内郵便局 代表者  
出雲郵便局長 吉田栄一

乙 出雲市  
出雲市長 西尾理弘

## 5. 災害時における備蓄非常食料品に関する協定書

(目的)

第1条 アルファー食品株式会社（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）とは、出雲市内における災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 乙は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、甲に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(食料品の引渡し)

第3条 食料品の引渡場所は、乙の指定する場所とし、乙は、当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第4条 この協定に基づき甲が供給した食料品の対価は、乙が負担する。ただし、甲は、食料品の種類、数量に応じて、乙へ可能な範囲での寄贈を検討するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年(2009)12月1日

(甲) 出雲市大社町北荒木645番地  
アルファー食品株式会社  
代表取締役 森山 信雄

(乙) 出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長岡 秀人

## 6. 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の種類)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所(以下「管理所」という。)の長に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動(救急業務を含む。)に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援にかかる協定書(以下「消防相互応援協定」という。)及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書(以下「救急相互応援協定」という。)に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

(経費負担)

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定める所により負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運行経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ各1通を所持する。

平成6年3月28日

## 7. 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 奈良県桜井市(以下「甲」という。)と島根県出雲市(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)を定め、物資等の相互援助を行うものとする。

(要請)

第2条 甲又は乙が、災害の発生により援助の要請を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって協定の相手方へ要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請することができることとし、要請の文書は事後でも差し支えないものとする。

(1)災害の状況及び要請理由

(2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類及び数量

(3)必要とする期間

(4)希望する場所

(5)その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた団体は、協定に基づき要請業務を履行するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために使用した資器材等の維持管理については、援助を要請した団体(以下「要請団体」という。)が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務の実施及び前条の維持管理に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定める。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の徹底及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)桜井市市長公室企画課長

(2)出雲市総務部総務課長

(資料の交換)

第7条 この協定に基づいて援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回以上地域防災計画そ

その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年11月9日から平成18年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定の改正についての意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名して、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月9日

奈良県桜井市長      長 谷 川 明

島根県出雲市長      西 尾 理 弘

## 8. メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)とコカ・コーラウエストジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、メッセージボード搭載災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置及び運用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自動販売機搭載のメッセージボードを利用した行政情報の発信及び風水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合における自動販売機内商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

(行政情報等の配信)

第2条 メッセージボードを利用して配信する情報は、甲の行政情報、時事通信社が配信する時事フラッシュニュースのほか、甲が必要と認めた情報とする。

(支援体制)

第3条 出雲市に災害等が発生し、上水道施設が破壊または寸断され、甲が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置したとき、甲はその旨を速やかに乙に連絡し、無料開放の支援を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、遅滞なく支援体制を整えるものとする。ただし、道路不通あるいは停電等により支障が生じた時は、甲と協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

(無料開放)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から無料開放の要請があったときは、速やかに自動販売機内の商品について無料開放の許可をするものとする。

2 無料開放は水道施設が復旧又は市民に対する飲料水の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断した時までとする。

3 無料開放の期間中、乙は自動販売機への商品の補給を1日1回行うものとする。

4 甲は、前項の補給に使用する乙の車輛をあらかじめ「緊急救援物資車輛」と認定し、協定締結後速やかに認定証を交付するものとする。

(設置及び撤去)

第5条 自動販売機の設置箇所については、甲乙協議のうえ決定するものとし、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

(設置条件)

第 6 条 甲の管理する施設に自動販売機を設置する場合は、出雲市行政財産使用料条例（平成 17 年出雲市条例第 8 1 号）第 2 条に規定する行政財産使用料を納付しなければならない。

2 メッセージボード使用に関する通信機器の構築に係る費用は甲の負担とし、行政情報配信、時事通信社ニュース配信等に関する通信料等は乙の負担とする。

3 無料開放期間以外の平常時における自動販売機内商品の売価は通常価格とし、甲の管理する施設に設置された商品販売に伴う手数料は免除するものとする。

(協定の効力及び更新)

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、協定終了日 30 日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定延長を行わない旨の通知がない場合には、この協定は同一内容をもって更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第 8 条 乙は、本契約の履行を通じて知りえる甲の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 20 年(2008)12 月 8 日

甲 出雲市今市町 109 番地 1  
出雲市  
出雲市長 西 尾 理 弘

乙 福岡市東区箱崎 7 丁目 9 番 66 号  
コカ・コーラウエストジャパン株式会社  
代表取締役社長 原 田 忠 継

## 9. 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い確認書

出雲市長 西尾理弘(以下「甲」という。)と中国電力株式会社 出雲営業所長 高丸輝生(以下「乙」という。)は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所における住民への周知
- (5) 道路等の被災状況の情報提供
- (6) その他必要に応じた協力

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、協力するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等により、停電復旧業務に支障を及ぼす道路の復旧等に関する事項(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(取扱いの変更)

第6条 この取り扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取り扱いの実施に必要な事項については、甲および乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取り扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この取り扱いを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月24日

甲 出雲市今市町109番地1

出雲市

出雲市長 西尾理弘

乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社

出雲営業所長 高丸輝生

## 10. 災害時における宿泊施設の使用に関する協定

### (通称：「災害キューナンホテル」)

出雲ホテル連絡協議会(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)は、甲の施設を災害時における一時的な避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害により住家が焼失・損壊し、生活の本拠を失った者又はそのおそれがある者に対し、一時的な避難措置として、甲の施設を使用することに関する基本的な事項を定める。

(施設使用の要請及び受託)

第2条 乙は、災害の発生時において、住家及び市長があらかじめ指定する避難所では対応が困難な者のために、次条に掲げる施設を一時的な避難所として使用することを甲に要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

(対象施設)

第3条 前条第1項の規定による施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
出雲ステーションホテル	出雲市今市町 1261 番地 23
出雲ロイヤルホテル	出雲市渡橋町 831 番地
ビジネスホテルながた	出雲市今市町 864 番地 5
ホテルエイト	出雲市今市町 882 番地 1
ホテル武志山荘	出雲市今市町 2041 番地
ホテルリッチガーデン	出雲市天神町 860 番地 10
ホテルサンヌーベ	出雲市西新町一丁目 2548 番地 1
ツインリーブスホテル出雲	出雲市駅北町 4 番地 1
ひらたメイプルホテル	出雲市平田町 2451 番地
出雲空港ホテル	斐川町荘原 2891 番地 3

(要請手続き)

第4条 乙は、甲の施設を一時的な避難所として使用しようとするときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(使用の期間)

第5条 甲の施設を一時的な避難所として使用する期間は、原則として、2泊3日とする。

ただし、乙の要請により甲が受諾した場合は、これを延長できるものとする。

(受入れ対象者)

第6条 甲の施設を一時的な避難所として使用できる者は、災害により、緊急に宿泊の援護を必要とし、乙の指定する避難所等において対応が困難であると乙が認めた者とする。

(費用の負担)

第7条 第5条に規定する宿泊においては、1泊につき2食を基本として甲が提供するものとし、その費用については、甲の負担とする。ただし、乙の要請により施設の使用期間を延長した場合の費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 出雲ホテル連絡協議会 会長

(2) 出雲市 総務部 総務課 課長

(個人情報の取扱い)

第9条 甲は、本協定の履行を通じて知りえる全ての情報に関しては、適切な管理を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の運用に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 4月 19日

甲 出雲市今市町 1261 番地 23

出雲ホテル連絡協議会

会 長 田 邊 達 也

乙 出雲市今市町 109 番地 1

出雲市

出雲市長 西 尾 理 弘

## 11. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書

島根ヤクルト販売株式会社（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置及び運用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害・地震・その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における自動販売機内商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（無料開放）

第2条 乙が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合、当該自動販売機設置施設が避難所となった場合等において、乙が無料開放を必要と判断したときは、乙はその旨を速やかに甲に連絡し、無料開放の支援を要請するものとする。

2 前項の規定により、乙から無料開放の要請があったときは、甲は速やかに自動販売機の鍵を開け、自動販売機内の商品について無料開放を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 甲は、本契約の履行を通じて知りえる乙の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自の1通を保有する。

平成18年(2006) 6月 1日

甲 出雲市渡橋町 765 番地 2  
島根ヤクルト販売株式会社  
代表取締役社長 山本 祥二

乙 出雲市今市町 109 番地 1  
出雲市  
出雲市長 西尾 理弘

## 12. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書

山陰中央ヤクルト販売株式会社（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置及び運用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害・地震・その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における自動販売機内商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（無料開放）

第2条 乙が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合、当該自動販売機設置施設が避難所となった場合等において、乙が無料開放を必要と判断したときは、乙はその旨を速やかに甲に連絡し、無料開放の支援を要請するものとする。

2 前項の規定により、乙から無料開放の要請があったときは、甲は速やかに自動販売機の鍵を開け、自動販売機内の商品について無料開放を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 甲は、本契約の履行を通じて知りえる乙の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年(2006)6月1日

甲 松江市東津田町1,847番地1  
山陰中央ヤクルト販売株式会社  
代表取締役社長 藤原 正武

乙 出雲市今市町109番地1  
出雲市  
出雲市長 西尾 理弘

### 13. 災害情報放送の実施に関する協定書

ひらたCATV株式会社 代表取締役社長 飯塚 俊之(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾 理弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、次のとおり協定を定める。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

#### (災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の基準により甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。

- (1) 気象庁から出雲地区に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報が発令されたとき。
- (2) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想される時。
- (3) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められるとき。

#### (放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

#### (連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくこととする。

#### (費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

#### (協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

#### (防災会議・防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

#### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 7月14日

甲 島根県出雲市平田町 2110-1  
ひらたCATV株式会社  
代表取締役社長 飯塚 俊之

乙 出雲市今市町 109-1  
出雲市  
出雲市長 西尾 理弘

## 14. 災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

出雲市長（以下「甲」という。）と島根県電気工事工業組合出雲支部長（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の、電気設備等の復旧業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において、災害等が発生した場合に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、乙が電気設備等の災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（支援協力の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への通報等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること。

2 甲は、前項に定めのない場合については、乙と協議のうえ支援協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を記載した支援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援協力を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名、場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2号。以下「完了報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに完了報告書を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の支援協力の要請に対応するために、災害復旧等のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙の甲からの支援協力要請に要した経費は、災害発生時における甲の属する地域内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年（2009）1月19日

甲 出雲市今市町109番地1  
出雲市  
出雲市長 西尾理弘

乙 出雲市天神町77番地  
島根県電気工事工業組合出雲支部  
支部長 矢田信一

## 15. 災害時における物資の調達に関する協定書

出雲市長（以下「甲」という。）と株式会社ポプラ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が出雲市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において、災害発生時等に、甲が行うり災者及び災害対策業務従事者等（以下「り災者等」という。）に対する物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時等には、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況について、「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（様式第2号）により甲へ提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第5条 り災者等への物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、物資の引渡しを甲が指定する場所で、甲の指定する者に対して行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生時等の直前の乙の店舗での販売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙が行った物資の運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱していると認められる場合にあっては、甲乙協議のうえ、負担額を決定する。

（経費の支払い）

第7条 前条の経費は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（体制の整備）

第8条 甲及び乙は、物資供給に支障が生じないよう、本協定締結後速やかに、連絡体制、連絡方法を記載した「連絡責任者届」（様式第3号）により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合にも直ちに相手方へ報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（特殊事情の扱い）

第10条 乙は、自己の加盟店又は運送業等の関係者に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合

には、この限りでない。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年(2009)1月13日

甲 出雲市今市町109番地1  
出雲市  
出雲市長 西尾理弘

乙 広島市安佐北区安佐町大字久地665-1  
株式会社ボブラ  
代表取締役社長 目黒真司

## 16. 災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

(目的)

第1条 イオンリテール株式会社西日本カンパニー(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資(以下「物資」という。)の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 乙は、災害時に物資を必要とするときは、甲に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(物資の種類)

第3条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲の取扱商品

(物資の供給等)

第4条 甲は、第2条の規定により要請されたときは、物資の供給、運搬等の支援を積極的に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲、乙協議のうえ対応を決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡場所は、乙の指定する場所とし、乙は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき甲が供給した物資の対価については、乙の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはイオンリテール株式会社ジャスコ出雲店長とし、乙においては出雲市総務課長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、甲の出雲市所在の店舗が閉店したとき及び第3条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月13日

(甲) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号  
イオンリテール株式会社西日本カンパニー  
山陰事業部 事業部長  
田 中 博

(乙) 出雲市今市町109-1  
出雲市  
出雲市長 西 尾 理 弘

## 17. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

島根県石油協同組合出雲支部（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）、乙が必要とする石油類燃料を甲が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、乙が救援活動及び災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 乙は、災害時において、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合、甲に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

（石油類燃料の供給及び運搬の手続き）

第4条 乙は、甲に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、要請書（様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 石油類燃料の運搬は、甲が行うものとする。

（引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、乙が指定する。

2 乙は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（報告）

第6条 甲は、乙の要請により協力した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲がこの協定に基づき、乙からの石油類燃料の供給及び運搬要請に要した経費は、乙が負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時における出雲市内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年（2010）6月1日

甲 出雲市小山町571番地1  
島根県石油協同組合出雲支部  
支部長 森山康郎

乙 出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長岡秀人

## 18. 災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

出雲市測量設計業協会「出雲会」会長（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、甲が乙に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、乙が甲に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の目視による点検
- (2) 被災状況の調査及び写真撮影
- (3) 被災状況の概略図の作成
- (4) 甲の有する資格等に基づく技術的助言
- (5) その他乙が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 乙は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を交付するものとする。

- (1) 応援業務の種類
- (2) 応援業務の具体的な内容、場所・施設等
- (3) 応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 甲は、前条の規定により乙から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 甲が応援業務を実施している場合にあつて、覚知した災害等による被災情報については、積極的に乙へ提供するものとする。

（報告）

第5条 甲は、乙の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲がこの協定に基づき、乙からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成22年7月15日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年(2010)7月15日

甲 出雲市浜町513番地2  
出雲市測量設計業協会(出雲会)  
会 長 高 橋 英 一

乙 出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長 岡 秀 人

## 19. 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定

出雲市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民（以下「市民」という。）の安全を確保するために、乙から甲へ適切に情報等を連絡することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（安全確保等の責務）

第1条 乙は、発電所から放出される放射性物質に対する市民の安全確保を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲及び乙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) その他必要と認められる事項

（保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡）

第4条 乙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲に連絡するものとする。

（異常時における連絡）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項について発生時に甲へ連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設等の故障関係
  - ① 原子炉施設等の故障があったとき。
  - ② 安全関係設備について、その機能に支障が生じる不調を発見したとき。
  - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止若しくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止若しくは出力変化が必要となったとき。
  - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ、運転を停止しなければならないおそれが

あるとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して、特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲は、乙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

(防災対策)

第7条 乙は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第8条 乙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第9条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第4条、第5条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話又はファックスで連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものと

する。

(協定の改定)

第11条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第12条 この協定の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年(2011)1月25日

甲 島根県出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長岡秀人

乙 広島県広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長 山下隆

## 20. 災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書

出雲アマチュア無線クラブ（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における情報の収集及び伝達（以下「非常無線通信」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内での災害時等において、乙の要請に基づき甲が協力して実施する非常無線通信の手続等を定める。

（非常無線通信の性格）

第2条 非常無線通信は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（協力要請等）

第3条 乙は、災害時等の非常無線通信の必要があると認めるときは、甲に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請を受けた甲は、非常無線通信について実施するものとする。

3 甲は、乙から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報等については乙へ提供するものとする。

（協力要請に係る手続き）

第4条 前条第1項の規定による協力要請に係る手続きは、出雲市総務部危機管理監（以下「危機管理監」という。）が行うものとする。

2 前項の協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者又は連絡者等を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

（非常無線通信の内容）

第5条 甲は、次に掲げる事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 住民の避難状況及び安否状況
- (3) 被害者の発生状況及び救護の状況
- (4) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) その他必要と認められる事項

（経費の負担）

第6条 非常無線通信にかかる経費は、無償とする。

(災害補償)

第7条 第3条第2項の規定により非常無線通信に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、出雲市消防団員等公務災害補償条例(平成17年出雲市条例第306号)の例により、乙が補償する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年(2011)3月24日

甲 出雲市今市町1602番地  
出雲アマチュア無線クラブ  
会長 直良 潔

乙 出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長岡 秀人

## 21. 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。 )と出雲市長(以下「乙」という。 )は、出雲市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。 )の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、出雲市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、出雲市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月28日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 出雲市 出雲市長 長岡 秀人

## 22. 災害時における相互応援協定書

岡山県津山市、長崎県諫早市及び島根県出雲市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災した児童、生徒の一時受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害による通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、被災市以外の市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

(情報交換)

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、関係市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書を3通作成し、各市長署名のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成23年(2011)7月29日

津山市長

諫早市長

出雲市長

## 23. 緊急時における緊急情報放送に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムいずも（以下「乙」という。）は、緊急時における緊急情報放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市に武力攻撃事態又は緊急処理事態、自然災害、原子力災害、大規模事故その他の事象により、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、市民に迅速に災害情報および防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（緊急情報放送の要請）

第2条 甲は、市民への災害情報および防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、乙の連絡責任者に連絡した後、次に掲げる事項を明らかにし、ファクシミリまたは電子メールにて緊急情報放送を行うことを乙に要請するものとする。

（1）緊急情報放送を要請する理由

（2）緊急情報放送の内容

（3）前2号に掲げるものの他、必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、放送の形式とその内容および時刻等を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

2 甲は、緊急に市民への防災情報の伝達が必要と判断したときは、出雲市役所に設置している割込み放送機材を使用し、緊急情報放送を行うことができる。

（災害等緊急事態における情報等の提供）

第4条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害等緊急事態の規模、被害の状況、復旧の見通し、その他の緊急情報放送に必要な情報を速やかに乙に提供するものとする。

（社員の派遣）

第5条 甲及び乙は、災害等緊急事態の規模により緊急情報放送の必要性が増大した場合は、双方協議のうえ、乙の社員を甲に派遣し、緊急情報放送を行うこととする。

（連絡責任者等）

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

（1）甲の連絡責任者 出雲市危機管理監（出雲市防災交通課長）

（2）乙の連絡責任者 株式会社エフエムいずも 代表取締役

2 連絡責任者に変更のあった場合は、その都度相互に連絡する。

(緊急情報放送体制の解除)

第7条 甲または乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申し入れを行い、双方合意のうえで解除する。

(放送に係る責任及び費用負担)

第8条 電波法に基づくコミュニティエフエム放送事業者として、緊急情報放送にかかる責任は乙が負う。

2 緊急情報放送に関する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 緊急情報放送の実施により生じた費用については、原則乙の負担とする。

(2) 緊急情報放送の実施により、予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙は当該広告主等との間の協議によりその解決を図るものとする。

(運用)

第9条 この協定の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有するものとする。

平成23(2011)年12月14日

甲 出雲市今市町70番地  
出雲市

乙 出雲市里方町545番地  
株式会社 エフエムいずも

## 24. 緊急事態における隊友会の協力に関する協定

出雲市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会島根県隊友会（以下「乙」という。）は、緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、出雲市内において武力攻撃事態等又は緊急処理事態、自然災害、原子力災害、大規模事故その他の市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく国民保護のための措置の実施に必要な援助。
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく防災等の業務に関する必要な援助。
- (4) その他必要と認められる援助。

### （協力の要請等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条各号に定める協力を乙に要請することができるものとする。

2 協力要請は文書によるものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

### （安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

### （協力のための準備）

第5条 乙は、初動の迅速を図るため、平素から連絡体制を整備しておくものとする。

2 乙は、甲の求めに応じ、現在の協力可能人員を通知するものとする。

### （経費の負担）

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。

### （損害補償）

第7条 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月28日

甲 出雲市  
出雲市長

乙 公益社団法人隊友会  
島根県隊友会会長

## 25. 災害時における消防水等の供給支援に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と出雲地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等の支援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、出雲市内及びその周辺で大規模な火災が発生した場合、事故等その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火等のための水の供給、生活水の確保、その他必要な業務の協力を要請（以下「要請業務」という。）することができる。

2 乙は、要請業務があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急措置を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式1により甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による応援に要した経費については、実費を勘案し甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（補償）

第5条 甲は、その要請により協力をした乙の組合員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（訓練）

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲市総務部防災安全課長、乙においては出雲地区生コンクリート協同組合事務局長とする。

（協定の期間及び継続）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議

して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月2日

甲 出雲市今市町70番地  
出雲市  
市長

乙 出雲市塩冶原町1丁目3番24号  
出雲地区生コンクリート協同組合  
理事長

## 26. 防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、出雲市管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が出雲市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援することとする。

（情報交換の実施）

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

（平常時の連携）

**第3条** 甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

**第4条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月24日

甲 気象庁 松江地方気象台長

乙 出雲市 出雲市長

## 27. 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

### （目的）

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の内容）

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （平常時における協力体制）

第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

### （危機事象発生時における応援体制）

第4条 応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

### （危機事象発生時における受入体制）

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

### （事務局）

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

### （連絡担当部局）

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年 月 日

鳥 取 県 鳥 取 市

鳥 取 県 米 子 市

鳥 取 県 倉 吉 市

鳥 取 県 境 港 市

島 根 県 松 江 市

島 根 県 浜 田 市

島 根 県 出 雲 市

島 根 県 益 田 市

島 根 県 大 田 市

島 根 県 安 来 市

島 根 県 江 津 市

島 根 県 雲 南 市

## 28. 大規模災害時における相互応援に関する協定書

福島県伊達市及び島根県出雲市（以下「協定市」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの市域において、気象災害、地震災害、原子力災害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、大規模災害を受けた協定市（以下「被災市」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- （1）被災者の一時的な受入れ
- （2）食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

（応援の要請）

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び当該場所への経路
- （3）必要とする物資等の品目及び数量
- （4）必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害による通信の途絶等により被災市との連絡が出来ない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援する市の負担とする。

（情報交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定市が協議して定める。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年11月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平24年11月13日

福島県 伊達市長

島根県 出雲市長

## 29. 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助

法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及

び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適

切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速や

かに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第12条 第2条の2項及び第5条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することがで

きないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成25年5月9日から平成28年5月末日までの3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して3年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年5月9日

甲 島根県出雲市今市町70  
出雲市長

乙 島根県松江市東朝日町102  
西日本電信電話株式会社 島根支店  
支店長

### 30. 災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）及び島根県エルピーガス協会出雲支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用LPガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPガスの範囲）

第2条 この協定において緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

（要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対して緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用LPガス供給要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPガス等提供リスト（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

（1）搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

（2）搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

（現有数量の把握）

第9条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事

項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年1月15日から平成27年1月15日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月15日

甲 出雲市今市町70番地  
出雲市  
市長

乙 出雲市駅南町2丁目8番5号  
島根県エルピーガス協会 出雲支部  
支部長

### 31. 災害時における飲料水等の提供に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（販売店：森田製菓株式会社）（以下「乙」という。）は、災害時において必要となる被災者等のための飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、災害停電時飲料提供型自動販売機（以下「自販機」という。）内飲料水等の提供に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に自販機内の飲料水等について必要があると認めるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 甲は、この協定による要請を行なうときは、飲料水等提供要請書（様式第1号）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の判断で飲料水等の提供ができるものとし、後日速やかに文書を乙へ提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は前条の要請があった場合は、甲所有の施設または施設地内に設置している自販機の機内飲料水等を甲に無償提供するものとする。

2 無償提供は、水道施設が復旧又は市民に対する他の飲料水等の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断したときまでとする。

3 乙は、甲から要請があった場合には、乙の物流拠点の在庫飲料水等を救援物資として甲へ無償提供するものとする。ただし、道路不通等により支障が生じたときは、甲と乙協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

4 上記内容を明確化するため、平時から相互の連絡体制及び飲料の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（鍵の管理）

第4条 自販機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が管理するものとし、第2条の規定に基づき、甲自ら開錠するものとする。ただし、状況に応じて、乙は甲の開錠を手伝うものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第2号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（設置及び撤去）

第6条 自販機の設置箇所については、甲乙協議により決定し、別途覚書を取り交わすものとする。なお、設置場所を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすものとする。また、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

（維持管理）

第7条 通常時における自販機の電気料及び維持管理に係るすべての経費は乙の負担とする。

（有効期間）

第8条 この協定の効力は、締結の日から3年経過した年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれかから文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月25日

島根県出雲市今市町 70  
出雲市

乙 大阪市平野区長吉長原東 3 丁目 1 番 55 号  
ダイドードリンコ株式会社

### 32. 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、出雲市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、出雲市（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあっては出雲市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供

給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（従事者の損害補償）

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月26日

甲 島根県出雲市

出雲市長

乙 島根県松江市西津田

生活協同組合しまね

理事長

**第17 その他**  
**1. 被害状況報告様式**

【様式1】

**災害通報票（速報：詳報）**

災害種別	<input type="checkbox"/>	人的被害	死者	行方不明	重傷	軽傷
	<input type="checkbox"/>	住家被害	全壊	半壊	一部破損	床上浸水 床下浸水
	<input type="checkbox"/>	非住家被害	全壊	半壊	一部破損	
	<input type="checkbox"/>	農地被害	田流失・埋没	田冠水	畑流失・埋没	畑冠水
	<input type="checkbox"/>	文教施設				
	<input type="checkbox"/>	道路損壊・法面崩壊	市道	農道	林道	街路 その他( )
	<input type="checkbox"/>	道路冠水	市道	農道	林道	街路 その他( )
	<input type="checkbox"/>	河川・橋りょう	河川	橋りょう	その他( )	
	<input type="checkbox"/>	港湾				
	<input type="checkbox"/>	砂防・崖くずれ	砂防	崖くずれ		
	<input type="checkbox"/>	交通手段	鉄道不通	被害船舶	その他( )	
	<input type="checkbox"/>	ライフライン	水道	電話	電気	ガス その他( )
	<input type="checkbox"/>	農業用施設	溜池・堤防	水路		
	<input type="checkbox"/>	公園樹木・街路樹	公園樹木	街路樹		
<input type="checkbox"/>	その他施設	病院	清掃施設	その他( )		
発生年月日	年	月	日	時	分	発生場所 (町)地内
通報者 または発信者	住所	町	番地	電話	—	
	氏名					
受信者	課・室名(または班名)	氏名	受信時刻			
		内線( )	日	時	分	
受信者の とった処置						
災害の概要	受信者記入欄			担当課記入欄		

- 受信者は、受信後直ちに本票を2部作成し、担当課と防災安全課(支所にあつては地域振興課:市民サービス課)で保有すること。
- 本票に書ききれない場合は、別紙を添付のこと。
- 被災地のゼンリンを添付すること。

担当課処理欄					受付欄	
応急対策					番号	
復旧対策					時刻	日 :
被害(復旧)額	千円	復旧工事の場合	市単	公共	受付者	
本庁担当課	課	支所担当課	課	詳報用合議		
課長	係長	担当	課長	係長	担当	財政課 防災安全課 (地域振興課:市民サービス課)

## 2. 速報票様式

被害状況報告書（      日      時現在）										様式1	
市町村名											
報告者											
電話番号											
区 分		被 害		備 考							
人的被害	死者		人								
	行方不明		人								
	重傷		人								
	軽傷		人								
住家被害	全壊		棟					り災世帯数	世帯		
			世帯					り災者数	人		
			人								
	半壊		棟					り災世帯数	世帯		
			世帯					り災者数	人		
			人								
	一部損壊		棟								
			世帯								
			人								
	床上浸水		棟					り災世帯数	世帯		
			世帯					り災者数	人		
			人								
床下浸水		棟									
		世帯									
		人									
非住家被害	公共建物	全壊	棟								
		半壊	棟								
		浸水	棟								
	その他	全壊	棟								
		半壊	棟								
		浸水	棟								
＜人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意＞											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。</li> <li>・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。（一部損壊以外）</li> <li>・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。（ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。）</li> <li>・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物（役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、②その他（倉庫、車庫、作業所等）の施設とする。（学校は「その他被害」の文教施設で報告する。）</li> <li>ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</li> <li>・非住家被害は、全壊・半壊・浸水の被害を受けたもののみ計上すること。</li> <li>・非住家被害の公共建物については、備考欄に具体的な建物名を記入すること。</li> </ul>											
その他被害	田流失・埋没		ha	文教施設		箇所	水道		戸		
	田冠水		ha	病院		箇所	電話		回線		
	畑流失・埋没		ha	清掃施設		箇所	電気		戸		
	畑冠水		ha	被害船舶		箇所	ガス		戸		
							ブロック塀等		箇所		
災害対策本部等の設置状況	種 類		設置時間			廃止時間					

## 道路被害報告書（ 日 時現在）

様式2

市町村名								
報告者								
電話番号								
整理番号	道路種類 (○をつける)	路線名	発生箇所	被害内容 (○をつける)	被害発生(確認)日時 日 時間	規制内容	復旧見込み (日時等)	備考
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他( )			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他( )				

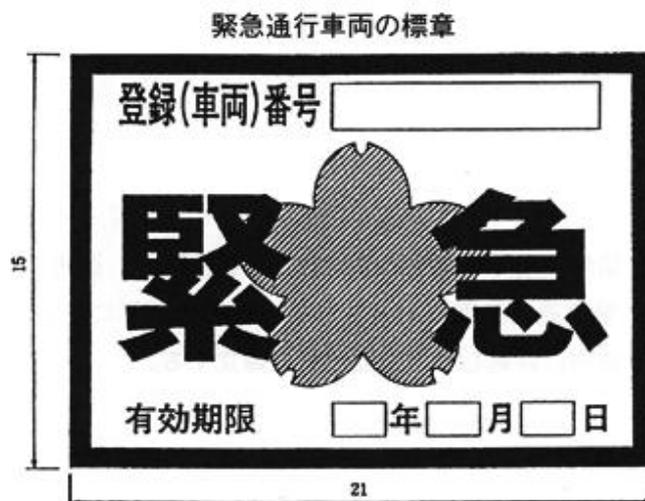
<記載上の注意>  
 ・整理番号は、当該災害の対応が終了するまで変更しないこと。





### 3. 緊急通行車両

(1) 標章(災害対策基本法施行規則様式第2)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急通行車両確認証明書(災害対策基本法施行規則様式第 4)

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名)			
使用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(3) 標示(災害対策基本法施行規則別記様式第2)



- 備考
1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
  3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

本願のとおり証明されますか。

総務部 課				【 支所 _____ 課			
課長	課長補佐	係長	担当	課長	課長補佐	係長	担当

### り災証明願

平成 年 月 日

出雲市長 様

申請者 住所 出雲市 町  
氏名 印

連絡先電話番号

代理人 住所 出雲市 町  
氏名 印

連絡先電話番号

下記のとおりり災したことを証明願います。

記

り災日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
り災原因			
り災物件	所有者	住所	
		氏名	
	所在地	出雲市 町	
	物件名		
り災状況	り災内容		
添付書類	り災写真	別添のとおり	
受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 支所	
	<input type="checkbox"/> 郵送	郵送先	郵便番号 _____ 送付先 出雲市 町

※ 証明内容は、り災証明願と同様に記述してください。

※ 保険会社等の様式がある場合は、本書の証明内容欄の記載は必要ありません。

### り災証明書

申請 平成 年 月 日

申請者 住所 出雲市 町  
氏名 印

代理人 住所 出雲市 町  
氏名 印

証明内容

り災日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
り災原因			
り災物件	所有者	住所	
		氏名	
	所在地	出雲市 町	
	物件名		
り災状況	り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊・流出 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 ( )	
添付書類	り災写真	別添のとおり	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

出雲市長 長岡 秀人

## 5. 災害年報

災 害 名												計
災害発生日												
人的被害												
死 者	人											
行方不明者	人											
負傷者	重 傷	人										
	軽 傷	人										
住家被害												
全 壊	棟											
	世帯											
	人											
半 壊	棟											
	世帯											
	人											
一部破損	棟											
	世帯											
	人											
床上浸水	棟											
	世帯											
	人											
床下浸水	棟											
	世帯											
	人											
非住家被害												
公共建物	棟											
その他	棟											
その他												
田	流失・埋没	ha										
	冠 水	ha										
畑	流失・埋没	ha										
	冠 水	ha										
学 校	箇所											
病 院	箇所											
道 路	箇所											
橋りょう	箇所											
河 川	箇所											
港 湾	箇所											
砂 防	箇所											
水 道	箇所											
清掃施設	箇所											

災 害 名								
災害発生年月日								計
その他								
崖くずれ	箇所							
鉄道不通	箇所							
船舶被害	隻							
通信被害	回線							
り災世帯数	世帯							
り災者数	人							
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
農産被害	千円							
林産被害	千円							
畜産被害	千円							
水産被害	千円							
商工被害	千円							
小 計	千円							
被害金額合計	千円							
県災害対策本部	設置							
	解散							
市災害対策本部	設置							
	解散							

公共施設被害概要(路線名/施設名/被害概要/被害金額等)

--